

下記とおり各課室に
照会します。



課
員

政策推進係長

広報広聴係長

市民協働係長

経営政策課長

事務連絡
平成24年4月16日

※プール施設(西階・浜川)について
検討中とのこと。(保健体育課・高橋計良氏)



4/16 送信済

各課室長 様

経営政策課長

平成25年度における「公の施設」の指定管理者制度導入について（照会）

公の施設につきましては、第6次行財政改革の改革項目として「指定管理者制度の活用推進」を掲げ、効率的な管理運営を推進しております。

つきましては、貴課室所管の公の施設において、平成25年度から指定管理者制度の導入を予定しているものがありましたら、下記の要領でその概要等をご回答くださいますようお願いいたします。

なお、制度導入にかかる事務につきましては、スケジュールのとおり進めたいと考えておりますので、各課室におかれましては、「指定管理者制度運用方針（平成20年度策定）」に則り、公募や選定等に係る準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 資料及び掲示場所

別紙1

- ・新規導入施設調査票
- ・24年度スケジュール【新規用】
- ・指定管理者制度運用方針

別紙2

省略

※IPKOffice「通知・通達」に掲示しています。

2. 回答方法

別添調査票をIPKOfficeメール（宛先：経営政策課 甲斐正紀）でご送付ください。

※該当施設がない場合には、回答の必要はありません。

3. 回答期限 平成24年4月27日（金）

【文書取扱】政策推進係 甲斐 正紀

内線 2171

公の施設の指定管理者制度の新規導入調査票

所管課室名：_____

1. 制度導入を予定している公の施設概要

施設の名称	
所在地	
設置年月日	
設置目的	
設置根拠条例	
施設規模	【構 造】 【延床面積】 【施設内容】
管理業務の内容	
管理運営収支 (平成23年度決算額)	【収入(施設使用料等)】： 千円 【支出(管理経費)】： 千円
現在の管理形態 (○で囲む)	全て市直営 ・ 市直営で一部委託 ・ その他 ()
利用状況	(22年度)
	(23年度)
現在の問題点、 課題等	

2. 現段階における管理運営方針

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。

(1) 募集方法

- ① 公募 【理由】()
- ② 非公募 【理由】()

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲、具体的内容





(3) 利用料金制の有無 (有 ・ 無)

(4) 指定管理料の予定額 (千円)

以 上

公の施設の指定管理者制度新規導入スケジュール

時 期	所管課の手続き項目	備 考
平成24年 4月まで	公募の有無、指定期間等の検討 募集要項、仕様書等の作成	公の施設のあり方、管理運営 方式についての検討
↓		
5月初旬	施設設置条例の制定・改正準備	【市長決裁】 ・制度導入、募集方法、 ・設置条例制定・改正等
↓		
6月	設置条例の制定・改正議決 【6月定例会市議会】	
↓		
7月～8月	指定管理者の公募、説明会等	公告やHP、広報紙へ掲載
↓		
9月	申請書類の受理 選考・候補者の予備審査（選考案の作成）	選定会議用資料作成
↓		
10月	選考・候補者の決定 【指定管理者選定会議】	※選定結果を市長決裁
↓		
11月初旬	指定管理者の指定議案提出準備	※議案提出に係る市長決裁 (総務課合議)
↓		
12月	指定管理者の指定議決 【12月定例会市議会】	
↓		
平成25年 1月～3月	指定管理者との事前協議、準備 協定書の内容確認（基本・年度）	
↓		
4月～	指定管理者による管理運営開始 所管課によるモニタリング開始	

		課室名		経営政策課			
起案日		25年5月8日		決裁日		25年5月13日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者					課長	
	 <small>経営政策課 伊住 政</small>						
		意見					
		合議者					
							
		意見					
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要 ・ <input type="checkbox"/>	

件名：公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査結果について（報告）

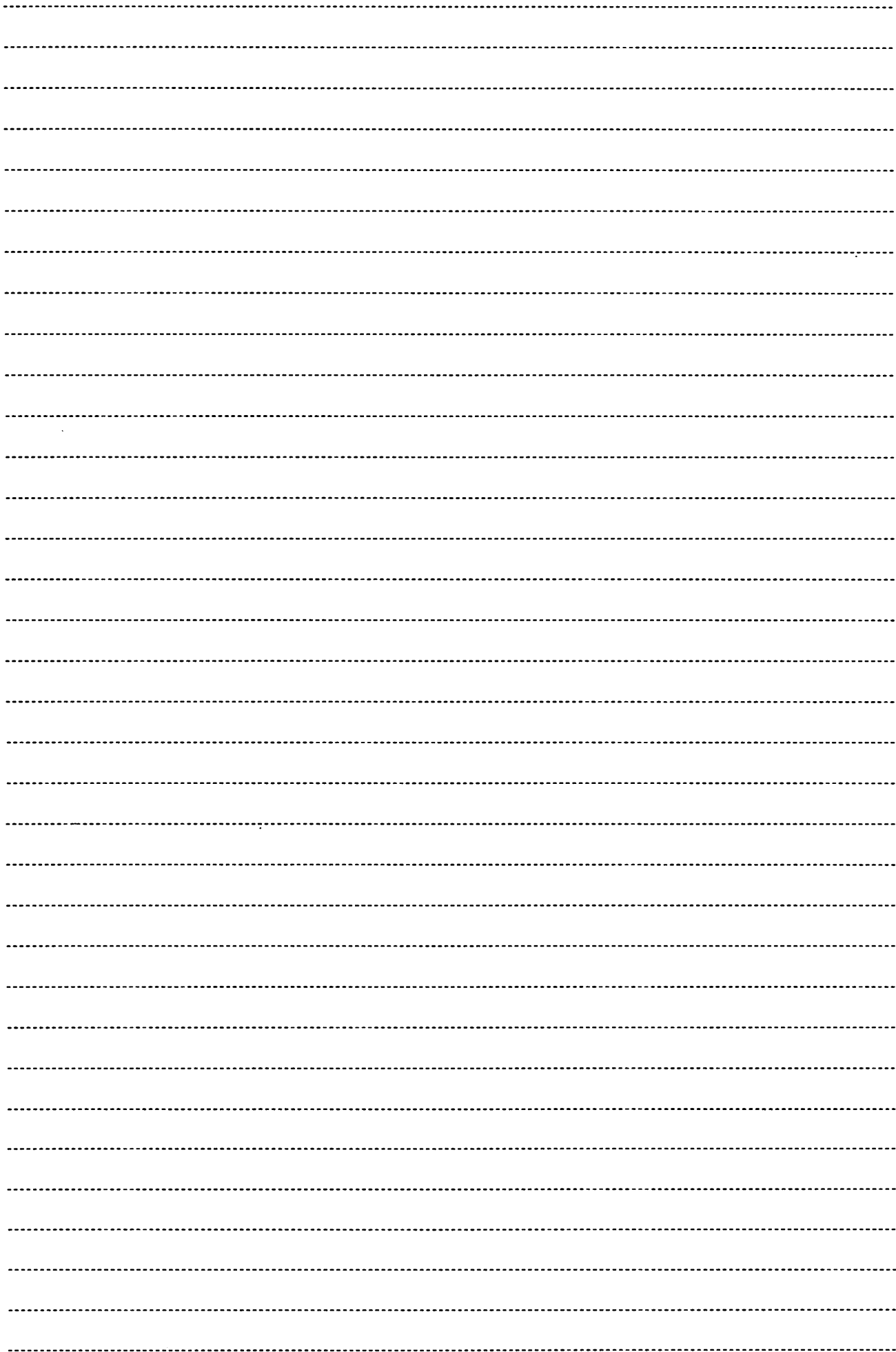
標記の件について、平成26年度以降の指定管理者制度導入について、公の施設を所管する各課へ調査を行った結果、下記の通り回答がありましたので報告致します。

なお、今年度で指定期間が終了する施設7箇所につきましては、別紙のとおり、各課からの回答をまとめてありますので、ご参照ください。

記

1. 新規導入を検討している施設の状況・・・0施設
2. 平成25年度指定期間が終了する施設の状況・・・7施設（公募1、非公募6）

※ このうち、北川老人福祉館（H28.3.31 期間満了）については施設の移転計画に伴い、新たな指定管理者を指定するか等、原課で検討中とのこと。



● 平成26年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課	施設名		管理運営の方式			
			指定 非公募	直営	その他	理由
1 経営政策課	南方東コミュニティセンター	西階町	月曜日 全て閉 まって ンが取 営が ● (5年間)			地域密着型の施設であり、協働の推進が期待できる団体が地域内に1つしか存在しないため
2 高齢福祉課	延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	愛宕町	年間2 れてま ● (5年間)			現指定管理者である社協は当該施設を拠点とする「生きがいと健康づくり推進事業」の受託者であることから、施設の管理と一体的に取り組むことによって大きな効果を発揮できる。また、地域福祉に関するノウハウを有しているほか、恒富地区5地区の社協の役員を含む管理運営委員会を組織しており、地域住民の交流、地域における福祉活動の推進に期待できる。
3 地域医療対策室	延岡市夜間急病センター	出北	指定 目、前 市民 り、今 ● (10年)			専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する現指定管理者を指定することが適切と判断されるため
4 総合農政課	延岡市東海コミュニティセンター	大門町	平成1 度より 数も 17年 る。無 ティ前			
5 北川町総合支所 地域振興課	延岡市道の駅はゆま	北川町	売上 46,22 ● (5年間)			施設の設立時に当該施設を管理運営することを目的に設立され、これまで良好な形で施設の維持管理を行い、雇用の場の確保という面でも地域に貢献している
6 北川町総合支所 地域振興課	延岡市ホテルの里休暇村	北川町	平成 4,86 平成 4,73 ● (5年間)			施設の設立時に当該施設を管理運営することを目的に設立され、これまで良好な形で施設の維持管理を行い、雇用の場の確保という面でも地域に貢献している
7 北川町総合支所 市民サービス課	延岡市北川老人福祉館	北川町	市の 障が に手 ● (5年間)			地域に根ざした施設で地域の公民館としての機能も果たしているため、新たな指定管理者を非公募で選定したい。

平成 26 年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名：経営政策課

1. 公の施設現況

施設の名称	南方東コミュニティセンター
設置目的	地域におけるコミュニティ活動の振興を図る
現指定管理者名	延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会
前回の募集方法 (○で囲む)	公 募 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
非公募の場合 (選定理由)	<p>地域密着型の施設であり、市民や地域との協働の推進等が期待でき、かつその受け皿となる団体が地域内に 1 団体しか存在しないため非公募とした。</p> <p>(選定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター条例や管理運営方針の内容を踏まえ、地域コミュニティづくりの重要性やセンターの役割を十分理解した上で、適切な事業計画が提案されていること。 ・事業計画及び収支予算書の内容等から、効率的に事業を実施する施設管理能力及び熱意を有していると認められること。 ・各選定基準の各項目において、8割程度の評価を得ていること。

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

月曜日、祝祭日、お盆期間及び年末年始の休館日以外は、全て開館しており、平成 24 年度の利用者数は 22,310 人となっている。管理者と利用者との間でうまくコミュニケーションが取れており、利用に関する苦情等もなく、適正な管理運営が行われている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

平成 24 年度の管理経費の総額は、3,224,700 円となっている。人件費については、県の最低賃金にて支出しており、施設内の節電や節水、事務用品の適正な管理等により、経費の削減に努めるなど、効率的、効果的な管理運営が行われている。

(参考) 平成 24 年度指定管理料 2,300,000 円

(3) 今後の課題と対応等

地域コミュニティに関する利用が増えてきていることで、無料対応の団体が増えており、その分、施設利用料収入が少しずつ減少してきているため、指定管理料を積算する際には前年度からの傾向等を十分踏まえる必要がある。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（地域密着型の施設であり、協働の推進が期待できる団体が地域内に1つしか存在しないため）

- ③ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間）

【理由】（ ）

4. 回答者

氏名	松田 健太郎
連絡先	(内線) 3032 (直通)

以上

平成 26 年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名： 高齢福祉課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター
設置目的	高齢者の生きがい活動、地域住民の交流、地域における福祉活動等を推進するため
現指定管理者名	(社) 延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

(必要に応じて枠を広げてください)

年間 28,528 人（平成 24 年度）が利用し、充実した活動が行われており、設置目的に沿った利用がなされている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

(必要に応じて枠を広げてください)

指定管理料 3,669,208 円（平成 24 年度）

毎年度、事業経費を見直して適正執行に努めており、収支は適正に管理されている。

(3) 今後の課題と対応等

(必要に応じて枠を広げてください)

市内唯一の高齢者コミュニティセンターであるため、高齢者の生きがい活動の場として市内中の高齢者から利用されているのに対して、恒富地区の住民の交流の場としての利用は、当該施設からの距離に応じてばらつきがある。これについては、指定管理者である(社)延岡市社会福祉協議会が組織した管理運営委員会の中で、地区社協の役員を交えて活用例の紹介、恒富地区住民への PR 方法の検討等を行っている。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」としています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（現指定管理者である（社）延岡市社会福祉協議会は、当該施設を拠点とする「生きがいと健康づくり推進事業」の受託者であることから、施設管理との一体的に取り組むことによって効果を発揮している。また、地域福祉に関するノウハウを有しているほか、恒富地区の5地区社協の役員を含む管理運営委員会を組織しており、地域住民の交流、地域における福祉活動の推進に関して期待できる。）

- ③ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 回答者

氏名	志田 尚之
連絡先	(内線) 532505 (直通) 22-7016

以上

平成 26 年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名：地域医療対策室

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市夜間急病センター
設置目的	初期救急医療体制の整備
現指定管理者名	一般社団法人 延岡市医師会
前回の募集方法 (○で囲む)	公 募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

(必要に応じて枠を広げてください)

指定管理者である延岡市医師会が、急病センターの診療科目、診療曜日、診療時間を拡充しており、初期救急において市民だけでなく県北部住民にとってなくてはならない施設であり、今後も医師会の協力が不可欠である。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

(必要に応じて枠を広げてください)

	指定管理料	収入
平成 23 年度	200,551 千円	119,013 千円
平成 24 年度	215,570 千円	113,456 千円
平成 25 年度	219,140 千円	102,744 千円（平成 25 年度は当初予算額）

(3) 今後の課題と対応等

(必要に応じて枠を広げてください)

医師会会員の平均年齢が 60 歳超になり診療体制維持及び深夜帯の 365 日診療体制確立のためにも今後も医師会の協力及び市内での勤務医・開業医の確保を進める必要がある。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する現指定管理者を指定することが適切と判断されるため。）
- ③ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（)

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（10年間）

【理由】（安定した初期救急体制を維持すること、ならびに診療体制の拡充には、長期にわたる各種調整を要することが想定されるので、前指定管理期間と同様の10年間とした。）

4. 回答者

氏名	吉田 昌史
連絡先	(内線) 532552 (直通) 22-7066

以上

平成26年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名： 総合農政課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市東海コミュニティセンター
設置目的	地域におけるコミュニティ活動の振興を図る
現指定管理者名	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公 募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

平成18年度から指定管理者制度へ移行したが、平成22年度より利用者の要望に応じて開館期間を拡大した。利用者数も伸びており、直営時代は年間約2万1千人だったのが（16、17年度）、直近の平成24年度では約2万7千人に増加している。無料での利用者数が増加傾向にあり、これはコミュニティ施設としての本来の目的に沿うものである。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

【収入面】施設利用料は、平成18年度の約191万円をピークに減少しており、平成24年度は約158万円であった。他の収入はおよそ変化なし。

【支出面】平成22年度からの開館期間の拡大により人件費が前年度比で約50万円増加したが、その後は同程度で推移している。人件費以外の費用についても記録が整っている18年度以降総じて変化はない。修繕が必要な箇所があった年が1年あり、その年は他の年に比べて人件費以外の費用を約20万円多く支出している。

(3) 今後の課題と対応等

収入面は無料利用者が増えている一方で、有料利用者・額の増を目指すべきかどうか。支出面は開館日の変更や大きな修繕等がない限りは同程度に推移していくものと予想される。

駐車場を利用したい（仮店舗を数日設置したい）との申請を受けたことがあるが、市公有財産取扱規則第15条第6項「市長が特に必要と認めた場合」、より具体的に言えば、設置目的である「地域におけるコミュニティ活動の振興を図る」には該当しないとして、許可を断ったことがある。駐車場の広さは十分にあるので、安全さえ確保できれば許可してもよいのではと指定管理者側から申し出を受けたが、市担当者によって判断がぶれないよう、施設間共通の基準や解説等があるとよい。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「**2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す**」こととしています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（ ）
- ③ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）
【理由】（ ）

4. 回答者

氏名	福澤 竜太郎
連絡先	(内線) 78623 (直通) 22-7018

以上

平成26年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名：北川町地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市道の駅北川はゆま
設置目的	延岡市の地域情報を提供し地域資源の活用地場産業の振興及び交流人口の拡大を図るため
現指定管理者名	株式会社北川はゆま
前回の募集方法 (○で囲む)	公募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	第三セクターの設立目的、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

道の駅北川はゆま利用人数			生産者売上推移(単位:円)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
物産館	97,041	112,046	46,226,978	52,797,551
はゆま館	7,097	9,543		
レストラン	23,616	25,771		

(2) 収支状況面（行政コスト面）

平成23年度、24年度、25年度：指定管理料0円
 平成23年度 収入計 156,251,739円
 支出計 155,801,324円
 経常利益 450,415円

(3) 今後の課題と対応等

・設置から15年以上が経過しているため、老朽化に伴う施設の改修が必要になる恐れがある。また、高速道路の一部供用に伴い利用者数が増加し、販売面積の拡大が必要になったため、25年度に売場の拡充を行う。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」となっています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（（株）北川はゆま）は、施設の設立時に当該施設を管理運営することを主目的として設立され、これまで良好な形で施設の維持管理を行い、雇用の場の確保という面でも地域に貢献しているため）

- ③ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間

【理由】（ ）

4. 回答者

氏名	深田 剛司
連絡先	(内線) 74315 (直通) 46-5010

以上

平成26年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名：北川町地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市ホテルの里休暇村
設置目的	ホテルの生息に関する展示、コミュニティ施設、宿泊施設
現指定管理者名	株式会社北川はゆま
前回の募集方法 (○で囲む)	公募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	第三セクターの設立目的、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

ホテルの里宿泊・利用人数		
	平成23年度	平成24年度
宿泊人数	1,287	1,103
利用人数	3,577	3,634
計	4,864	4,737

(2) 収支状況面（行政コスト面）

平成23年度、24年度、25年度：指定管理料 5,700,000 円
平成23年度 収入計 15,152,078 円
支出計 15,868,340 円
経常利益 △716,262 円
平成22年度から、赤字幅は縮小してきており、24年度は黒字になる見込みである。

(3) 今後の課題と対応等

・利用客数が減少傾向にあり、利用者数の増加が課題である。高速道路の一部供用によりアクセスが容易になった点を活かし、市外や県外からの利用者呼び込むための検討を行っている。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」としています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（株）北川はゆまは、施設の設立時に当該施設を管理運営することを主目的として設立され、これまで良好な形で施設の維持管理を行い、雇用の場の確保という面でも地域に貢献しているため）

- ③ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 回答者

氏名	深田 剛司
連絡先	（内線） 74315 （直通）46-5010

以上

平成 26 年度以降の公の施設の管理運営に係る調査票

所管課室名：北川市民サービス課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市北川老人福祉館
設置目的	高齢者の教養の向上、生きがい活動の推進その他高齢者の福祉の推進のため
現指定管理者名	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公 募 ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	地域福祉の推進母体であり、目的の達成が期待できる。また平等な施設利用ができ個人情報の保護に関する措置が適切に確保できる。

2. 指定管理者制度の導入成果等の評価

これまで指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設を指定管理としたことで、効果的、効率的な管理運営が行われたかを総括的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（直営との比較等）を簡潔に記入してください。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

(必要に応じて枠を広げてください)

市の委託する地域包括支援センターがあるため高齢者や障がいのある方の日常的な相談もできるため施設のため気軽に利用がしやすい。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

(必要に応じて枠を広げてください)

施設管理で光熱水費の節減が図られ管理経費の節減ができる。

(3) 今後の課題と対応等

(必要に応じて枠を広げてください)

北川町総合支所で検討しているワンストップサービスの推進のため現在の指定管理者が平成 26 年 4 月 1 日から総合支所内に事務所を移転する予定になっている。このため指定期間満了日は平成 28 年 3 月 31 日であるが今回新たに指定管理者の指定をするか直営で行なうか施設の用途をどうするか等を検討する必要性が生じた。

3. 現段階における平成26年度以降の管理運営方針（予定）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は原則公募制への移行を目指す」となっています。

- ① 公募
- ② 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（

- ③ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（地域に根ざした施設で地域の公民館としての機能も果たしているため）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間





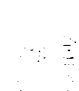

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

4. 回答者

氏名	井本 成夫
連絡先	(内線) 74213 (直通) 46-5012

以上

起案日		平成 23 年 6 月 2 日	決裁日		平成 23 年 6 月 2 日
課内		検討者			決裁者
担当者	起案責任者				課長
	副主幹兼 市民協働係長  TEL3031				
副主幹	対策監兼課長補佐・ 男女共同参画係長	意見			
					
市民協働係		合議者			
					
ファイリング マネージャー	公印	意見			
広報のべおかへの掲載	要	否	ホームページへの掲載	要	否

件名 公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査の結果報告について

標記の件について、平成24年度以降の指定管理者制度導入について、公の施設を所管する各課へ調査を行った結果、下記のとおり回答がありましたので報告します。

記

- 1. 新規導入を検討している施設 1施設(延岡市自然休養村センター)
- 2. 今年度指定期間終了の施設 6施設全ての施設が指定管理者制度を継続。
うち、2施設(須美江家族旅行村、まちなかキッズホーム)が公募
予定。残り4施設が非公募にて現指定管理者を継続予定。
- 3. 今後の予定 各担当課と随時連絡をとりながら、今年度の選定会議(10月下旬開催予定)に向けた事務手続きを進める。

公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北浦・水産農林課

1. 制度導入を予定している公の施設概要

施設の名称	延岡市自然休養村センター
所在地	延岡市北浦町三川内5681番地
設置年月日	昭和52年
設置目的	農山漁村の自然環境保全及び都市生活者等への自然環境の親しみを深める機会と、余暇活用の場として整備された。
設置根拠条例	延岡市自然休養村センター条例
施設規模	【構造】 【延床面積】 ※別紙のとおり 【施設内容】
管理業務の内容	・施設運営（予約受付、接客等） ・施設維持（施設内整備、補修等）
管理運営収支 (平成22年度決算額)	【収入(施設使用料)】 : 678千円 【支出(管理経費)】 : 2,425千円
現在の管理形態 (○で囲む)	全て市直営 ・ ○市直営で一部委託 ・ その他()
利用状況	(21年度)利用者数 1,555人(うち宿泊者数 757人)
	(22年度)利用者数 1,299人(うち宿泊者数 566人)
現在の問題点 課題等	設置から30年以上が過ぎ、老朽化してきたため、維持・補修に経費がかかる。年々施設利用者が減少している。

2. 現段階における管理運営方針 (現在検討中)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。

(1) 募集方法

- ① 公募 【理由】()
② 非公募 【理由】()

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲、具体的内容

(3) 利用料金制の有無 (有 ・ 無)

(4) 指定管理料の予定額 (千円)

以上

(別紙)

施設規模	<p>○管理センター（大・小研修室、休憩室、厨房等） 【構造】鉄筋コンクリート 【延床面積】687㎡ 【施設内容】宿泊、休憩、会議、研修等施設</p> <p>○大バンガロー 【構造】木造 【延床面積】90㎡ 【施設内容】宿泊、休憩施設</p> <p>○小バンガロー 【構造】木造 【延床面積】16㎡×3棟 【施設内容】宿泊、休憩施設</p>
------	--

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について(提出順)

所管課	施設名	現指定管理者名	利用状況	収支状況	今後の課題等	今後の管理運営方式				
						指定管理者制度 公募	指定管理者制度 非公募	直営	その他	理由
総合農政課	舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター管理運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドゴルフ大会等を開催し、施設のPRや有効利用を図っている。 ・周辺の草刈等を実施し、施設的环境美化に努めている。 ・運動器具の更新及び施設の老朽化改善等、施設の整備を行っている。 ・枯れ木の撤去を行い、災害による被害防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用件数、人数ともに増加傾向にあり、比例して利用料金収入が増加し、好転している。 ・協議会、管理人が自ら可能な範囲で器具等の修繕を行ったり、資格を生かして消防設備点検を行うなど、コスト削減に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置当初の理由により、減免規定が存在し、利用料金収入減の原因となっていることから、段階的な見直し、廃止等の検討が必要である。 ・設置当初の事情により、指定管理者を公募することが困難であることから、今後は協議会や地元住民への説明を行い、公募も検討していく必要がある。 		● (3年)			設立の経緯、コミュニティの活性化を図るための拠点となる施設であること
商業観光課	須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	4面から7面に増設されたテニスコートや、サッカーゴールを備えた芝の多目的広場、砂質のよりビーチを活用し、スポーツ合宿や大会誘致による地域の活性化を図る「スポーツランドすみえ」の実現に向けて、テニスコートの利用料金の見直しや、各種スポーツ大会の誘致・支援を行ったほか、ビーチの森の入園料無料化や水族館の小学生入館料無料化実験を行うなど、住民サービスの向上に向け、積極的な取り組みが行われた。その結果、大幅な利用者増があり、平成22年度の総利用人数は64,186人で、前年度に比べ11,674人の増加となった。	制度導入後、人件費をはじめ、経費の節減に取組み、施設全体のコストは年々さがっており、平成22年度指定管理料においては、前年比4,000千円の縮減を行っている。しかしながら、ビーチの森の入園無料化や一部施設の廃止により、施設利用収入が減少しており、大幅な行政コストの縮減にはつながっていない。	テニスコートの増設やビーチの森の入園料無料化により、利用者は増加傾向にあるが、収入の増加にはつながっていない。今後は、施設利用収入だけでなく、入園者への飲食販売などの取組みを積極的に行い、全体収入の増加に取組んでいく必要がある。平成23年度は県補助金を活用して職員の増員を行い、特産品や新メニューの開発と販売による収入の増加を図っていく。	● (3年)			条件・制限なしでの公募とする	
.....	川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	要望により、平成21年度から休館日を減らしたことで、施設の利用がさらに活発になった。また、管理者と利用者とのコミュニケーションがうまく取れており、利用者からの苦情等もなく、適正な管理運営がなされている。	無料で利用が多いため、利用者数を考慮すると利用料金収入はさほど多くないが、施設管理費としては、おおむね適正であると判断できる。空調設備がガス式のものであるため、電気式と比べ、コストが割高になっている。	利用者がほぼ固定されてきており、新しい利用者が予約しづらい問題も出ているが、管理者と利用者がうまくコミュニケーションをとっており、スムーズな運営ができています。16年度設置の施設であり、施設の修繕や設備の維持管理費について、検討が必要な時期になっていることと、ガス式の空調設備について改善できないか検討が必要。		● (5年)		地域密着型の施設で、その受け皿となる団体に1団体しか存在しないこと。	
社会教育課	一ヶ岡コミュニティセンター	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	現管理人が地域住民でもあることから、利用者の意見を取り入れながら施設管理を行っており、利用しやすい施設として好評であり、利用者数も多い(21年度:9,823人、22年度:9,094人)。また、自主学習グループ育成や主催事業・文化祭の実施、指導者の育成に積極的に取り組み、住民サービスの向上を図るとともに、地域の生涯学習や社会教育の振興に寄与している。	施設管理は地元住民2名の職員で10時～22時で交代勤務している。2,192千円の委託料を、賃金、電気料、修繕料、消耗品費等に充てているが、本施設は利用料が徴収できない施設なので、経費削減のため、管理人と施設利用者で施設の清掃や年末の大掃除などを行い、節減に努めており、かなり低いコストで運営されていると考える。	地域の生涯学習の更なる推進を図るため、地域住民のニーズや社会情勢の変化に応える主催講座の開催や指導者の養成が必要である。また、本施設は開設後17年が経過している。施設利用者の安全面・利便性を考えた施設の維持管理が必要である。		● (3年)		地域密着型の施設で、地区の代表者や学識経験者で構成された実績もある現管理者を継続することが妥当である	

指定管理者制度新規導入手続きに向けたスケジュール(案)

時 期	所管課の手続き項目	備 考
～5月	制度導入等の検討 (公募の有無、指定期間等)	公の施設のあり方、管理運営方式についての検討
↓		
6月～8月	募集要項、仕様書等の検討、作成 施設設置条例の制定・改正準備	【市長決裁】 ・制度導入、募集方法、 ・設置条例制定・改正等
↓		
9月	設置条例の制定・改正議決 【9月定例会市議会】	
↓		
9月～	指定管理者の公募、説明会等	公告やHP、広報紙へ掲載
↓		
～10月	申請書類の受理	
↓		
10月下旬	選考・候補者の予備審査 (選考案の作成)	選定会議用資料作成
↓		
11月初旬	選考・候補者の決定 【指定管理者選定会議】	※選定結果を市長決裁
↓		
11月中旬	指定管理者の指定議案提出準備	※議案提出に係る市長決裁 (総務課合議)
↓		
12月	指定管理者の指定議決 【12月定例会市議会】	
↓		
1月～3月	指定管理者との事前協議、準備 協定書の内容確認(基本・年度)	
↓		
4月～	指定管理者による管理運営開始	
↓		
当該年度	モニタリング開始	







平成24年度からの指定管理者制度更新手続きスケジュール(案)

時 期	所管課の手続き項目	備 考
～5月	制度継続等の再検討 (公募の有無、指定期間等)	公の施設のあり方、管理運営方式についての検討
	↓	
6月～8月	募集要項、仕様書等の検討、作成	制度継続、募集方法等にかかる「市長決裁」
	↓	
9月～	指定管理者の公募、説明会等	公告やHP、広報紙へ掲載
	↓	
～10月	申請書類の受理	
	↓	
10月下旬	選考・候補者の予備審査 (選考案の作成)	選定会議用資料作成
	↓	
11月初旬	選考・候補者の決定 【指定管理者選定会議】	※選定結果を市長決裁
	↓	
11月中旬	指定管理者の指定議案提出準備	※議案提出にかかる市長決裁(総務課合議)
	↓	
12月	指定管理者の指定議決 【12月定例会市議会】	
	↓	
1月～3月	指定管理者との事前協議、準備等 協定書内容の確認(基本・年度)	
	↓	
4月～	指定管理者による管理運営開始	※協定書の締結
	↓	
当該年度	モニタリング開始	

延岡市の指定管理者導入施設一覧

平成23年4月1日現在

施設名	指定管理者名	指定期間			前回の募集状況		指定管理料	
		始期	終期	期間	公募	非公募	有	無
延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	平成19年4月1日	平成24年3月31日	5	1団体		●	
延岡市民協働まちづくりセンター	特定非営利活動法人 のべおか市民力市場	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市岡富コミュニティセンター	延岡市岡富コミュニティセンター管理運営委員会	平成22年4月1日	平成27年3月31日	5		●	●	
延岡市南方東コミュニティセンター	延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5		●	●	
北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5	3団体	●	●	
延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市養護老人ホーム若葉荘	社会福祉法人 みのり会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
旭児童館	学校法人 純心学園	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
まちなかキッズホーム	特定非営利活動法人 延岡市子育て支援協議会	平成19年4月1日	平成24年3月31日	5	1団体		●	
延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人 延岡愛盲協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡ライトハウス点字図書館	財団法人 延岡愛盲協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市立島浦診療所	島浦町区	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	1団体		●	
余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	株式会社 ヘルストピア延岡	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	1団体		●	
延岡市夜間急病センター	社団法人 延岡市医師会	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10		●	●	
延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	平成21年4月1日	平成24年3月31日	3		●	●	
延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5	2団体		●	
延岡市農産加工研修センター	延岡市農産加工研修センター運営協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市家畜排せつ物処理センター	株式会社 延岡地区有機肥料センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	平成21年4月1日	平成24年3月31日	3	3団体		●	
延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市営住宅(26団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市特定公共賃貸住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	平成21年4月1日	平成24年3月31日	3		●	●	
延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市公会堂『野口記念館』	財団法人 延岡総合文化センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市浜木穂村	北浦総合産業 株式会社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市末越レジャーパーク	北浦総合産業 株式会社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市北浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市営住宅(7団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
三種生活改善センター	板下区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
横峰生活改善センター	横峰区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市北方中部地区集落センター	川水流域区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市ETOランド速日の峰	財団法人 速日の峰振興事業団	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市営住宅(9団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市ニュータウン北方住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市若者定住促進住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市北方サービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市曾木サービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
農産物直売・食材供給施設	財団法人 速日の峰振興事業団	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市北方南部地区体育館	曾木区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市道の駅北川はゆま	株式会社 北川はゆま	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市ホテルの里林暇村	株式会社 北川はゆま	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市祝子川温泉美人の湯	有限会社 祝子川温泉美人の湯	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
延岡市北川嶺山牧場	社団法人 北川町畜産公社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●		●
延岡市長井健康増進センター	本村自治公民館	平成19年4月1日	平成24年3月31日	5		●	●	
延岡市営住宅(5団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市特定公共賃貸住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3	4団体		●	
延岡市北川老人福祉館	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5		●	●	
計	105施設							

起 案 日		平成22年4月14日		決 裁 日		平成 22 年 4 月 15 日	
課 内		検 討 者				決 裁 者	
担当者	起案責任者						課 長
 Tel.3032 市民協働係	 Tel.3031 副主幹兼 市民協働係長						
	 主幹兼課長補佐 男女共同参画係長	意見					
男女共同参画係 専門員		合 議 者					
							
ファイリング マネージャー	公 印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		要 ・ 否		ホームページへの掲載		要 ・ 否	

件 名 「指定管理者制度」の平成23年度新規導入に係る関係課所の検討状況の把握及び導入・更新手続きの周知について (伺い)

(別紙 枚)

標記の件について、来年度（平成23年度）より、制度導入を予定する担当課と、今年度末に指定期間が終了する41施設の担当課に対し、下記により、今後の施設管理運営方針についての検討状況を把握するとともに、今年度中に行う事務手続き等について、周知したいが、よろしいかお伺いします。

記

1. 来年度から新たに制度導入を予定する担当課への照会及び周知
公の施設の担当課のうち、直営施設を持つ課所【別紙①参照】に庁内メールにて、照会及び周知
2. 今年度末に指定期間が終了する施設の担当課への照会及び周知
庁内メールにて、【別紙②】のとおり、17課所へ照会及び周知
3. 回答期限
平成22年5月31日 (月)

(4/19.Y-10送付)

事務連絡
平成22年4月 日

各課室長 様

市民協働・男女参画課長

平成23年度からの「公の施設の指定管理者制度導入」に向けた
検討状況等について（照会）

本市では、平成18年度に指定管理者制度が本格導入され、現在、101の公の施設が指定管理者によって管理運営されています。

本市の第5次行財政改革においては、公共施設の効率的な設置・運営の観点から「指定管理者制度の活用推進」を改革項目の一つに掲げているところでございます。

また、平成18年度に各課所管施設の「管理のあり方の検証」を行いました。また、「指定管理者制度導入」の検討を行っている直営施設も見受けられたところでございます。

つきましては、貴課所管の公の施設において、平成23年度からの制度導入を検討している施設の状況を把握するため、該当のある課所は、下記により、検討状況をご回答いただきますようお願いいたします。

なお、制度を導入する場合、別添のスケジュール案にて、手続きを進めたいと考えておりますので、各課所におかれましては、「指定管理者制度運用方針（平成20年度策定）」を参考に公募や選定等に係る準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 回答方法

別添調査票（電子データ）を作成の上、庁内メールにより送付して下さい。

（送付先メールアドレス：市民協働・男女参画課 市民協働係長）

2. 回答期限

平成22年5月31日（月）

3. 調査票、記入要領、指定管理者制度事務手続きスケジュール案等の電子データ

「共有掲示板」⇒「通知・調査文書」に掲載。

- ①調査票
- ②指定管理者制度新規導入手続スケジュール案
- ③指定管理者制度運用方針

【文書取扱】

市民協働・男女参画課 市民協働係

内線 3032

直通 22-7079

公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況【調査票】

担当課名：_____

1. 制度導入を予定している公の施設概要

施設の名称	
所在地	
設置年月日	
設置目的	
設置根拠条例	
施設規模	【構 造】 【延床面積】 【施設内容】
管理業務の内容	
管理運営収支 (平成21年度決算額)	【収入(施設使用料等)】： 千円 【支出(管理経費)】： 千円
現在の管理形態 (○で囲む)	全て市直営 ・ 市直営で一部委託 ・ その他 ()
利用状況	(20年度)
	(21年度)
現在の問題点 課題等	

2. 現段階における管理運営方針

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。

(1) 募集方法

- ① 公募 【理由】()
- ② 非公募 【理由】()

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲、具体的内容

(3) 利用料金制の有無 (有 ・ 無)

(4) 指定管理料の予定額 (千円)

以 上

指定管理者制度新規導入手続きに向けたスケジュール(案)

時 期	所管課の手続き項目	備 考
平成22年 ～5月	制度導入等の検討 (公募の有無、指定期間等)	公の施設のあり方、管理運営 方式についての検討
↓		
6月～8月	募集要項、仕様書等の検討、作成 施設設置条例の制定・改正準備	【市長決裁】 ・制度導入、募集方法、 ・設置条例制定・改正等
↓		
9月	設置条例の制定・改正議決 【9月定例会市議会】	
↓		
9月～	指定管理者の公募、説明会等	公告やHP、広報紙へ掲載
↓		
～10月	申請書類の受理	
↓		
10月下旬	選考・候補者の予備審査 (選考案の作成)	選定会議用資料作成
↓		
11月初旬	選考・候補者の決定 【指定管理者選定会議】	※選定結果を市長決裁
↓		
11月中旬	指定管理者の指定議案提出準備	※議案提出に係る市長決裁 (総務課合議)
↓		
12月	指定管理者の指定議決 【12月定例会市議会】	
↓		
平成22年 1月～3月	指定管理者との事前協議、準備 協定書の内容確認(基本・年度)	
↓		
4月～	指定管理者による管理運営開始	
↓		
当該年度	モニタリング開始	

No.	所管課名	
1	市民課 /	【照会課選定根拠】
2	生活環境課 /	公の施設（全406施設）の担当課（35課）のうち
3	こども家庭課 /	まだ、直営施設が残っている課のみ。（32課）
4	農林課	31
5	総合農政課 /	
6	農林畜産課 /	
7	農山村整備課 /	
8	商業観光課 /	
9	都市計画課	
10	建築住宅課 /	
11	上下水道局 /	
12	学校教育課 /	
13	社会教育課 /	
14	保健体育課 /	
15	文化課 /	
16	図書館 /	
17	土木課 /	
18	北浦地域振興課	
19	北浦福祉保健課	
20	北浦水産農林課	
21	北浦建設課	
22	北浦診療所	
23	北浦教育課	
24	北方地域振興課	
25	北方福祉保健課	
26	北方建設課	
27	北方教育課	
28	北川市民生活課	
29	北川地域振興課	
30	北川福祉保健課	
31	北川農林課	
32	北川建設課	

事 務 連 絡
平成 2 2 年 4 月 日

関係課室長 様

市民協働・男女参画課長

平成 2 2 年度末に指定管理者制度の指定期間が終了する公の施設に係る
今後の管理運営の検討及び更新事務手続きの準備について（照会及び依頼）

本市では、平成 1 8 年度に指定管理者制度が本格導入され、現在、1 0 1 の施設が指定管理者によって管理運営されています。

そのうち、別紙のとおり 4 1 施設が今年度末に指定期間を終えることから、平成 2 3 年度以降の当該施設の管理運営のあり方について再度、検討を行う必要があります。

つきましては、関係課所の検討状況を把握するため、下記により、現段階での検討結果をご回答いただきますようお願いいたします。

なお、再度、指定管理者制度にて管理運営を行うこととした場合、別添のスケジュール案にて、更新手続きを進めたいと考えておりますので、各課所におかれましては、「指定管理者制度運用方針（平成 2 0 年度策定）」等も参考に公募や選定等に係る準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 平成 2 2 年度末に指定期間が終了する公の施設
別紙のとおり
2. 回答方法
別添の調査票【電子データ】を作成の上、庁内メールにより送付して下さい。
(送付先メールアドレス：市民協働・男女参画課 市民協働係長)
3. 回答期限
平成 2 2 年 5 月 3 1 日（月）
4. 調査票、記入要領、指定管理者制度更新手続きスケジュール案等の電子データ
「共有掲示板」⇒「通知・調査文書」に掲載。
①調査票 ②平成 2 3 年度からの指定管理者制度更新手続きスケジュール案
③指定管理者制度運用方針

【文書取扱】

市民協働・男女参画課 市民協働係
内線 3 0 3 2
直通 2 2 - 7 0 7 9

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： _____

1. 公の施設現況

施設の名称	
設置目的	
現指定管理者名	
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間の振り返りとして、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

--

(2) 収支状況面（行政コスト面）

--

(3) 今後の課題と対応等

--

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	
連絡先	(内線) (直通)






以上

平成23年度からの指定管理者制度更新手続スケジュール(案)

時 期	所管課の手続き項目	備 考
平成22年 ～5月	制度継続等の再検討 (公募の有無、指定期間等)	公の施設のあり方、管理運営 方式についての検討
↓		
6月～8月	募集要項、仕様書等の検討、作成	制度継続、募集方法等にかか る「市長決裁」
↓		
9月～	指定管理者の公募、説明会等	公告やHP、広報紙へ掲載
↓		
～10月	申請書類の受理	
↓		
10月下旬	選考・候補者の予備審査 (選考案の作成)	選定会議用資料作成
↓		
11月初旬	選考・候補者の決定 【指定管理者選定会議】	※選定結果を市長決裁
↓		
11月中旬	指定管理者の指定議案提出準備	※議案提出にかかる市長決 裁(総務課合議)
↓		
12月	指定管理者の指定議決 【12月定例会市議会】	
↓		
平成22年 1月～3月	指定管理者との事前協議、準備等 協定書内容の確認(基本・年度)	
↓		
4月～	指定管理者による管理運営開始	※協定書の締結
↓		
当該年度	モニタリング開始	

平成22年度末で指定期間が終了する施設一覧

所管課	施設名	指定管理者名
企画課	島野浦島開発総合センター	島浦町区
市民協働・男女参画課	延岡市民協働まちづくりセンター	特定非営利活動法人のべおか市民力市場
高齢福祉課	北老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	南老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人三ッ葉会
	延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会
	延岡市養護老人ホーム	社会福祉法人みのり会
こども家庭課	緑ヶ丘児童館	社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
	旭児童館	学校法人純心学園
	延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
障がい福祉課	延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人延岡愛盲協会
	延岡市点字図書館	財団法人延岡愛盲協会
総合農政課	延岡市家畜排泄物処理センター	有限会社延岡地区有機肥料センター
	延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会
農山村整備課	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合
商業観光課	延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体
文化課	延岡総合文化センター	財団法人延岡総合文化センター
	延岡市公会堂「野口記念館」	財団法人延岡総合文化センター
北浦地域振興課	俣木綿村	北浦総合産業株式会社
	末越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社
北浦福祉保健課	北浦町デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会
北方地域振興課	三槎生活改善センター	板下区
	槇峰生活改善センター	槇峰区
	延岡市北方中部地区集落センター	川水流区
	延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合
	延岡市ETOランド速日の峰	財団法人速日の峰振興事業団
	延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ
北方福祉保健課	延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
	延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
	延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
北方農林課	延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人速日の峰振興事業団
	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合
	延岡市下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区
北方教育課	延岡市北方南部地区体育館	曾木区
北川地域振興課	延岡市道の駅北川はゆま	株式会社北川はゆま
	延岡市ホテルの里休暇村	株式会社北川はゆま
	延岡市祝子川温泉美人の湯	有限会社祝子川温泉美人の湯
	延岡市祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合
北川農林課	延岡市北川鏡山牧場	北川町畜産公社
北川福祉保健課	延岡市北川老人福祉館	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会

		課室名		市民協働・男女参画課		
起案日		平成22年8月20日		決裁日		
				平成22年8月24日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者					課長
 Tel.3032 専門員	副主幹兼 市民協働係長  Tel.3031					
	主幹兼課長補佐 男女共同参画係長 	意見				
市民協働係		合議者				
						
ファイリング マネージャー	公印					
		意見				
広報のべおかへの掲載		要	・	否	ホームページへの掲載	要
						・
						否

件名 公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況調査の結果報告について

(別紙 枚)

標記の件について、平成23年度以降の指定管理者制度導入について、公の施設を所管する各課へ調査を行った結果、下記のとおり回答がありましたので報告いたします。

なお、今年度で指定期間が終了する施設41施設分につきましては、別紙のとおり、各課からの回答をまとめてありますので、ご参照ください。

記

1. 新規導入を検討している施設の検討状況

1 施設・・・延岡市勤労青少年ホーム（所管課：商業観光課）

2. 平成22年度で指定期間が終わる施設の検討状況

- ・指定管理者制度を継続
 - └ 公募による・・・11施設
 - └ 非公募による・・・25施設（市民協働まちづくりセンター含む）
- ・直営もしくは譲渡・廃止を検討・・・4施設

※黒仁田地区営農飲雑用水供給施設（所管課：農山村整備課）については、回答なし。

【裏面へ続く】

公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況【調査票】

担当課名：商業観光課

1. 制度導入を予定している公の施設概要

施設の名称	延岡市勤労青少年ホーム
所在地	延岡市西階町1丁目4341番地の1
設置年月日	昭和41年5月
設置目的	中小企業に働く青少年の健全育成と福祉増進に資する
設置根拠条例	延岡市勤労青少年ホーム条例
施設規模	【構造】鉄筋コンクリート2階建 【延床面積】721㎡ 【施設内容】ホール、スポーツ室、和室 外
管理業務の内容	施設の管理運営 各種講座の開設（年2回） クラブ活動及びグループ活動の指導
管理運営収支 (平成21年度決算額)	【収入(施設使用料等)】： 0千円 【支出(管理経費)】：3,751千円
現在の管理形態 (○で囲む)	全て市直営 ・ 市直営で一部委託 ・ その他 ()
利用状況	(20年度)1,015名 (21年度) 821名
現在の問題点 課題等	施設の老朽化や利用者の減少等の理由により、施設の継続について検討が必要である。また、指定管理者制度を導入した場合、各種講座の企画運営や法的な点検作業が可能かどうかの判断が必要となる。 なお、施設利用料を徴収していないため、増収にはつながらない。

2. 現段階における管理運営方針

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。

(1) 募集方法

- ① 公募 【理由】()
- ② **非公募** 【理由】(相談及び指導業務並びに施設の管理業務を委託している) ()

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲、具体的内容

- ・ 勤労青少年に対する相談及び指導並びに施設の管理・点検業務
- ・ 各種講座の企画運営、クラブ活動及びグループ活動の指導

(3) 利用料金制の有無 (有 ・ **無**)

(4) 指定管理料の予定額 (3,500千円)

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度		直営	その他	理由
						公募	非公募			
企画課	延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	施設には区の事務所も併設され、地域コミュニティ活動の拠点としても活用されており、島浦町区を指定管理者とすることで、効果的・効率的に運用されている。	当該施設は、施設利用料収入によって管理運営されており、管理委託料は支払わないこととなっている。修繕等が必要な場合は、市の負担を要するが、通常管理運営に関しては適正に運営されている。	国庫補助を活用して建設された建物であるため、用途制限の問題もあるが、今後の施設維持経費等を考慮しながら、地元への無償譲渡等の可能性について検討の余地がある。		●(5年)			施設の設置目的や特殊性を考慮
高齢福祉課	南老人福祉センター 北老人福祉センター	(財)延岡市高齢者福祉協会	高齢者の生きがい対策、介護予防への取り組みを行い、施設利用者の増加、利便性の向上に取り組んでいる。	施設の老朽化、設備の老朽化により維持管理経費が増加しているが、計画的な補修と経常経費の縮減に努めている。	人件費の見直しを行い、全体経費の縮減を図っている。指定管理者への支援のあり方を今後とも協議していく必要がある。		●(5年)			当該法人への出資及び本市と連携した福祉行政の推進の面を考慮
高齢福祉課	東海デイサービスセンター	(社福)三ツ葉会	当該法人は、特別養護老人ホーム、居宅支援事業所、ケアハウス等を同一の敷地内で運営しており、当該デイサービスを含めて総合的な福祉サービスを提供している。	介護報酬が指定管理料とされていることから、行政負担は発生していない。	今後、施設の老朽化に伴う大規模改修を考慮すると、民間譲渡による運営を検討する必要がある。		●(5年)			当該法人の他の施設と一体となり福祉サービスの提供が行われていることを考慮
高齢福祉課	島浦デイサービスセンター	(社福)千寿会	多くが当該法人の居宅介護支援事業所を通じた利用となっており、これまでの地区内のなじみの関係から、良好なサービス提供が行われている。	介護報酬が指定管理料とされていることから、特段の支出は発生していない。	今後、施設の老朽化に伴う大規模改修を考慮すると、民間譲渡による運営を検討する必要がある。		●(5年)			これまでの運営状況と離島という特殊事情を考慮
総合農政課	延岡市農産加工研修センター	延岡市農産加工研修センター運営協議会	農業関係者だけではなく、広く一般市民に利用されるようになり、その利用者数も増加傾向にある。地元材料を使用した農産加工品作りを通して、農産加工品に対する知識と技術を伝えることができ、食に関する理解も深めることができた。	対象者を男性に拡大するなど、管理者の運営努力がみられ、利用料も増加している。	施設の老朽化に伴う維持管理経費、修繕費等の増加が考えられる。		●(5年)			現状維持
農林畜産課	延岡市家畜排せつ物処理センター	(株)延岡地区有機肥料センター	制度導入以前は、委託契約により当該法人に管理委託していた。有機性資源の肥料化処理を行うことで、畜産業の他、地域産業、市民生活に寄与している。生産される有機肥料については、耕種農家の土づくりに貢献し、安全・安心な農産物の生産に役立つと考えられる。	畜産農家の経営は厳しいため、畜産農家からの家畜排せつ物の処理料金を上げることは難しく、製品である有機肥料は安価な地域外の堆肥販売業者との価格競争により生産コストを販売価格に転嫁できない状況にある。	施設設備が20年を経過し、大規模な改修と機能強化が必要であり、23年度に計画中である。今後は汚泥の新規受け入れや生ゴミの受け入れ拡大を行うなど、経営内容の見直しにより経営改善を図る。		●(5年)			
商業観光課	延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	現在も地域住民の倉庫等として利用されており、制度導入前と利用状況やサービス面では変わっていない。	使用料収入はなし。指定管理者への委託費実績なし。電気料(年間約12~13万)、と消防設備点検(年間約6千円)を市費より支出している。	施設設置の目的が特殊であることから、引き続き当該団体を指定管理者とする。指定管理料についてはなしとする。		●(5年)			施設の性質を考慮

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度		直営	その他	理由
						公募	非公募			
文化課	延岡総合文化センター	(財)延岡総合文化センター	利用状況面については、既に制度導入前から相当の期間、運営に携わっており、その間も最大限に集客等について努力してきているので、大きな変化は見られない。自主文化事業の数については、若干増加している。	収支状況面についても、上記と同様、大きな変化は認められないが、平成21年度については、収支差額(黒字幅)の向上が認められる。	施設の安全管理面では、さらに日常の点検の徹底や設備の更新を進め、事故を起こさない体制を堅固なものにしていく。また収支面では市民ニーズの把握とともに集客努力にマンネリ化を招かないよう更なる工夫や努力を推進し、サービスの質や量の維持に努め、収益を上げるための経営努力を継続していく。また行政側の文化振興に関する考え方を軸に地域と密着した事業を継続し、市民文化の向上に努める。		●(5年)			財団設立当時県北15市町村により設置されたものであること、閉館以来25年にわたる管理運営のノウハウを持っていること、施設の特異性から市場原理による競争やコスト削減になじまず、公募することは今までに地域と密着して行われてきた事業の継続や企画運営に著しい支障が生じるため
*****	浜木綿村	北浦総合産業(株)	利用者数は横ばい状態。75%が売店及びレストランの利用によるもの。年間では夏季の利用が多く、冬季が閑散期となる傾向にあり、6~8月の利用が年間の約3分の1を占めている。利用のほとんどは地域外からの観光客と考えられ、集客のための各種のイベントを行うなど、多様なサービスを総合的に提供している。	運営費における人件費を施設の利用料、売店、レストランの売り上げにより賄うように、また、従業員の雇用条件の改善等を行うなど、当法人の設立目的のひとつでもある「就業の場の創出・確保」に対する企業努力を続けている。平成21年度は約383千円の純利益をあげている。	これまでの地域経済の活性化等には貢献しているが、施設全体の周囲規制を向上させるためには、夏季を除く期間の利用者・稼働率の増加をいかに図るかが課題であり、今後は高速道路開通を見通した集客を増やすため、多様化する観光客のニーズに即応できる民間手法による総合的なサービスの提供が必要である。また、老朽化する施設の維持管理が負担増にならないよう、計画的な設備投資をする必要がある。		●(5年)			当該法人の設立目的や当該施設の整備目的を熟知した効率的なサービス提供を行ってきた実績を考慮
*****	末越レジャーパーク	北浦総合産業(株)	ゴルフ練習場を中心とした施設であり、利用者が限定されていること、近郊地域以外の遠方からの集客を望むことは難しい施設であることは否めない。平成20年度は防護ネットの補修工事により約半年間の休業を余儀なくされ、利用者数も半減。平成21年度は利用者数も回復し、指定管理者の努力により、徐々に増加傾向にある。	運営費である人件費については、利用料(売り上げ)から賄っており、純然たる施設の維持管理費である指定管理料を含めると赤字であり、浜木綿村とともに運営管理する現指定管理者の利益増につなげている。	利用者が周辺地域に限られており、現在のように景気の悪いときに新たな利用者を急激に増やすことは難しいが、地域の潜在的な利用者の確保、現在の利用者の維持、利用回数・客単価の増加をいかに図るかが課題であり、そのためにも民間手法によるサービスの向上、イベント等を積極的に展開する必要がある。また、老朽化する施設の維持管理が負担増にならないよう、計画的な設備投資をする必要がある。		●(5年)			当該法人の設立目的や当該施設の整備目的を熟知した効率的なサービス提供を行ってきた実績を考慮

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度		直営	その他	理由
						公募	非公募			
北浦町福祉課	北浦町デイサービスセンター	(社福)千寿園	平成19年度から年間4,500人前後を推移しており、年始の3日以外は開館しており、住民ニーズに沿った利用状況といえる。	施設の管理運営に係る費用は介護報酬で賄われており、行政側の負担はない。	市内にデイサービス事業所は複数あり、市が対応することはない状態である。ただし、施設は国県の補助で建設した施設であるため、譲渡等を行うには検討が必要である。		●(5年)			特老とデイサービスが一体になっており区分することが不可能
北方観光課	鹿川キャンプ場	鹿川観光組合	以前は500人程度の利用者数であったが、施設のリニューアルと指定管理者の管理努力もあり、この2年間は800人を超える大幅な利用者増・収入増につながった。鹿川観光組合員が施設内の維持管理等を行うことで、観光客のニーズに応えることができています。	平成20年度から指定管理料1,429千円と利用料金(平成21年度1,100千円)で運営している。指定管理者は施設内の補修等を年次計画で行っているため、現在の指定管理料が妥当と思われる。	今後も地元観光組合がキャンプ場の指定管理者として運営・管理を行うことで、地区民の連帯、絆の強化につながり、特色ある自然環境を活かした観光や伝統文化の伝承等、地域の活性化にも大きく寄与するものと考えられる。		●(5年)			地域性を考慮し、地元観光組合の管理が望ましい
北方福祉課	ETOランド速日の峰	(財)速日の峰振興事業団	ETOランド速日の峰は九州一の規模の人工芝スキー場を初めバンガロー等を効果的に活用した宿泊体験イベントなど公益性の高い事業を中心に運営がなされ、入園料無料化により利用者に関わった憩いの場としてサービス向上を図っている。	入園料の無料化に伴い、集客力を高めるとともに、運営経費等の徹底した見直しにより指定管理料の削減に努めている。今後も経営改善を促進し経費の削減に努める。	平成7年度の開園以来、施設全体の老朽化が進んでおり、計画的な補修等が必要である。特に人工芝スキー場の人工芝については平成21年度一部張替えを行ったが、利用者の事故防止のため今後も補修が必要となる。		●(5年)			運営上、索道技術者が必要となるが、当該法人の職員が資格を有しているため
北方福祉課	延岡市北方健康福祉センター	(社福)延岡市社会福祉協議会	福祉センターの利用は、主に会議室や調理室の借用であるため、利用状況については制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。	この施設の収入は、会議室等の使用料であるが、使用料免除となる行政の借用が主であり、収入となる民間の使用料は年間4万円程度となっている。支出面では人件費を除く光熱費などの管理費として、年間200万円程度の経費を支出している。そのため突発的な高額な修繕等については別途予算となっている。	この施設は建設当初から社会福祉協議会の事務所として使用しているとともに、北方地域包括支援センター、北方指定居宅介護支援事務所、ボランティアセンター北方支所、共同募金会北方分室の事務所もかねており、北方地域の福祉活動の拠点施設として管理されてきたところである。		●(5年)			
北方福祉課	延岡市北方デイサービスセンター	(社福)延岡市社会福祉協議会	指定管理者制度移行前から現管理者が運営しており、デイサービスセンターとしての量状況は制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。	行政からの管理運営面における支出はない。	今後も在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持を目的にデイサービス施設として継続して使用していくことが望ましいと考える。ただ、施設や機器の老朽化に伴う改築や修繕等の費用負担について検討することが必要だと考える。		●(5年)			利用者との信頼関係や一貫したサービス方針により、良好な施設運営がなされている
北方福祉課	延岡市曾木デイサービスセンター	(社福)延岡市社会福祉協議会	指定管理者制度移行前から現管理者が運営しており、デイサービスセンターとしての量状況は制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。	行政からの管理運営面における支出はない。	今後も在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持を目的にデイサービス施設として継続して使用していくことが望ましいと考える。ただ、施設や機器の老朽化に伴う改築や修繕等の費用負担について検討することが必要だと考える。		●(5年)			利用者との信頼関係や一貫したサービス方針により、良好な施設運営がなされている

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度 公募	非公募	直営	その他	理由
北方農林課	延岡市下鹿川林業者健康増進施設	下鹿川区	昨年度の利用者数は延べ600人超と地域のスポーツ愛好者を中心に利用し、健康増進が図られる。	施設使用料金と指定管理料273千円で運営されている。支出については、主に光熱水費と浄化槽の維持費及び床ワックス購入費等であり、収益はほぼゼロに近い。行政コスト面としても現在の委託料で妥当であると思われる。	施設は旧鹿川小学校の体育館として建設されたものであるが、今後は校舎を含め維持管理については総合的な跡地利用の検討が必要である。		●(5年)			本施設の利用者がその地域に限定されることから円滑な運営が図られることを考慮
北方農林課	延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	延岡市板下区を中心に曾木川流域の高齢者が施設を利用し、ゲートボールを通じて健康増進と交流の場として使用されている。	1回1人100円で徴収した使用料と市が支払う指定管理料37,000円で施設管理をお願いしている。行政コスト面では委託料は少なめであると思う。	管理経費は、水道料金(基本料)と浄化槽清掃料であるが、年間37千円と施設使用料だけでは除草作業賃金は支払われておらず、管理運営は厳しい状態であるため、委託料の増額が必要であると思われる。また、同地区の高齢者クラブは会員の減少により存続が危ぶまれているため、後継管理者は板下区長と結ぶことが好ましいと思われる。		●(5年)			高齢者クラブから行政区区長(市政連絡員)への変更
北方農林課	鹿川キャンプ場	鹿川観光組合	以前は500人程度の利用者数であったが、施設のリニューアルと指定管理者の管理努力もあり、この2年間は800人を超える大幅な利用者増・収入増につながった。鹿川観光組合員が施設内の維持管理等を行うことで、観光客のニーズに応えることができている。	平成20年度から指定管理料1,429千円と利用料金(平成21年度1,100千円)で運営している。指定管理者は施設内の補修等を年次計画で行っているため、現在の指定管理料が妥当と思われる。	今後も地元観光組合がキャンプ場の指定管理者として運営・管理を行うことで、地区民の連帯、絆の強化につながり、特色ある自然環境を活かした観光や伝統文化の伝承等、地域の活性化にも大きく寄与するものと考えられる。		●(5年)			地域性を考慮し、地元観光組合の管理が望ましい
北川観光課	祝子川温泉美人の湯	(有)祝子川温泉美人の湯	会社経営のための施設運営という意識が高まり、利用者への各種サービスが向上し、利用者増につながっているものと思われる。	制度導入により、利用客の少ない時間の有効活用やイベントの開催などによりコスト削減の努力を続けている。	市内唯一の温泉施設であり、過疎高齢化の著しい当地域のコミュニティを形成する中核施設でもあり、地域の住民が出資して設立した法人であるため、今後も利用客増を図りながら事業を継続していきたい。		●(5年)			法人の設立経緯や、施設の性格を考慮
北川農林課	延岡市北川鏡山牧場	(社)北川町畜産公社	鏡山の施設で牧場用施設については、研修や研究の場として受け入れている。平成21年度は宮崎大学の学生3名を受け入れた。また、観光地でもある鏡山は平日の来訪者は年々減少しているものの、来訪者用施設(トイレ等)の管理は必要であるため、維持管理を行っている。	平成21年度は単年度収支は黒字であった。	水道施設等の老朽化が進んでいる。今後、施設の改修費用が必要となる。		●(5年)			繁殖牛の放牧を主とした牧場と景観を利用した観光地のため応募者がいない
北川福祉課	北川老人福祉館	(社福)延岡市社会福祉協議会	使用許可が迅速に行われること。利用料金の納入事務が簡素化されること。	経費面の効果は特になし。	特になし。		●(5年)			当施設の一部は延岡社協北川支所の事務所及び北川地域包括支援センターの事務所として使用されていることを考慮

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度		直営	その他	理由
						公募	非公募			
子ども家庭課	緑ヶ丘児童館	(社福)緑ヶ丘児童館	緑ヶ丘小学校などから多数の児童を受け入れているだけでなく、地域活動クラブの活動の支援なども行い、地域の子育て支援に貢献している。	児童館の運営補助を行っているが、それ以外の市からの補助はなく、直営に比べ、人件費等の削減が図られている。	当施設は昭和45年に建設されたもので、耐震改修促進法の対象建築物となっており、耐震改修の努力義務が課せられているが、公設民営の施設には耐震診断及び耐震補強、改修工事について県の補助制度がない。そのため、定住自立圏構想などによる補助制度などの活用も視野に入れながら施設補修を検討している。	●(5年)				サービスの安定性及び継続性の確保
子ども家庭課	旭児童館	(学)純心学園	隣接する旭小学校などから多数の児童を受け入れているだけでなく、放課後児童クラブの実施や地域活動クラブの活動の支援なども行い、地域の子育て支援に貢献している。	児童館の運営補助を行っているが、それ以外の市からの補助はなく、直営に比べ、人件費等の削減が図られている。	放課後児童クラブの利用者には利用料を月4,000円徴収していることから、放課後児童クラブの利用者と児童館のみの利用者の仕分けで苦慮しているため、児童館が独自に基準を設け、不平等が生じないように対応している。	●(5年)				サービスの安定性及び継続性の確保
子ども家庭課	延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	(社福)緑ヶ丘児童館	DVなどに伴う一時保護を含め、母子福祉の向上に大きく貢献している。	指定管理料は入所人員や暫定定員数等により変動するが、ここ1～2年はコスト面から見ても現状維持の状況である。	当施設は昭和45年に建設されたもので、耐震改修促進法の対象建築物となっており、耐震改修の努力義務が課せられているが、公設民営の施設には耐震診断及び耐震補強、改修工事について県の補助制度がない。そのため、定住自立圏構想などによる補助制度などの活用も視野に入れながら施設補修を検討している。	●(5年)				サービスの安定性及び継続性の確保
障がい福祉課	延岡ライトハウス盲人ホーム 延岡市点字図書館	(財)延岡愛盲協会	視覚障がい及びボランティア等の関係団体への支援施設で、視覚障がい者当事者団体による効率的な運営がなされている。	国の国庫負担基準額に基づく委託料であり、コスト的には適切と思われる。	昭和46年に建設された施設であり、老朽化が進んでいることから、移転改築も含めた検討が必要である。	●				
北方農林課	延岡市農産物直売・食材提供施設	(財)速日の峰振興事業団	農林産物の展示販売を行っている施設であり、施設利用者は生産者で構成する出展者会を中心に年々増加している状況にある。また、販売実績も年々上昇しており、農林家の所得向上に寄与している施設である。	本施設については、指定管理における委託料の歳出はしておらず、行政上のコストについては発生していない。	特になし。	●(5年)				
北方農林課	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	生産者の施設利用も多く、施設を利用することにより安定的な農林産物の供給が図られ、品質の均一化と価格安定化が図られている。	施設の維持費については、施設利用者からの使用料により運営できており、行政からの委託料は支払われておらず、行政コスト面については発生していない。	特になし。	●(5年)				

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度 公募	指定管理者制度 非公募	直営	その他	理由
北方教育課	延岡市北方南部地区 体育館	曾木区	利用者のほとんどが地元地域の住民。地元地域の住民自らが施設管理者となることで、地域住民や利用者の意見を管理運営に反映することや、効率的な運営が実現できており、住民サービスの向上に成果をあげている。	施設利用者から徴収する利用料を指定管理料とし、施設の管理運営費用(浄化槽管理清掃費用・消防設備管理費用は除く)に充てているため、行政コストの削減に成果をあげている。	施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保の観点から、修繕や工事を行う必要性が高まるものと考えられる。	●(5年)				
北川地域振興課	道の駅北川はゆま	(株)北川はゆま	設立当初から施設の管理運営を行っており、平成18年9月から指定管理者として管理運営している。指定管理者となり経営意識が向上し、利用者も増加している。	制度導入前に1千万円以上あった旧北川町からの支出に対し、制度導入後には、20年度300万円、21年度150万円となり、制度導入前から大幅にコスト削減を図ることができた。	収支状況は改善されているが、箱物土産が売り上げの60%以上を占めており、地場産品の売り上げをもっと伸ばす必要がある。高速道路の蚊通やインターチェンジの完成など、当該施設を取り巻く環境が大きく変わろうとする中、高速道路の利用客を呼び込むための方策を早めにとっておく必要がある。地元出品者との連携をとりながら、産業振興、地域振興の核となる施設として利用されるよう今後のあり方について民営化を含め検討中である。	●(3年)				民営化も検討中
北川地域振興課	ホテルの里休暇村	(株)北川はゆま	ホテルの宿、ホテルの館を一括管理することにより宿泊客に対してはそれぞれの施設の特徴を生かせるようになった。また、地域のコミュニティ形成のための施設としての役割は大きい。しかし、ホテルの館については、人を配置していないため、施設見学の利用客は激減した。	指定管理者制度導入によるコスト削減の大きな効果は、現段階では現れていない状況である。	隣接する北川運動公園(イベント広場、体育館等)との一体的な管理を検討中である。体育施設との一体的管理により、合宿客の誘致などが行いやすくなり、各施設の利用者増への相乗効果が見込まれるのではないかと検討を行っている。	●(3年)				
北川地域振興課	祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合	ボルダリング(岩登り)という新たなスポーツの流行により、利用客が増加傾向にある。制度導入により施設の簡易な修繕などへの迅速な対応が可能となり、利用者へのサービス向上が図られた。	直営等で管理する場合には常時管理人を雇用する必要があり、利用客の少ない当該施設では無駄が生じる可能性がある。制度導入により地元住民が必要となきに必要なだけ施設を管理するため、効率的な管理が可能となっている。	当施設は昭和45年に建設されたもので、耐震改修促進法の対象建築物となっており、耐震改修の努力義務が課せられているが、公設民営の施設には耐震診断及び耐震補強、改修工事について県の補助制度がない。そのため、定住自立圏構想などによる補助制度などの活用も視野に入れながら施設補修を検討している。	●(3年)				
高齢福祉課	延岡市養護老人ホーム若葉荘	(社福)みのり会	平成8年より当該法人が運営管理しており、この間に入所者との人間関係や信頼関係が築かれており、入所者にとって安心した日常生活が確保されている。民間の経営ノウハウを導入した運営管理により、入所者定数に近い入所者確保が図られた。	施設運営は介護報酬及び施設入所措置費により行われており、制度による支出以外には行政費用は発生していない。また、施設補修等について施設の大規模改修は法人と協議することとなっているが、それ以外は当該法人が主体的に行っている。	施設の老朽化による建て替えが必要な時期にあることから、現在の指定管理者制度から完全民営化を行い、移転新築を検討する必要がある。				●	民営化を検討

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況について

所管課	施設名		利用状況	収支状況	今後の課題等	管理運営の方式				
						指定管理者制度 公募	非公募	直営	その他	理由
民生部	三棧生活改善センター	板下区	当施設は旧北方町の4つの中学校の統廃合問題に関わって昭和50年2月に見返り施設として旧北方町東部地区(藤の木区、板下区、板上区、二股区)住民の生活改善等を目的としてまた、地元の集会所をかねて建設された。設置後35年が経過し、利用状況も変わり、近年ではもっぱら板下区の集会所として利用しており、区で修繕をするなど、実質的な維持管理をしている。また、本来の目的である東部地区の広域的な利用はなくなってきている。	近年はもっぱら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理料を支払っていない。当該施設に係る収支は、平成21年度は約10万円の赤字であり、赤字分は板下区民の各世帯から2,000円を徴収することで維持管理をしている現状である。	利用状況を見ても当初の広域的利用を目的とした設置意義が薄れ、役目も終わっていると思われることから今後、実態に応じた取扱いをしていく必要がある。なお、土地の所有者は延岡市である。対応としては、地元の板下区をはじめ北方町東部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質維持管理している板下区へ譲渡することとしたい。			●	●	
民生部	横峰生活改善センター	横峰区	当施設は旧北方町の4つの中学校の統廃合問題に関わって昭和52年3月に見返り施設として旧北方町北部地区(日平区、横峰区、美々地地区、菅原区、下鹿川区、上鹿川区)住民の生活改善等を目的としてまた、地元の集会所をかねて建設された。設置後33年が経過し、利用状況も変わり、近年ではもっぱら板下区の集会所として利用しており、区で建物保険をかけたり修繕をするなど、実質的な維持管理をしている。また、本来の目的である北部地区の広域的な利用はなくなってきている。	近年はもっぱら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理料を支払っていない。当該施設に係る収支は、平成21年度は約2千円の赤字であり、赤字分は横峰区の会計から補填されている状況である。	利用状況を見ても当初の広域的利用を目的とした設置意義が薄れ、役目も終わっていると思われることから今後、実態に応じた取扱いをしていく必要がある。なお、土地の所有者は三菱金属(株)である。対応としては、地元の横峰区をはじめ北方町北部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質維持管理している横峰区へ譲渡することとしたい。			●	●	
民生部	北方町中部地区集落センター	川水流区	当施設は旧北方町中部地区(角田区、笠下区、川水流区、蔵田区、上崎区)の農林漁業の振興、地区住民の知識の向上等を目的として、また地元川水流区の公民館をかねて設置された。しかし、設置後20年が経過し利用状況も変わり、近年ではもっぱら川水流区の集会所として利用していることから、区で修繕をするなど実質的な維持管理をしている。また、本来の目的である東部地区の広域的な利用はなくなってきている。	近年はもっぱら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理料を支払っていない。当該施設に係る収支は平成21年度は約2千円の赤字であり、いずれも赤字分を川水流区の会計で補填している状況である。	利用状況を見ても、当初の公の施設としての設置意義が薄れ、役目も終わっていると思われることから今後、実態に応じた取扱いをしていく必要がある。なお、土地の所有者は川水流財産組合(登記名義は2名持ち)である。対応としては、地元の川水流区をはじめ北方町中部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質的維持管理している川水流区へ譲渡することとしたい。			●	●	

平成22年度末で指定期間が終了する施設一覧

所管課	施設名	指定管理者名
企画課	島野浦島開発総合センター	島浦町区
市民協働・男女参画課	延岡市民協働まちづくりセンター	特定非営利活動法人のべおか市民力市場
高齢福祉課	北老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	南老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人三ッ葉会
	延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人延岡市高齢者福祉協会
	延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会
	延岡市養護老人ホーム	社会福祉法人みのり会
こども家庭課	緑ヶ丘児童館	社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
	旭児童館	学校法人純心学園
	延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
障がい福祉課	延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人延岡愛盲協会
	延岡市点字図書館	財団法人延岡愛盲協会
総合農政課	延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会
農林畜産課	延岡市家畜排泄物処理センター	有限会社延岡地区有機肥料センター
農山村整備課	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合
商業観光課	延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体
文化課	延岡総合文化センター	財団法人延岡総合文化センター
	延岡市公会堂「野口記念館」	財団法人延岡総合文化センター
北浦地域振興課	浜木綿村	北浦総合産業株式会社
	末越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社
北浦福祉保健課	北浦町デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会
北方地域振興課	三椏生活改善センター	板下区
	槇峰生活改善センター	槇峰区
	延岡市北方中部地区集落センター	川水流区
	延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合
	延岡市ETOランド速日の峰	財団法人速日の峰振興事業団
延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	
北方福祉保健課	延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
	延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
	延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
北方農林課	延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人速日の峰振興事業団
	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合
	延岡市下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区
北方教育課	延岡市北方南部地区体育館	曾木区
北川地域振興課	延岡市道の駅北川はゆま	株式会社北川はゆま
	延岡市ホテルの里休暇村	株式会社北川はゆま
	延岡市祝子川温泉美人の湯	有限会社祝子川温泉美人の湯
	延岡市祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合
北川農林課	延岡市北川鏡山牧場	北川町畜産公社
北川福祉保健課	延岡市北川老人福祉館	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会

公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況【調査票】

担当課名：商業観光課

1. 制度導入を予定している公の施設概要

施設の名称	延岡市勤労青少年ホーム
所在地	延岡市西階町 1 丁目 4 3 4 1 番地の 1
設置年月日	昭和 4 1 年 5 月
設置目的	中小企業に働く青少年の健全育成と福祉増進に資する
設置根拠条例	延岡市勤労青少年ホーム条例
施設規模	【構造】鉄筋コンクリート 2 階建 【延床面積】721㎡ 【施設内容】ホール、スポーツ室、和室 外
管理業務の内容	施設の管理運営 各種講座の開設（年 2 回） クラブ活動及びグループ活動の指導
管理運営収支 (平成 2 1 年度決算額)	【収入(施設使用料等)】： 0 千円 【支出(管理経費)】：3,751 千円
現在の管理形態 (○で囲む)	全て市直営 ・ 市直営で一部委託 ・ その他 ()
利用状況	(20 年度) 1,015 名 (21 年度) 821 名
現在の問題点 課題等	施設の老朽化や利用者の減少等の理由により、施設の継続について検討が必要である。また、指定管理者制度を導入した場合、各種講座の企画運営や法的な点検作業が可能かどうかの判断が必要となる。 なお、施設利用料を徴収していないため、増収にはつながらない。

2. 現段階における管理運営方針

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。

(1) 募集方法

- ① 公募 【理由】()
② 非公募 【理由】(相談及び指導業務並びに施設の管理業務を委託している)

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲、具体的内容

- ・ 勤労青少年に対する相談及び指導並びに施設の管理・点検業務
- ・ 各種講座の企画運営、クラブ活動及びグループ活動の指導

(3) 利用料金制の有無 (有 ・ 無)

(4) 指定管理料の予定額 (3,500 千円)

以 上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：企画課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市島野浦島開発総合センター
設置目的	離島における教育文化、産業の振興並びに福祉の向上を図る
現指定管理者名	島浦町区
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	・ 施設の設置目的から、効果的・効率的な運営が図られる。 ・ 無償での委託であり、応募団体はないと考えられる。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

施設には区の事務所も併設され、地域コミュニティ活動の拠点としても活用されており、島浦町区を指定管理者とすることで、効果的・効率的に運用されている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

当該施設は、施設利用料収入によって管理運営されており、管理委託料は支払わないこととなっている。修繕等が必要な場合は、市の負担を要するが、通常管理運営に関しては適正に運用されている。

(3) 今後の課題と対応等

国庫補助を活用して建設された建物であるため用途制限の問題もあるが、今後の施設維持経費等を考慮しながら、地元への無償譲渡等の可能性について検討の余地がある。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（施設の設置目的や特殊性を考慮すると公募にはそぐわないと考える）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）
【理由】（

4. 調査票回答者

氏名	企画課企画調整係 渡辺陽二郎
連絡先	(内線) 2126 (直通) 22-7003

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 高齡福祉課

1. 公の施設現況

施設の名称	南・北老人福祉センター
設置目的	高齡者の生きがいづくり、交流の場の提供
現指定管理者名	財団法人 延岡市高齡者福祉協会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	延岡市高齡者福祉協会は、昭和63年に非営利の住民参加型の任意団体として発足し、その後、財団法人化された。在宅福祉推進の独自の活動を推進するとともに、配食サービスや介護予防事業等、行政と連携しながら地域福祉の増進に努めている。延岡市における在宅福祉施策推進の強化とともに、本市が当該法人へ3000万円の出資を行っている関係から、その運営維持を図る必要があるため、公募によることなく当該法人に指定管理者として選定した

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

高齡者の生きがい対策、介護予防への取組みを行い、施設利用者の増加、利便性の向上に取り組んでいる。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設の老朽化、設備の老朽化により維持管理経費が増加しているが、計画的な補修と経常経費の縮減に努めている。

(3) 今後の課題と対応等

人件費の見直しを行い、全体経費の縮減を図っている。当該法人への支援のあり方を、今後とも協議していく必要がある。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募(条件制限なし)
- ② 公募(条件・制限付き)
- ③ 非公募(現指定管理者の継続指定)
【理由】(当該法人への出資及び本市と連携した福祉行政の推進の面から)
- ④ 非公募(新たな管理者の指定)
【理由】()

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他(年間)
【理由】()

4. 調査票回答者

氏名	友清 明俊
連絡先	(内線) 2502 (直通)

以上

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募(条件制限なし)
- ② 公募(条件・制限付き)
- ③ 非公募(現指定管理者の継続指定)
【理由】(当該法人の他の施設と一体となり福祉サービスの提供が行われていることから)
- ④ 非公募(新たな管理者の指定)
【理由】()

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他()年間
【理由】()

4. 調査票回答者

氏名	友清 明俊
連絡先	(内線) 2502 (直通)

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 高齢福祉課

1. 公の施設現況

施設の名称	岡富ディサービスセンター
設置目的	65歳以上の者で身体上又は精神上障害があるため、日常生活に支障があり介護保険法の規定する通所介護等を利用することが著しく困難な者に対してディサービスを提供する。
現指定管理者名	財団法人 延岡市高齢者福祉協会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	延岡市高齢者福祉協会は、昭和63年に非営利の住民参加型の任意団体として発足し、その後、財団法人化された。在宅福祉推進の独自の活動を推進するとともに、訪問介護、居宅介護支援事業等を一体的に行い岡富地域の拠点となっている。また当該法人へは本市が3000万円を出資していること、これまでの施設の維持管理、補修を当該法人が実施しているなどから、総合的に判断し当該法人を指定管理者として選定した。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

当該法人は、訪問介護、居宅支援事業所、包括支援センター等を同一の敷地内で運営し、総合的な福祉サービスを提供している。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

介護報酬が指定管理料とされていることから、行政負担は発生していない。

(3) 今後の課題と対応等

今後、施設の老朽化に伴う大規模改修等を考慮すると、譲渡を含めた運営の転換を検討する必要がある。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募(条件制限なし)
- ② 公募(条件・制限付き)
- ③ 非公募(現指定管理者の継続指定)
【理由】(当該法人への出資及び本市と連携した福祉行政の推進の面から)
- ④ 非公募(新たな管理者の指定)
【理由】()

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他(年間)
【理由】()

4. 調査票回答者

氏名	友清 明俊
連絡先	(内線) 2502 (直通)

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：総合農政課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市農産加工研修センター
設置目的	農産物の加工に関する技術習得や学習のための研修を行い、市民への農産加工への理解と興味を深め、食に対する理解を促進する。
現指定管理者名	延岡市農産加工研修センター運営協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	市とJAの協力にて設立された経緯があり、施設はJAの敷地内に建設されている。管理者兼指導員には技術、知識ともに豊富なJA職員が配属されており、またその人件費の一部をJAが負担している。これらのことから非公募とした。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

農業関係者だけでなく広く一般市民に利用されるようになり、その利用者数も増加傾向にある。地元材料を使用した農産加工品作りを通して、農産加工品に対する知識と技術を伝えることができ、食に関する理解も深めることができた。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

対象者を男性に拡大するなど、管理者の運営努力がみられ、利用料も増加している。

(3) 今後の課題と対応等

施設の老朽化に伴う維持管理経費、修繕費等の増加が考えられる。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募(条件制限なし)
- ② 公募(条件・制限付き)
- ③ 非公募(現指定管理者の継続指定)

【理由】(施設が老朽化していることから維持管理費、修繕費が見込まれるため、また人件費の増加が考えられることから現状維持が望ましい)

- ④ 非公募(新たな管理者の指定)

【理由】()

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他(年間)

【理由】()

4. 調査票回答者

氏名	甲斐 亮子
連絡先	(内線) 78612 (直通) 22-7073

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：農林畜産課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市家畜排せつ物処理センター
設置目的	延岡地区の家畜排せつ物を主とした有機性資源を収集し肥料化することにより、畜産公害をなくし農家が畜産経営に専念できる環境を整備しながら、併せて生産される堆肥施用による土づくりを進め耕種農家の経営に寄与することを目的とする。
現指定管理者名	(株)延岡地区有機肥料センター
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	延岡市家畜排せつ物処理センターは、平成7年の建設以来、隣接する(株)延岡地区有機肥料センターとの一体的運営により、地域畜産農家からの家畜排せつ物のスムーズな受入れと、製品である有機肥料の品質向上を図ることで流通・販売を促進し、資源循環型農業の推進を図っている。単独で運営した場合、良質な有機肥料の生産が困難となり流通が滞ることが予想され、受入も出来なくなるため非公募とし、(株)延岡地区有機肥料センターに選定。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

制度導入以前は、委託契約により(株)延岡地区有機肥料センターに管理委託していた。導入後も地域畜産農家から排出される家畜排せつ物の処理のほか、鮮魚店・魚市場・漁協などの魚残さ、焼酎粕、学校給食残さや大型小売店の食品残さなど、有機性資源の肥料化処理を行なうことで、畜産業の他、地域産業、市民生活に寄与している。生産される有機肥料については、耕種農家の土づくりに貢献し、安全・安心な農産物の生産に役立つと考える。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

畜産農家の経営は厳しいため、畜産農家からの家畜排せつ物の処理料金を上げることは難しく、製品である有機肥料は、安価な地域外の堆肥販売業者との価格競争により生産コストを販売価格に転嫁出来ない状況にある。よって経営は厳しく、市からの指定管理料により辛うじて収支を合わせている。

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：商業観光課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市共同作業場
設置目的	地域住民の生活向上
現指定管理者名	延岡市共同作業場使用者団体
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	同和地区住民の生活安全のため設置された施設であり(旧条例)、従来より管理者を地区に指定していた経緯から非公募としている。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

現在も地域住民の倉庫等として利用されており、制度導入前と利用状況やサービス面では変わっていない。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

使用料収入は無し、指定管理者への委託費実績無し。電気料(約12～13万円/年間)と消防設備点検(約6千円/年間)を市費より支出している。

(3) 今後の課題と対応等

施設設置の目的が特殊であることから、引き続き「延岡市共同作業場使用者団体」と指定管理契約を結んでいく。また、指定管理料(委託費)についても無しとする。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（施設の性質上）

）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	河野 修
連絡先	(内線) 75102 (直通) 34-7833

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：文化課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡総合文化センター	延岡市公会堂「野口記念館」
設置目的	芸術及び文化の向上を図るため。	教養及び文化の向上を図るため。
現指定管理者名	財団法人 延岡総合文化センター	
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募	
非公募の場合 (選定理由)	財団が県北15市町村(当時)により設置されたこと、20年間にわたる管理運営のノウハウを持っていること等を勘案	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20~21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

利用状況面については、既に制度導入前から相当の期間、運営に携わってきており、その間も最大限に集客等について努力してきているので、大きな変化は見られない。
自主文化事業の数については、若干増加している。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

収支状況面についても、上記と同様、大きな変化は認められないが、直近の平成21年度については、収支差額(黒字幅)の向上が認められる。

(3) 今後の課題と対応等

施設の安全管理面では、更に日常の点検の徹底や設備の更新を進め、事故を起こさない体制を堅固なものにしていく。また、収支面では、市民ニーズの把握とともに、集客努力にマンネリ化を招かないよう更なる工夫や努力を推進し、サービスの質や量の維持に努め、収益を上げるための経営努力を継続していく。また、行政側の文化振興に関する考え方を軸に地域と密着した事業を継続し、市民文化の向上に努める。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

① 指定管理者制度を継続

② 直営に戻す

③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

① 公募（条件制限なし）

② 公募（条件・制限付き）

③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（財団が県北15市町村（当時：現9市町村）により設置されたこと、また、開館以来25年にわたる管理運営のノウハウを持っていること、そして、クリエイティブな活動をすべき公立文化施設は、その特殊性から市場原理による競争やコスト削減になじまず、公募することは、今までに地域と密着して行われてきた事業の継続や企画運営に著しい支障が生じるから。 ）

④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

① 3年間

② 5年間

③ その他（ ）年間

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	文化課 伊東 優
連絡先	(内線) 3720 (直通) 22-7047

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北浦・地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	浜木綿村
設置目的	優れた自然環境や景観等を活用した、家族ぐるみで楽しめる健全なレクリエーションの場を確保し、もって市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、過疎地域における就業の場の創出・確保するため。
現指定管理者名	北浦総合産業 株式会社
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	現指定管理者が、浜木綿村及び末越レジャーパークの運営管理することを目的に設立された法人であるということと、これまでの当法人の実績等を考慮したとき、当法人を指定管理者として指定することで、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営がより期待できるものと総合的に判断されたため。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

利用者数は、ここ数年横ばい状態であり、事業別でも変化はなく、75%が売店及びレストランの利用によるものである。年間では、夏季の利用が多く、冬季が閑散期となる傾向にあり、6～8月の利用者が年間の約3分の1を占めている。

利用者のほとんどは地域外からの観光客と考えられ、集客のための各種のイベント（こいのぼりフェスタ、伊勢えび海道、カンパチ・ひむか本さばフェア、ブルーツーリズム等）の開催等を行うなど、多様なサービスを総合的に提供している。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

運営費における人件費を施設の利用料、売店、レストラン等の売り上げにより賄うように、また、従業員の雇用条件の改善等を行うなど、当法人の設立目的の1つでもある「就業の場の創出・確保」に対する企業努力を続けている。

平成20年度は1,343,303円の赤字であったが、平成21年度は383,135円の純利益を上げている。

(3) 今後の課題と対応等

これまで、地域経済の活性化等には貢献しているが、施設全体の収益性を向上させるためには、夏季を除く期間の利用者・稼働率の増加を如何に図るかが課題であり、今後は、高速道路開通を見通した集客を増やすため、多様化する観光客のニーズに即応できる民間手法による総合的なサービスの提供が必要である。

また、老朽化する施設の維持管理が負担増にならないよう、計画的な設備投資をする必要である。

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（現指定管理者は、浜木綿村及び末越レジャーパークの運営管理することを目的に設立された法人であるということ。また、浜木綿村が、本市の観光と物産の拠点として、市内はもとより、市外にも高い知名度と評価を得続けられているのは、現指定管理者が浜木綿村の整備された目的と経緯を熟知しながら、各施設を効率的に活用し、特産品販売、レストラン、各種イベントの開催等、多様なサービスを総合的に提供してきた実績によるものが大きいことから、現指定管理者を引き続き指定管理者として指定することが、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営が今後も期待できるため。）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	商工観光係 神崎 誠一郎
連絡先	(内線) 73124 (直通) 0982-45-4238

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北浦・地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	末越レジャーパーク
設置目的	快適な森林空間のなかで、家族ぐるみで余暇活動を楽しみ、もって市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、過疎地域における就業の場の創出・確保するため
現指定管理者名	北浦総合産業 株式会社
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	現指定管理者が、浜木綿村及び末越レジャーパークの運営管理することを目的に設立された法人であるということと、これまでの当法人の実績等を考慮したとき、当法人を指定管理者として指定することで、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営がより期待できるものと総合的に判断されたため。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

ゴルフ練習場を中心とした施設であるため、利用者は限定されていること、近郊地域以外の遠方からの集客を望むことは難しい施設であることは否めない。平成20年度は、防護ネットの補修工事により約半年間の休業を余儀なくされ、利用者数も半減したものの、平成21年度は周年を通して営業することができこともあり利用者数も回復した。また、現指定管理者の努力等により利用者数も徐々にではあるが増加はしている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

運営費である人件費については、利用料（売り上げ）から賄っており、純然たる施設の維持管理費である指定管理料を含めると黒字であり、浜木綿村とともに運営管理する現指定管理者の利益増につなげている。

(3) 今後の課題と対応等

利用者が周辺地域に限られており、現在のように景気の悪いときに新たな利用者を急激に増やすことは難しいが、地域の潜在的な利用者の確保、現在の利用者の維持、利用回数・客単価の増加を如何に図るかが課題であり、そのためにも、民間手法によるサービスの向上、イベント等を積極的な展開は必要不可欠である。

また、老朽化する施設の維持管理が負担増にならないよう、計画的な設備投資をする必要である。

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（現指定管理者は、未越レジャーパーク及び浜木綿村の運営管理することを目的に設立された法人であるということ。また、未越レジャーパークが、快適な森林空間のなかで、家族ぐるみで余暇活動を楽しみ、もって市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、過疎地域における就業の場の創出・確保するという設置目的を考慮したとき、現指定管理者を引き続き指定管理者として指定することが、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営と、設置目的の達成が期待できるため。）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	商工観光係 神崎 誠一郎
連絡先	(内線) 73124 (直通) 0982-45-4238

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

北浦町総合支所

担当課名： 福祉保健課

1. 公の施設現況

施設の名称	北浦町デイサービスセンター
設置目的	自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援
現指定管理者名	社会福祉法人千寿園
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ <u>非公募</u>
非公募の場合 (選定理由)	特者とデイサービスが一体となり区分する事が不可能である。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

平成19年から年間4,500名前後を推移しており、年始の3日以外は開館しており、住民ニーズに添った利用状況と考える。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設の管理運営に掛かる費用は、介護報酬で賄われており行政面での負担はない。

(3) 今後の課題と対応等

市内にデイサービス事業所は複数あり、市が対応することは無い状態である。ただし、施設は国県の補助で建設した施設であるため譲渡等を行うには、検討が必要である。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（特者とデイサービスが一体になっており区分する事が不可能）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間
【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	戸高 善明
連絡先	(内線) 73135 (直通) 45-4234

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	鹿川キャンプ場
設置目的	森林総合利用施設
現指定管理者名	鹿川観光組合 組合長 岡田 克美
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	地域性を考慮し、地元観光組合を選定している。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

鹿川キャンプ場は、青少年の宿泊体験、また、家族やグループでの憩いの場としての施設を備えている。以前は500人程度の利用者数であったが、施設のリニューアルと指定管理者の管理努力もあり、この2年間は800人を超える大幅な利用者増・収入増に繋がった。

鹿川観光組合員が施設内の維持管理等を行うことで、観光客のニーズに答えることが出来ている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

平成20年度から指定管理料1,429千円と利用料金(平成21年度1,100千円)で運営している。

指定管理者は、施設内の補修等を年次計画で行っているため、現在の指定管理料が妥当と思われる。

(3) 今後の課題と対応等

今後も、地元観光組合がキャンプ場の指定管理者として運営・管理を行うことで、地区民の連帯、絆の強化に繋がり、特色ある自然環境を活かした観光や伝統文化の伝承等地域の活性化にも大きく寄与するものと考えられる。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ 地域性を考慮し、地元観光組合の管理が望ましい ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（現在5年を迎え経営努力を続けているので、今後5年間の効果を期待する。 ）

4. 調査票回答者

氏名	佐藤 亮子
連絡先	(内線) 72111 (直通) 47-3600

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	ETO ランド速日の峰
設置目的	市民の健康と福祉の増進を図る
現指定管理者名	ETO ランド速日の峰 (財) 速日の峰振興事業団 理事長 松本 喜伴
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	施設を有効的に活用するため、人工芝スキー等を行程に取り込んだ児童生徒の宿泊体験などの公益事業を実施しているが、施設の運営管理には索道技術者の必要など特殊技術を必要とし、それらの資格は財団職員が有している。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

ETO ランド速日の峰は、九州一の規模の「人工芝スキー場」をはじめ、「バンガロー」等を、効果的に活用した宿泊体験イベントなど公益性の高い事業を中心に運営がなされ、入園料無料化により、利用者にかかれた憩いの場としてサービス向上を図っている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

入園料の無料化に伴い集客力を高めるとともに、運営経理費の徹底した見直しにより指定管理料の削減に努めている。今後も経営改善を促進し経費の削減に努める。

(3) 今後の課題と対応等

(課題) 平成7年度の開園以来、施設全体の老朽化が進んでおり、計画的な補修等が必要である。特に人工芝スキー場の人工芝については、平成21年度一部張替えを行ったが、利用者の事故防止のため今後も補修が必要となる。

(対応) 入園無料化に伴う入園者増を収入増結びつけると共に、今後も経営改善に努める。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（運営上、索道技術者が必要となるが、財団法人の職員が資格を有しているため。）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間
【理由】（ 現在5年目を迎え、経営努力の途中でもあり今後も継続で指定したい。 ）

4. 調査票回答者

氏名	佐藤 亮子
連絡先	(内線) 72111 (直通) 47-3600

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方福祉保健課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市北方健康福祉センター
設置目的	地域住民の福祉の向上及び健康の増進
現指定管理者名	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ <u>非公募</u>
非公募の場合 (選定理由)	社会福祉協議会を主体とした地域の福祉活動の拠点となる施設であるため

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

福祉センターの利用は主に会議室や調理室の借用であるため、利用状況については制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

この施設の収入は会議室等の使用料であるが、使用料免除となる行政の借用が主であり、収入となる民間の使用料は年間4万円程度となっている。支出面では人件費を除く光熱費などの管理費として年間200万円程度の経費を支出している。そのため、突発的な高額な修繕等については別途予算となっている。

(3) 今後の課題と対応等

この施設は建設当初から社会福祉協議会の事務所として使用していると共に、北方地域包括支援センター、北方指定居宅介護支援事業所、ボランティアセンター北方支所、共同募金会北方分室の事務所も兼ねており、北方地域の福祉活動の拠点施設として管理されてきたところである。
今後もこうした施設の管理状況から当該法人を指定管理者として継続して使用させる事が望ましいと考える。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（この施設は平成6年から社会福祉協議会に管理運営を委託してきた。この間、北方地域の福祉活動の拠点施設として社会福祉団体の会議や健康診断、生涯学習講座等の開催場所として利用されてきた。今では北方地域包括支援センター、北方指定居宅介護支援事業所、ボランティアセンター北方支所、共同募金会北方分室の事務所としても使用されていることから、今後も現法人を指定管理者として選定する事が望ましいと考える。）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	北方福祉保健課	鬼塚重敏
連絡先	(内線) 72131	(直通) 47-3602

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方福祉保健課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市北方デイサービスセンター
設置目的	在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持
現指定管理者名	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ <u>非公募</u>
非公募の場合 (選定理由)	平成6年から社会福祉協議会に業務委託しており、それまでの管理状況、運営実績等を踏まえ現管理者を指定管理者とした。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

指定管理者制度移行前から現管理者が運営しておりデイサービスセンターとしての利用状況は制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

行政からの管理運営面における支出はない。

(3) 今後の課題と対応等

今後も在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持を目的にデイサービス施設として継続して使用していく事が望ましいと考える。
ただ、施設や機器の老朽化に伴う改築や修繕等の費用負担について検討する事が必要だと考える。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ④ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（この施設は平成6年から社会福祉協議会に管理運営を委託してきた。この間、施設利用者との信頼関係の構築、一貫したサービス方針などで良好な施設運営が行われてきた。また施設の補修も法人が実施してきたことなど、これまでの運営実績を踏まえ今後も現法人を指定管理者として選定する事が望ましいと考える。）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	北方福祉保健課	鬼塚重敏
連絡先	(内線) 72131	(直通) 47-3602

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方福祉保健課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市曾木デイサービスセンター
設置目的	在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持
現指定管理者名	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ <u>非公募</u>
非公募の場合 (選定理由)	平成6年から北方デイサービスを社会福祉協議会に業務委託しており、平成14年から曾木デイサービスを新たに追加した。指定管理者については、それまでの両施設の管理状況、運営実績等を踏まえ現管理者を引き続き指定管理者とした。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

指定管理者制度移行前から現管理者が運営しておりデイサービスセンターとしての利用状況は制度導入前と比べ変化はないものと考えられる。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

行政からの管理運営面における支出はない。

(3) 今後の課題と対応等

今後も在宅介護を受ける高齢者の日々の生活の充実や身体機能の維持を目的にデイサービス施設として継続して使用していく事が望ましいと考える。
ただ、施設や機器の老朽化に伴う改築や修繕等の費用負担について検討する事が必要だと考える

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）

⑤ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（この施設は平成14年から社会福祉協議会に管理運営を委託してきた。この間、施設利用者との信頼関係の構築、一貫したサービス方針などで良好な施設運営が行われてきた。また施設の補修も法人が実施してきたことなど、これまでの運営実績を踏まえ今後も現法人を指定管理者として選定する事が望ましいと考える。）

④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	北方福祉保健課 鬼塚重敏
連絡先	(内線) 72131 (直通) 47-3602

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方町総合支所 農林課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市下鹿川林業者健康増進施設
設置目的	地域林業の活性化並びに林業従事者の健康増進及び定住の促進を図る。
現指定管理者名	下鹿川区 区長
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	施設の利用については地域性があり、地域の市民団体が管理をしたほうが円滑な運営が図られる。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

昨年度の利用者数は、延650人超と地域のスポーツ愛好者を中心に利用し、健康増進が図られている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設使用料金と指定管理料273千円で運営されている。支出については主に光熱水費と浄化槽の維持費及び床ワックス購入費等であり収支状況はフィフティである。行政コスト面としても現在の委託料で妥当であると思われる。

(3) 今後の課題と対応等

施設は、旧下鹿川小学校の体育館として建設されたものであるが、今後は校舎を含め維持管理については、総合的な跡地利用の検討が必要である。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（本施設の利用者がその地域に限定されることから円滑な運営が図られるため）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（)

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（) 年間
【理由】（)

4. 調査票回答者

氏名	甲斐喜代志
連絡先	(内線) 72221 (直通) 47-3609

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方町総合支所 農林課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市高齢者活動促進施設
設置目的	施設の利用により、地域における住民の生活の改善を図る。
現指定管理者名	板下老人クラブ
前回の募集方法 (〇で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	施設は地域性があり、施設の運営上地区の高齢者組織に依頼することが円滑な運営ができるため

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

延岡市板下区を中心に曾木川流域の高齢者が施設を利用し、ゲートボールを通じて健康増進と交流の場として使用されている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

1回100円/人で徴収した使用料と市が支払う37,000円の委託料で施設管理をお願いしている。

行政コスト面では、委託料は少なめであると思う。

(3) 今後の課題と対応等

管理経費は水道料金(基本料)と浄化槽清掃料であるが、年間37千円と施設使用料だけでは、除草作業賃金は支払われておらず、管理運営は厳しい状態であるため委託料の増額が必要と思われる。また、同地区の高齢者クラブは会員の減少により存続が危ぶまれているため、後継管理者は板下区長と結ぶことが好ましいと思われる。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（高齢者クラブから行政区区長（市政連絡員）への変更）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	甲斐喜代志
連絡先	(内線) 72221 (直通) 47-3609

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北川 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	祝子川温泉美人の湯
設置目的	温泉供給、農林産物の販売、観光案内
現指定管理者名	有限会社 祝子川温泉美人の湯
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	第三セクターの設立目的、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20~21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

会社経営の為の施設運営という意識が高まり、利用者への各種サービスが向上し利用客増につながっているものと思われる。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

制度導入により、利用客の少ない時間の有効利用やイベントの開催などによりコスト削減の努力を続けている。

(3) 今後の課題と対応等

市内唯一の温泉施設であり、過疎高齢化の著しい当地域のコミュニティを形成する中核施設でもあり、地域の住民が出資し設立した法人であるため、今後も利用客増を図りながら事業を継続していきたい。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（ 地域住民が出資し設立した法人であり、過疎高齢化が進む当該地域の振興に不可欠であるため ）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（)

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）
【理由】（)

4. 調査票回答者

氏名	池田 修
連絡先	(内線) 74-315 (直通) 46-5010

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 農林課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市北川鏡山牧場
設置目的	鏡山牧場の管理運営、施設、附属設備及び物品の維持管理、牧場の利用の制限等に関する業務
現指定管理者名	社団法人 北川町畜産公社
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ ○非公募
非公募の場合 (選定理由)	現在の北川町畜産公社が公益法人として管理運営を行っている。又、その他の者からの参入希望がない。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

鏡山の施設で牧場用施設については、研修や研究の場として受入している。平成21年度は宮崎大学の学生3名を受け入れた。

また、観光地でもある鏡山は、平日の来訪者は年々減少しているものの、来訪者用施設(トイレ等)の管理は必要であるため、維持管理を行っている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

平成20・21年度は単年度で黒字であった。

(3) 今後の課題と対応等

水道施設等の老朽化が進んでいる。今後、施設の改修費用が必要となる。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募(条件制限なし)
- ② 公募(条件・制限付き)
- ③ 非公募(現指定管理者の継続指定)
【理由】(繁殖牛の放牧を主とした牧場と、景観を利用し観光地のため公募者がいない)
- ④ 非公募(新たな管理者の指定)
【理由】()

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他(年間)
【理由】()

4. 調査票回答者

氏名	北川町総合支所 農林課 横山 吉弥
連絡先	(内線) 74420 (直通) 40-5015

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北川町総合支所 福祉保健課

1. 公の施設現況

施設の名称	北川老人福祉館
設置目的	高齢者の教養の向上、生きがい活動の推進、その他高齢者の福祉の推進
現指定管理者名	延岡市社会福祉協議会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	当施設は、建設時より北川町社会福祉協議会に管理委託し、施設の一部は、北川町社会福祉協議会の事務所として使用されていたため

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20~21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

- ・使用許可が迅速に行われること
- ・利用料金の納入事務が簡素化されること

(2) 収支状況面(行政コスト面)

- ・経費面の効果は特になし

(3) 今後の課題と対応等

- ・特になし

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（当施設の一部は、延岡社協北川支所の事務所及び北川地域包括支援センターの事務所として使用されているため）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ ）年間

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	北川町総合支所 福祉保健課長 米田安壮
連絡先	(内線) 74211 (直通) 46-5013

以上

平成 23 年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：こども家庭課

1. 公の施設現況

施設の名称	緑ヶ丘児童館
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため
現指定管理者名	社会福祉法人 緑ヶ丘児童館
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ <input checked="" type="radio"/> 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成 20～21 年度の 2 年間で振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

緑ヶ丘小学校などから多数の児童を受け入れているだけでなく、地域活動クラブの活動の支援なども行い、地域の子育て支援に貢献している。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

児童館の運営補助を行っているが、それ以外の市からの補助はなく、直営に比べ人件費等の削減が図られている。

(3) 今後の課題と対応等

当施設は昭和 45 年に建設されたもので、耐震改修促進法の対象建築物となっており、耐震改修の努力義務が課せられているが、公設民営の施設には、耐震診断及び耐震補強、改修工事について、県の補助制度がない。そのため、定住自立圏構想などによる補助制度などの活用も視野にいれながら施設補修を検討している。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ サービスの安定性及び継続性の確保のため ）

4. 調査票回答者

氏名	三浦 健
連絡先	(内線) 2528 (直通) 22-7017

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：こども家庭課 ^x

1. 公の施設現況

施設の名称	旭児童館
設置目的	地域や学校、幼稚園、福祉施設等と連携し、健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別指導を行い、放課後児童クラブ、地域活動クラブ等の育成、助成を行う。
現指定管理者名	学校法人純心学園
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ <input checked="" type="radio"/> 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

隣接する旭小学校などから多数の児童を受け入れているだけでなく、放課後児童クラブの実施や地域活動クラブの活動の支援なども行い、地域の子育て支援に貢献している。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

児童館の運営補助を行っているが、それ以外の市からの補助はなく、直営に比べ人件費等の削減が図られている。

(3) 今後の課題と対応等

放課後児童クラブの利用者には利用料を月4,000円徴収していることから、放課後児童クラブの利用者と児童館のみの利用者の仕分けで苦慮しているため、児童館が独自に基準を設け、不平等が生じないように対応している。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ サービスの安定性及び継続性の確保のため ）

4. 調査票回答者

氏名	前山 昌俊
連絡先	(内線) 2528 (直通) 22-7017

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： こども家庭課 ×

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市母子生活支援施設 ファミリーハイツ
設置目的	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。
現指定管理者名	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ <input checked="" type="radio"/> 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

DVなどに伴う一時保護を含め、母子福祉の向上に大きく貢献している。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

指定管理料は入所人員や暫定定員数等により変動するが、ここ1～2年はコスト面からみても現状維持の状況である。

(3) 今後の課題と対応等

当施設は昭和45年に建設されたもので、耐震改修促進法の対象建築物となっており、耐震改修の努力義務が課せられているが、公設民営の施設には、耐震診断及び耐震補強、改修工事について、県の補助制度がない。そのため、定住自立圏構想などによる補助制度などの活用も視野にいれながら施設補修を検討している。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ サービスの安定性及び継続性の確保のため ）

4. 調査票回答者

氏名	三浦 健
連絡先	(内線) 2528 (直通) 22-7017

以上

平成 23 年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：障がい福祉課 *

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡ライトハウス盲人ホーム・延岡市点字図書館
設置目的	視覚障がい者の自立支援、点字図書館の利用
現指定管理者名	財団法人延岡愛盲協会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

視覚障がい者及びボランティア等の関係団体への支援施設で、視覚障がい者当事者団体による効率的な運営がされている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

国の国庫負担基準額に基づく委託料であり、コスト的には適切と思われる。

(3) 今後の課題と対応等

昭和 46 年に建設された施設であり、老朽化も進んでいることから、移転改築も含めた検討が必要である。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	田村 泉
連絡先	(内線) 2523 (直通) 22-7059

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方町総合支所 農林課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市農産物直売・食材提供施設
設置目的	農林業の活性化と産業意識の高揚を図る
現指定管理者名	財団法人 速日の峰振興事業団
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ <u>公募(条件制限付)</u> ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

・農林産物の展示販売を行っている施設であり、施設利用者は生産者で構成する出展者会を中心に年々増加している状況にある。また、販売実績も年々上昇しており農林家の所得向上に寄与している施設である。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

・本施設については、指定管理における委託料の歳出はしておらず行政上のコストについては発生していない。

(3) 今後の課題と対応等

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（

）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	甲斐喜代志
連絡先	(内線) 72221 (直通) 47-3609

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方町総合支所 農林課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設
設置目的	農林産物の計画的な出荷体制により、生産者の安定向上及び地域産業の振興を図る。
現指定管理者名	延岡農業協同組合
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ <u>公募(条件制限付)</u> ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

生産者の施設利用も多く、施設を利用することにより安定的な農林産物の供給が図られ、品質の均一化と価格安定化が図られている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設の維持費については、施設利用者からの使用料により運営できおり行政からの委託料は支払われておらず、行政コスト面については発生していない。

(3) 今後の課題と対応等

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（

）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	甲斐喜代志
連絡先	(内線) 72221 (直通) 47-3609

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北方教育課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市北方南部地区体育館
設置目的	地域住民の福祉向上のため。また、災害時の避難施設として。
現指定管理者名	曾木区
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

利用者のほとんどが地元地域の住民。地元地域の住民自らが施設管理者となることで、当該施設指定管理者仕様書中「第2項(2)地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること」や「同(4)効率的に運営を行なうこと」を実現することができ、住民サービスの向上に成果をあげている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設利用者から徴収する利用料を指定管理料とし、施設の管理運営費用(浄化槽管理・清掃費用・消防設備管理費用は除く。)に充てているため、行政コストの削減に成果をあげている。

(3) 今後の課題と対応等

施設の老朽化がすすんでおり、利用者の安全確保の観点から、修繕や工事を行う必要性が高まるものと考えられる。

(次項へ続く)

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名：北川町 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	道の駅北川はゆま
設置目的	産業振興の中核となる施設として設置
現指定管理者名	株式会社 北川はゆま
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	第三セクターの設立目的、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

設立当初から施設の管理運営を行っており、平成18年9月から指定管理者として管理運営している。指定管理者となり経営意識が向上し、利用者も増加している。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

制度導入前に1千万円以上あった旧北川町からの支出に対し、制度導入後には、20年度300万円、21年度150万円となり、制度導入前から大幅にコスト削減を図ることが出来た。

(3) 今後の課題と対応等

収支状況は改善されているが、箱物土産が売上の60%以上を占めており、地場製品の売上をもっと伸ばす必要がある。高速道路の開通やインターチェンジの完成など、当該施設を取り巻く環境が大きく変わろうとする中、高速道路の利用客を呼び込むための方策を早目にとっておく必要がある。

地元出品者との連携をとりながら、産業振興、地域振興の核となる施設として利用されるよう今後のあり方について民営化を含め検討中である。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続（民営化を含め検討中）
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（ ）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）
【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	池田 修
連絡先	(内線) 74-315 (直通) 46-5010

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北川 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	ホテルの里休暇村
設置目的	ホテルの生息に関する展示、コミュニティ施設、宿泊施設
現指定管理者名	株式会社 北川はゆま
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	第三セクターの設立目的、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間で振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

ホテルの宿、ホテルの館を一括管理することにより宿泊客に対してはそれぞれの施設の特徴を生かせるようになった。

また、地域のコミュニティ形成のための施設としての役割は大きい。

しかし、ホテルの館については人を配置していないため、施設見学の利用客は激減した。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

指定管理者制度導入によるコスト削減の大きな効果は、現段階では現れていない状況である。

(3) 今後の課題と対応等

隣接する北川運動公園（イベント広場、体育館等）との一体的な管理を検討中である。体育施設との一体的管理により、合宿客の誘致などが行いやすくなり、各施設の利用者増への相乗効果が見込まれるのではないかと検討を行っている。

(次項へ続く)

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北川 地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	祝子川森林レクリエーション施設
設置目的	祝子川地区を訪れる観光客の為の宿泊施設
現指定管理者名	祝子川財産管理組合
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	祝子川地域の自治意識の向上、雇用者の継続雇用等を考慮したため

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

ボルダリング（岩登り）という新たなスポーツの流行により、利用客が増加傾向にある。制度導入により施設の簡易な修繕などへの迅速な対応が可能となり、利用客へのサービス向上が図られた。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

直営等で管理する場合には常時、管理人を雇用する必要があるため、利用客の少ない当該施設では無駄が生じる可能性がある。制度導入により地元住民が必要なときに必要なだけ施設を管理するため効率的な管理が可能となっている。

(3) 今後の課題と対応等

施設の老朽化が進んでおり、今後大規模な修繕等が発生する可能性がある。
祝子川温泉美人の湯や他の民宿との連携を図りながら更なる利用客増を図るため、(有)祝子川温泉美人の湯や地元住民などへの譲渡等も含め検討する必要がある。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（

）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	池田 修
連絡先	(内線) 74-315 (直通) 46-5010

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 高齢福祉課

1. 公の施設現況

施設の名称	延岡市養護老人ホーム 若葉荘
設置目的	経済的または日常生活上困難、もしくは自宅生活が困難な高齢者の生活支援施設
現指定管理者名	社会福祉法人 みのり会
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	平成8年より、現法人に業務委託しており、この間の入所者との人間関係や信頼関係の構築、一貫した処遇方針など良好な運営が行われてきた。また施設の補修も法人が実施してきていることなど、これまでの運営実績及び評価を踏まえ総合的に判断して公募によらずに指定管理者として選定した。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

平成8年より、当該法人が運営管理しており、この間に入所者との人間関係や信頼関係が築かれており、入所者にとって安心した日常生活が確保されている。民間の経営のノウハウを導入した運営管理により入所者定数に近い入所者確保が図られた。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

施設運営は介護報酬及び施設入所措置費により行われており、制度による支出以外には行政費用は発生していない。また、施設補修等について、施設の大規模改修は法人と協議することと成っているが、それ以外は当該法人が主体的に行っている。

(3) 今後の課題と対応等

施設の老朽化による建て替えが必要な時期にあることから、現在の指定管理者制度から完全民営化を行い、移転新築を総合的に検討する必要がある。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果(予定含む)

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

① 指定管理者制度を継続

② 直営に戻す

③ その他(廃止・譲渡)

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

① 公募(条件制限なし)

② 公募(条件・制限付き)

③ 非公募(現指定管理者の継続指定)

【理由】()

④ 非公募(新たな管理者の指定)

【理由】(民営化を検討)

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

① 3年間

② 5年間

③ その他(年間)

【理由民営化検討】()

4. 調査票回答者

氏名	友清 明俊
連絡先	(内線) 2502 (直通)

以上

平成 23 年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北方町地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	三極生活改善センター
設置目的	地域住民の生活改善、知識の向上及び共同意識の高揚に資する。
現指定管理者名	板下区
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ <u>非公募</u>
非公募の場合 (選定理由)	従来から主に板下区の集会所として利用しているため公募することができなかった。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成 20～21 年度の 2 年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

当施設は、旧北方町の 4 つの中学校の統廃合問題に関わって昭和 50 年 2 月 26 日に見返り施設として旧北方町東部地区（藤の木区、板下区、板上区、二股区）住民の生活改善等を目的として、また地元板下区の集会所を兼ねて設置された。しかし、設置後 35 年が経過し利用状況も変わり、近年では専ら板下区の集会所として利用しており、区で修繕をするなど実質的な維持管理をしている。また、本来の目的である東部地区の広域的な利用はなくなってきている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

近年は専ら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理委託料を支払っていない。板下区はこの集会所に係る収支は、平成 20 年度が収入 21,000 円、支出が 86,855 円で 65,855 円の赤字であり、平成 21 年度が収入 19,000 円、支出が 121,292 円で 102,292 円の赤字でありいずれも赤字分は板下区民の各世帯から 2,000 円を徴収することで維持管理をしている状況である。

(3) 今後の課題と対応等

利用状況を見ても、当初の広域的利用を目的とした設置意義が薄れ、役目も終わっていると思われることから今後、実態に応じた取扱いにしていく必要がある。なお、土地の所有者は、延岡市である。

対応としては、地元の板下区をはじめ北方町東部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質維持管理している板下区へ譲渡することとしたい。

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ④ 非公募（現指定管理者の継続指定）
【理由】（ ）
- ④ 非公募（新たな管理者の指定）
【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）
【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	吉岡誠次
連絡先	(内線) 72111 (直通) 47-3600

以上

平成 23 年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北方町地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	槇峰生活改善センター
設置目的	地域住民の生活改善、知識の向上及び共同意識の高揚に資する。
現指定管理者名	槇峰区
前回の募集方法 (○で囲む)	公募（完全） ・ 公募（条件制限付） ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	従来から主に槇峰区の集会所として利用しているため公募することができなかった。

2. 現在の指定管理者（制度の導入成果等）の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成 20～21 年度の 2 年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果（導入前との比較等）を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面（住民サービス向上面）

当施設は、旧北方町の 4 つの中学校の統廃合問題に関わって昭和 52 年 3 月 5 日に見返り施設として旧北方町北部地区（日平区、槇峰区、美々地区、菅原区、下鹿川区、上鹿川区）住民の生活改善等を目的として、また地元槇峰区の集会所を兼ねて設置された。しかし、設置後 33 年が経過し利用状況も変わり、近年では専ら槇峰区の集会所として利用していることから、区で建物保険を掛けたり修繕をするなど実質的に維持管理をしている。また、本来の目的である北部地区の広域的な利用はなくなってきている。

(2) 収支状況面（行政コスト面）

近年は専ら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理委託料を支払っていない。槇峰区のこの集会所に係る収支は、平成 20 年度が収入 39,000 円、支出が 50,778 円で 11,778 円の赤字であり、平成 21 年度が収入 62,500 円、支出が 64,178 円で 1,678 円の赤字でありいずれも赤字分は槇峰区の会計から補填されている状況である。

(3) 今後の課題と対応等

利用状況を見ても当初の公の施設としての設置意義が薄れ、役目も終えていると思われることから今後、実態に応じた取扱いにしていく必要がある。なお、土地の所有者は、三菱金属（株）である。

対応としては、地元の槇峰区をはじめ北方町北部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質維持管理している槇峰区へ譲渡することとしたい。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ③ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（

）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（

）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（

）

4. 調査票回答者

氏名	吉岡誠次
連絡先	(内線) 72111 (直通) 47-3600

以上

平成23年度以降の公の施設の管理運営にかかる検討状況【調査票】

担当課名： 北方町地域振興課

1. 公の施設現況

施設の名称	北方町中部地区集落センター
設置目的	農林漁業の振興、地域住民の知識の向上及び共同意識の高揚に資する。
現指定管理者名	川水流区
前回の募集方法 (○で囲む)	公募(完全) ・ 公募(条件制限付) ・ 非公募
非公募の場合 (選定理由)	従来から主に川水流区の集会所として利用しているため公募することができなかった。

2. 現在の指定管理者(制度の導入成果等)の評価状況

ここでいう「評価」とは、平成20～21年度の2年間を振り返って、指定管理者により提供された公共サービスの内容等を踏まえ、当該公の施設の管理運営が効果的に行われたかを総合的に評価するものです。

こうした評価を踏まえて、今後も「指定管理者による管理運営」を継続するか、「直営」に戻すかを検討します。

また、その前提として、社会情勢や住民のニーズ、施設の利用状況等を踏まえ、「施設自体を廃止・民間譲渡」を検討することも必要です。

下記の各項目に、制度導入成果(導入前との比較等)を簡潔に記入下さい。

(1) 利用状況面(住民サービス向上面)

当施設は、旧北方町中部地区(角田区、笠下区、川水流区、蔵田区、上崎区)の農林漁業の振興、地区住民の知識の向上等を目的として、また地元川水流区の公民館を兼ねて設置された。しかし、設置後20年が経過し利用状況も変わり、近年では専ら川水流区の集会所として利用していることから、区で修繕をするなど実質的な維持管理をしている。また、本来の目的である東部地区の広域的な利用はなくなってきている。

(2) 収支状況面(行政コスト面)

近年は専ら地元の集会所として利用されていることから市は指定管理委託料を支払っていない。川水流区のこの集会所に係る収支は、平成20年度が収入39,000円、支出が50,778円で11,778円の赤字であり、平成21年度が収入62,500円、支出が64,178円で1,678円の赤字であり、いずれも赤字分を川水流区の会計で補填している状況である。

(3) 今後の課題と対応等

利用状況を見ても当初の公の施設としての設置意義が薄れ、役目も終えていると思われることから今後、実態に応じた取扱いにしていく必要がある。なお、土地の所有者は川水流財産組合(登記名義は2名持ち)である。

対応としては、地元の川水流区をはじめ北方町中部地区の各区や関係各課とも調整を図りながら、最終的には施設を実質維持管理している川水流区へ譲渡することとしたい。

(次項へ続く)

3. 現段階における平成23年度以降の管理運営方針の検討結果（予定含む）

該当する下記の項目のいずれかに○を付してください。現在、検討中で方向性も出ていない場合には、現時点で可能性のある項目に幅広く○を付してください。

(1) 管理運営の方式

- ① 指定管理者制度を継続
- ② 直営に戻す
- ③ その他（廃止・譲渡）

(2) (1) で①と回答した場合の指定管理者の募集方法

※本市方針は「2回目以降の選定は、原則公募制への移行を目指す」こととしています。

- ① 公募（条件制限なし）
- ② 公募（条件・制限付き）
- ⑤ 非公募（現指定管理者の継続指定）

【理由】（ ）

- ④ 非公募（新たな管理者の指定）

【理由】（ ）

(3) (1) で①と回答した場合の指定管理者の指定期間

- ① 3年間
- ② 5年間
- ③ その他（ 年間）

【理由】（ ）

4. 調査票回答者

氏名	吉岡誠次
連絡先	(内線) 72111 (直通) 47-3600

以上

調査要領

1 調査対象団体

- ・都道府県、政令指定都市及び市区町村

2 調査時点

- ・平成24年4月1日現在

3 調査対象施設

- ・地方自治法第244条に規定される公の施設のうち、同法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入している施設

※調査票①(下記「4 調査票」参照)については、調査時点までに指定を受けているが、指定管理者による施設の管理開始日は調査時点より後の日付である施設も含まれます。(平成24年4月1日までに指定を受けていて、4月2日以降に管理を開始するもの。)

※調査票②③については、前回調査時点の翌日(平成21年4月2日)から今回調査時点(平成24年4月1日)までの間に発生した事例が対象です。

4 調査票

- ・別添2のとおり

- 調査票①：導入状況
- 調査票②：指定の取消し等の事例
- 調査票③：不服申立て等の事例

※各都道府県市区町村担当課にあっては、各市区町村から回答があった調査票を建制順に並べ、1つの調査票に取りまとめてください。

5 留意事項

- ・調査票の各様式(Excel)は、行の挿入*以外、加工しないでください。
- ・数字は、半角数字で入力してください。

※行の挿入について

- ・行の挿入を行う場合は、調査票に記載された指定の場所(=「合計欄の1行上の行(60行目)」と「2行上の行(59行目)」の間)で実施してください。
- ・調査票①に行を挿入した場合は、「集計表ベース」のシートの指定された場所(=「合計欄の1行上の行(60行目)」と「2行上の行(59行目)」の間)にも、調査票①と同じ数の行を挿入してください。
- ・あわせて、数式を追加*してください。

※数式を追加する方法(調査票①の場合)

- ・挿入した行の1行上の行(59行目)のA列からE1列までを範囲指定し、セルE159の右下にマウスポインタを移動させます。
- ・マウスポインタの形が十字に変わったら、合計欄の2行上の行(=「セルの挿入は、このセルの直上で実施してください。」と書いてある行の1行上の行)までドラッグします。

6 記載要領

<調査票①：導入状況>《平成24年4月1日現在の状況を記入してください。》

a欄 都道府県名

- ・都道府県名を記入してください。

b欄 市区町村名

・市区町村名を記入してください。

【施設数】

c欄 公の施設数 《都道府県のみ記入してください。》

・地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している全ての公の施設（学校・河川・道路を除く。指定管理者制度を導入しているか否かを問わない。）の数について記入してください。

※条例において複合施設として規定されて（位置づけられて）おり、当該複合施設が公の施設である複数の施設によって構成されている場合は、構成されている施設数を計上してください。

例：条例において「〇〇複合施設」として定められており、公園、野球場及びサッカー場で構成されている場合
⇒ 公の施設数は3施設として計上してください。〇〇複合施設が同一の指定管理者で管理されている場合であっても、別々の施設（3施設）として記入してください。

※公営住宅の施設数については、公営住宅の棟数ではなく、1団地1施設（団地単位）として計上してください。

d欄 公の施設数（公営住宅の施設数を除いた数） 《都道府県のみ記入してください。》

・c欄に記入した公の施設数から、公営住宅の施設数を除いた数を記入してください。

e欄 指定管理者制度導入施設数

・地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設（学校・河川・道路を除く。）のうち、指定管理者制度を導入している施設の数について記入してください。

※条例において複合施設として規定されて（位置づけられて）おり、当該複合施設が公の施設である複数の施設によって構成されている場合は、構成されている施設数を計上してください。

例：条例において「〇〇複合施設」として定められており、公園、野球場及びサッカー場で構成されている場合
⇒ 公の施設数は3施設として計上してください。〇〇複合施設が同一の指定管理者で管理されている場合であっても、別々の施設（3施設）として記入してください。

※公園等で数カ所をまとめて1つの指定管理者にしている場合でも、個別に導入することが可能な施設については、別個に記入してください。

※公営住宅の施設数については、公営住宅の棟数ではなく、1団地1施設（団地単位）として計上してください。

f欄 指定管理者制度導入施設数（公営住宅の施設数を除いた数） 《都道府県のみ記入してください。》

・e欄に記載した指定管理者制度を導入している施設の数から、公営住宅の施設数を除いた数を記入してください。

【指定管理者制度導入施設の状況】

g欄 施設名

・条例等で規定されている公の施設の名称を記入してください。

※指定管理者制度を導入していない公の施設については、記入する必要はありません。

h 欄 施設の内容

・施設の内容について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※施設の主たる目的、具体的な事情等により判断してください。

番号	区 分	代 表 例
1	レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
2	産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
3	基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
4	文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
5	社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

i 欄 指定管理者名

・指定管理者の名称を記入してください。

※議会の議決に係る議案に記載されている名称を記入してください。

j 欄 種別

・指定管理者の種別について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	株式会社	・特例有限会社、会社法法人のうち地方公共団体が出資している法人（第三セクター）を含む。
2	特例民法法人（従来の公益法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社	・社団法人・財団法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人（第三セクター）を含む。 ・地方三公社・・・地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
3	地方公共団体	例：市、区、町、村、一部事務組合、広域連合
4	公共的団体	例：農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、社会福祉法人 ※公共的な活動を営むものが該当。法人格を有するか否かは問わない。
5	地縁による団体	例：自治会、町内会 ※地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない。
6	特定非営利活動法人（NPO法人）	
7	1～6以外の団体	例：学校法人、医療法人、共同企業体

k欄 選定手続

- ・指定管理者の選定手続（直近のもの）について、次の区分により該当する番号を選択してください。
- ※1と2の分類判断は、事例ごとの事情等により判断してください。

番号	区 分
1	公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定
2	公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定
3	公募により候補者を募集（1・2以外）
4	従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定
5	1～4以外の方法により選定

l欄 指定日

- ・指定管理者の指定をした日（複数回、指定している場合は、直近の指定日）を記入してください。
- ※「指定をした日」は、告示又は協定の締結日等、各地方公共団体において指定したと位置づける日としてください。

m欄 管理開始日

- ・指定管理者が管理を開始した日（直近の指定に係る管理開始日）又は開始する日を記入してください。

n欄 指定期間

- ・指定期間（直近の指定に係る指定期間）について、次の区分により該当する番号を選択してください。
- ※年度単位で数値を記載し、年度未満の期間は切り上げてください。

番号	区 分
1	1年
2	2年
3	3年
4	4年
5	5年
6	6年
7	7年
8	8年
9	9年
10	10年以上

o欄 指定期間の変更

- ・「n欄 指定期間」で回答した期間について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	前回の指定期間よりも短い
2	前回の指定期間と同じ
3	前回の指定期間よりも長い
4	今回が1回目の指定

p欄 利用料金制の採用状況

- ・利用料金制の採用状況について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	利用料金制を採用している（一部利用料金制も含む）
2	利用料金制を採用していない

q 欄 管理の範囲

- ・管理の範囲（施設の物理的範囲（ハード面）と企画等の業務範囲（ソフト面）の両方を含みます。）について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	当該施設を包括的に管理している
2	当該施設の一部を管理している

【公表状況】**r 欄 選定基準の事前公表**

- ・施設ごとの選定基準の事前公表（公募時以前（公募と同時を含む。）の公表）について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※公表しているか否かの判断は、一般の住民が知り得る状態としているか、各地方公共団体において「公表した」と位置付けられる範囲の情報を公開しているか否かで個別に判断してください。

番号	区 分
1	事前公表している
2	事前公表していない

s 欄 選定基準の内容

- ・「r 欄 選定基準の事前公表」で「1 事前公表している」を選択した場合において、その具体的な内容について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※複数回答可

番号	区 分
1	施設の平等な利用の確保に関すること
2	施設のサービス向上に関すること
3	施設の管理経費の節減に関すること
4	団体の業務遂行能力に関すること
5	その他

t 欄 その他の内容

- ・「s 欄 選定基準の内容」で「5 その他」を選択した場合において、その内容について簡潔に記入してください。

u 欄 選定手続の事前公表

- ・施設ごとの選定手続の事前公表（公募時以前（公募と同時を含む。）の公表）について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※公表しているか否かの判断は、一般の住民が知り得る状態としているか、各地方公共団体において「公表した」と位置付けられる範囲の情報を公開しているか否かで個別に判断してください。

番号	区 分
1	事前公表している
2	事前公表していない

v 欄 選定理由の公表状況

- ・指定管理者の選定理由の公表状況について、次の区分により該当する番号を選択してください。
- ※公表しているか否かの判断は、一般の住民が知り得る状態としているか、各地方公共団体において「公表した」と位置付けられる範囲の情報を公開しているか否かで個別に判断してください。

番号	区 分
1	公表している
2	公表していない

【評価】**w 欄 評価の実施状況**

- ・指定管理者に対する評価の実施状況（指定管理者の業務の履行状況に対する評価）について、次の区分により該当する番号を選択してください。
- ※平成24年4月1日時点で、評価を実施することが確定しているものも含まれます。
- ※1年以内に新規に指定を行い、まだ評価を実施する状況に無い場合は、今後の予定により選択してください。

番号	区 分
1	実施している
2	実施していない

x 欄 評価への外部有識者等の視点の導入状況

- ・「w 欄 評価の実施状況」で「1 実施している」を選択した場合において、評価を行うに当たっての、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点の導入状況について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	導入している
2	導入していない

【協定等】**y 欄 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項**

- ・指定管理者との協定等（覚書、その他の指定管理者との取決め等を含む。）における、施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項の取り扱いについて、次の区分により該当する番号を選択してください。
- ※施設によって、必要な体制（物的・人的）に関する事項の内容の程度は異なるため、施設ごとの事情等により判断してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

z 欄 損害賠償責任の履行の確保・リスク管理に関する事項

・指定管理者との協定等（覚書、その他の指定管理者との取決め等を含む。）における、損害賠償責任の履行の確保・リスク管理に関する事項の取り扱いについて、次の区分により該当する番号を選択してください。

※施設によって、損害賠償責任の履行の確保・リスク管理に関する事項の内容の程度は異なるため、施設ごとの事情等により判断してください。

zの1欄 地方公共団体への損害賠償について

・指定管理者が業務不履行となった場合の対応について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

zの2欄 利用者への損害賠償について

・利用者がけがをした場合等の対応について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

zの3欄 施設の修繕について

・施設の修繕の判断基準、費用の分担等の修繕に関する事項について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

zの4欄 備品について

・備品の帰属、更新基準、費用の分担等の備品に関する事項について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

zの5欄 緊急時の対応について

- ・災害発生時における協力義務、施設の取り扱い、営業損失の補填等の緊急時の対応について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

a a欄 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定

- ・指定管理者との協定等（覚書、その他の指定管理者との取決め等を含む。）における、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定に関する事項の取り扱いについて、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

a b欄 雇用・労働条件の具体的な内容について

- ・「a a欄 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定」で「1」～「3」を選択した場合において、単に「労働法令を遵守すること」以外に何らかの具体的な内容を提示・記載している場合に、その内容について簡潔に記入してください。

a c欄 個人情報の保護への配慮規定

- ・指定管理者との協定等（覚書、その他の指定管理者との取決め等を含む。）における、指定管理者が当該業務を行うに当たって収集する個人情報の保護への配慮規定に関する事項の取り扱いについて、次の区分により該当する番号を選択してください。

※施設によって、個人情報に関する事項の内容の程度は異なるため、施設ごとの事情等により判断してください。

番号	区 分
1	選定時に示している、かつ、協定等に記載している
2	選定時にのみ示している
3	協定等にのみ記載している
4	選定時に示さず、協定等にも記載していない

【債務負担】**a d欄 債務負担行為の設定**

- ・指定管理者の指定の手続における債務負担行為の設定について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	設定している
2	設定していない

【従前の管理状況】

a e 欄 従前の管理状況

- ・現在の指定管理者（直近の指定に係る指定管理者）を指定する以前（直前）の管理状況について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	指定管理者
2	旧管理委託制度による管理
3	直営
4	施設の新設

a f 欄 指定の回数

- ・当該公の施設について、指定管理者制度導入後、現在が何回目の指定か、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	1回	「a b 欄 従前の管理状況」で、「2 旧管理委託制度による管理」、「3 直営」及び「4 施設の新設」を選択した場合はこれを選択
2	2回	
3	3回	
4	4回	
5	5回以上	

a g 欄 従前の指定管理者が引き続き指定管理者となった場合

- ・「a e 欄 従前の管理状況」で「1 指定管理者」を選択した場合において、当該公の施設について、従前の指定管理者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入してください。

a h 欄 従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった場合

- ・「a e 欄 従前の管理状況」で「2 旧管理委託制度による管理」を選択した場合において、当該公の施設について、従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入してください。

<調査票②：指定の取消し等の事例>

《前回調査時点の翌日（平成21年4月2日）から今回調査時点（平成24年4月1日）までの間に発生した事例すべてについて記入してください。》

○地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消した場合若しくは期間を定めて管理の業務の停止を行った場合又は指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた場合に記入してください。

※取消し等の原因は、指定管理者の責めに帰すべき理由によるか否かは問わず、全てが対象となります。

※平成24年4月1日現在で、将来の指定取消等が確定している場合（手続きは終了しているが期日が未到来のもの。予定や見込みは含みません。）は記入してください。

※該当がない場合は、その旨記入してください。

a欄 都道府県名

・都道府県名を記入してください。

b欄 市区町村名

・市区町村名を記入してください。

c欄 施設名

・条例等で規定されている公の施設の名称を記入してください。

d欄 施設の内容

・施設の内容について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※施設の主たる目的、具体的な事情等から、各地方公共団体において判断してください。

番号	区 分	代 表 例
1	レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
2	産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
3	基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
4	文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
5	社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

e欄 指定管理者名

・指定管理者の名称を記入してください。

※議会の議決に係る議案に記載されている名称を記入してください。

f 欄 種別

・指定管理者の種別について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	株式会社	・特例有限会社、会社法法人のうち地方公共団体が出資している法人（第三セクター）を含む。
2	特例民法法人（従来の公益法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社	・社団法人・財団法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人（第三セクター）を含む。 ・地方三公社・・・地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
3	地方公共団体	例：市、区、町、村、一部事務組合、広域連合
4	公共的団体	例：農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、社会福祉法人 ※公共的な活動を営むものが該当。法人格を有するか否かは問わない。
5	地縁による団体	例：自治会、町内会 ※地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない。
6	特定非営利活動法人（NPO法人）	
7	1～6以外の団体	例：学校法人、医療法人、共同企業体

g 欄 取消等の内容

・取消等の内容について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	指定管理者の指定を取り消した場合
2	期間を定めて管理の業務の停止を行った場合
3	指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた場合

h 欄 管理開始日

・指定管理者が管理を開始した日を記入してください。

i 欄 指定取消日・業務停止日・指定期間の末日

・指定管理者の指定を取り消した日、業務の停止を命じた日又は指定期間の末日を記入してください。

「j 欄 取消し・業務停止・指定管理者制度による管理の取り止めの理由

- ・指定管理者の指定を取り消した理由、業務の停止を命じた理由又は指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由について、次の区分により該当する番号を選択してください。

《！注意！》以下の j 欄の回答は「g 欄 取消等の内容」の回答ごとの場合分けしていますので、回答する欄を間違えないように注意してください。

「g 欄 取消等の内容」で「1 指定管理者の指定を取り消した場合」を選択した場合

「j の 1-1 欄 指定管理者の指定を取り消した理由

- ・指定管理者の指定を取り消した理由について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	費用対効果・サービス水準の検証の結果	運用上の理由
2	指定管理者の経営困難等による撤退（指定返上）	
3	指定管理者の業務不履行	
4	指定管理者の不正事件	
5	指定管理者の合併・解散	団体自身の理由
6	施設の休止・廃止	施設の見直し
7	施設の再編・統合	
8	施設の民間等への譲渡	
9	施設の民間等への貸与	手続き上の理由
10	応募要件不備・不選定	
11	協定締結のための協議不調	
12	その他	

「j の 1-2 欄 その他の内容

- ・「j の 1-1 欄 指定管理者の指定を取り消した理由」で「12 その他」を選択した場合において、その内容について簡潔に記入してください。

「g 欄 取消等の内容」で「2 期間を定めて管理の業務の停止を行った場合」を選択した場合

「j の 2-1 欄 期間を定めて管理の業務の停止を行った理由

- ・期間を定めて管理の業務の停止を行った理由について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	指定管理者の業務不履行	運用上の理由
2	指定管理者の不正事件	
3	施設の休止・廃止	施設の見直し
4	その他	

「j の 2-2 欄 その他の内容

- ・「j の 2-1 欄 期間を定めて管理の業務の停止を行った理由」で「4 その他」を選択した場合において、その内容について簡潔に記入してください。

「g欄 取消等の内容」で「3指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた場合」を選択した場合

jの3-1欄 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由

・指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	費用対効果・サービス水準の検証の結果	運用上の理由
2	指定管理者の経営困難等による撤退（指定返上）	
3	指定管理者の合併・解散	団体自身の理由
4	施設の休止・廃止	施設の見直し
5	施設の再編・統合	
6	施設の民間等への譲渡	
7	施設の民間等への貸与	
8	公営住宅法に基づく管理代行制度への移行	手続き上の理由
9	公募への応募なし	
10	応募要件不備・不選定	
11	議会の不同意	
12	協定締結のための協議不調	
13	その他	

jの3-2欄 その他の内容

・「jの3-1欄 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由」で「13 その他」を選択した場合において、その内容について簡潔に記入してください。

k欄 取消後・業務停止後・指定期間満了後の管理

・指定管理者の指定を取り消した場合、業務の停止を命じた場合又は指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた場合において、その後の当該公の施設の管理体制について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	直営（業務委託を含む）
2	休止
3	統合・廃止（民間等への譲渡・貸与を含む）
4	再指定（直営ののち再指定を含む）
5	公営住宅法に基づく管理代行制度による管理
6	その他

l欄 その他の内容

・「k欄 取消後・業務停止後・指定期間満了後の管理」で「6 その他」を選択した場合において、その内容について簡潔に記入してください。

<調査票③：不服申立て等の事例>

《前回調査時点の翌日（平成21年4月2日）から今回調査時点（平成24年4月1日）までの間に発生した事例すべてについて記入してください。》

○指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分について、地方自治法第244条の4第3項に基づく不服申立て又は行政事件訴訟法第11条第1項の規定に基づく取消訴訟があった場合に記入してください。

※該当がない場合は、その旨記入してください。

a欄 都道府県名

・都道府県名を記入してください。

b欄 市区町村名

・市区町村名を記入してください。

c欄 施設名

・条例等で規定されている公の施設の名称を記入してください。

d欄 施設の内容

・施設の内容について、次の区分により該当する番号を選択してください。

※施設の主たる目的、具体的な事情等から、各地方公共団体において判断してください。

番号	区 分	代 表 例
1	レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
2	産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
3	基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
4	文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
5	社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

e欄 指定管理者名

・指定管理者の名称を記入してください。

※議会の議決に係る議案に記載されている名称を記入してください。

f 欄 種別

・指定管理者の種別について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分	備 考
1	株式会社	・特例有限会社、会社法法人のうち地方公共団体が出資している法人（第三セクター）を含む。
2	特例民法法人（従来の公益法人）、 一般社団・財団法人、公益社団・財 団法人、地方三公社	・社団法人・財団法人のうち、地方公共団体が 出資を行っている法人（第三セクター）を含 む。 ・地方三公社・・・地方住宅供給公社、地方道路公 社、土地開発公社
3	地方公共団体	例：市、区、町、村、一部事務組合、広域連合
4	公共的団体	例：農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、 生活協同組合、商工会議所等の産業経済団 体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十 字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年 団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の 教育文化スポーツ団体、社会福祉法人 ※公共的な活動を営むものが該当。法人格を有 するか否かは問わない。
5	地縁による団体	例：自治会、町内会 ※地方自治法第260条の2第7項に規定する 「認可地縁団体」であるか否かは問わない。
6	特定非営利活動法人（NPO法人）	
7	1～6以外の団体	例：学校法人、医療法人、共同企業体

g 欄 管理開始日

・指定管理者が管理を開始した日を記入してください。

h 欄 不服申立て等の日

・不服申立て等があった日を記入してください。

i 欄 不服申立て等の種別

・不服申立て等の種別について、次の区分により該当する番号を選択してください。

番号	区 分
1	不服申立て
2	取消訴訟
3	不服申立てを経て取消訴訟

j 欄 不服申立て等の内容及び結果等

・不服申立て又は取消訴訟の内容及び結果等について、具体的に記入してください。

7 その他**【導入効果等について公表している資料】**

・都道府県、政令指定都市及び市区町村における指定管理者の導入事例のうち、導入の効果等について取りまとめ公表している資料を、メールにて送付してください。

公の施設の指定管理者制度の 導入状況等に関する調査結果

平成 2 1 年 1 0 月
総務省自治行政局行政課

はじめに

地方自治法第244条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されているところですが、平成21年4月1日現在の指定管理者制度の導入状況等を調査し、今般その調査結果を取りまとめたところです。

各地方公共団体におかれては、指定管理者制度が導入されて以来、その積極的な活用が図られているところですが、今回の調査結果が、今後、指定管理者制度の導入を検討していく地方公共団体において参考となれば幸いです。

最後に、本調査の実施に当たっては、各都道府県、各指定都市及び各市区町村に調査の依頼をしたところであり、関係各位のひとかたならぬ御協力をいただき、感謝を申し上げます。

平成21年10月

総務省自治行政局行政課

目次

表 1	都道府県別の指定管理者制度導入施設数	…	1
表 2	指定管理者制度導入施設の状況	…	3
表 3	指定管理者の選定手続別状況	…	5
表 4	指定管理者制度導入施設の従前の管理状況	…	7
表 5	指定管理者制度導入施設の指定の回数	…	7
表 6	従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数	…	7
表 7	施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況	…	7
表 8	施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況	…	8
表 9	指定管理者の選定理由の公表状況	…	8
表 10	指定管理者の評価の実施状況	…	8
表 11	施設の種別に応じた必要な体制の整備に関する事項の協定等への記載状況	…	8
表 12	損害賠償責任の履行の確保に関する事項の協定等への記載状況	…	8
表 13	指定管理者制度導入施設の指定期間別状況	…	9
表 14	指定管理者における利用料金制の採用状況	…	9
表 15	指定管理者における管理の範囲の状況	…	9
表 16	指定管理者の指定を取り消した事例とその理由	…	10
表 17	期間を定めて管理の業務の停止を行った事例とその理由	…	10
表 18	指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例とその理由	…	10
表 19	取消し後・業務停止後・指定期間満了後の管理	…	11
表 20	不服申立ての事例	…	11

(注)

○本調査は、平成21年4月1日現在での指定管理者の導入状況について調査を行ったものである。

○今回の調査では、地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設(学校・河川・道路を除く)を調査対象としている。

○公営住宅の施設数については、1団地1施設として計上している。

○指定管理者となった団体の種別の例は、以下のとおり。(表2に対応)

- 1 株式会社 (注:特例有限会社含む)
- 2 特例民法法人(従来の公益法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- 3 公共団体 (例:地方公共団体、土地改良区等)
- 4 公共的団体 (例:農業共同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等)
地縁による団体 (例:自治会、町内会等)
※ 地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない
- 5 特定非営利活動法人(NPO法人)
- 6 1~5以外の団体 (例:学校法人、医療法人、共同企業体等)

○公の施設の内容の例は、以下のとおり。(表2、表3に対応)

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
- 2 産業振興施設
情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
- 3 基盤施設
駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等
- 4 文教施設
県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
- 5 社会福祉施設
病院、老人福祉センター等

○今回の調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

表1 都道府県別の指定管理者制度導入施設数

(単位:施設)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
北海道	240	406	5,071	5,717
青森県	60		1,778	1,838
岩手県	99		1,437	1,536
宮城県	92	322	1,110	1,524
秋田県	95		1,036	1,131
山形県	136		832	968
福島県	128		1,340	1,468
茨城県	226		919	1,145
栃木県	51		770	821
群馬県	50		833	883
埼玉県	66	236	1,345	1,647
千葉県	60	121	1,872	2,053
東京都	1,813		3,541	5,354
神奈川県	330	1,105	992	2,427
新潟県	36	369	1,409	1,814
富山県	80		693	773
石川県	125		1,378	1,503
福井県	38		719	757
山梨県	74		509	583
長野県	29		2,096	2,125
岐阜県	45		1,603	1,648
静岡県	42	409	936	1,387
愛知県	391	416	2,089	2,896
三重県	96		880	976
滋賀県	57		854	911
京都府	42	341	629	1,012
大阪府	82	418	857	1,357
兵庫県	594	643	2,114	3,351
奈良県	16		801	817
和歌山県	47		417	464
鳥取県	34		619	653
島根県	27		1,132	1,159
岡山県	86	234	1,383	1,703
広島県	152	584	1,892	2,628
山口県	176		906	1,082
徳島県	40		660	700
香川県	70		421	491
愛媛県	30		593	623
高知県	34		702	736
福岡県	260	723	953	1,936
佐賀県	111		346	457
長崎県	129		825	954
熊本県	84		893	977
大分県	131		988	1,119
宮崎県	66		702	768
鹿児島県	55		1,787	1,842
沖縄県	157		1,151	1,308
合計	6,882	6,327	56,813	70,022

(単位:施設、%)

区分	都道府県別の指定管理者制度導入施設数(①)			公営住宅を除いた場合(②)		
	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率(C) (B/A%)	公の施設数(A')	導入数(B')	導入率(C') (B'/A'%)
北海道	340	240	70.6%	94	45	47.9%
青森県	85	60	70.6%	45	22	48.9%
岩手県	156	99	63.5%	104	47	45.2%
宮城県	210	92	43.8%	108	78	72.2%
秋田県	139	95	68.3%	112	78	69.6%
山形県	177	136	76.8%	99	58	58.6%
福島県	242	128	52.9%	146	43	29.5%
茨城県	264	226	85.6%	99	61	61.6%
栃木県	149	51	34.2%	78	42	53.8%
群馬県	210	50	23.8%	104	50	48.1%
埼玉県	414	66	15.9%	120	66	55.0%
千葉県	242	60	24.8%	114	60	52.6%
東京都	1,923	1,813	94.3%	318	209	65.7%
神奈川県	367	330	89.9%	109	72	66.1%
新潟県	233	36	15.5%	140	36	25.7%
富山県	146	80	54.8%	121	55	45.5%
石川県	152	125	82.2%	96	69	71.9%
福井県	85	38	44.7%	67	38	56.7%
山梨県	182	74	40.7%	65	52	80.0%
長野県	237	29	12.2%	76	29	38.2%
岐阜県	85	45	52.9%	72	45	62.5%
静岡県	221	42	19.0%	99	42	42.4%
愛知県	401	391	97.5%	103	93	90.3%
三重県	141	96	68.1%	76	31	40.8%
滋賀県	124	57	46.0%	79	57	72.2%
京都府	199	42	21.1%	55	31	56.4%
大阪府	459	82	17.9%	79	61	77.2%
兵庫県	677	594	87.7%	166	83	50.0%
奈良県	97	16	16.5%	52	14	26.9%
和歌山県	157	47	29.9%	86	47	54.7%
鳥取県	175	34	19.4%	58	34	58.6%
島根県	201	27	13.4%	107	27	25.2%
岡山県	114	86	75.4%	78	50	64.1%
広島県	230	152	66.1%	115	37	32.2%
山口県	219	176	80.4%	98	55	56.1%
徳島県	117	40	34.2%	69	37	53.6%
香川県	102	70	68.6%	71	39	54.9%
愛媛県	130	30	23.1%	80	30	37.5%
高知県	163	34	20.9%	100	34	34.0%
福岡県	324	260	80.2%	101	37	36.6%
佐賀県	146	111	76.0%	76	41	53.9%
長崎県	285	129	45.3%	201	45	22.4%
熊本県	98	84	85.7%	56	42	75.0%
大分県	160	131	81.9%	55	26	47.3%
宮崎県	242	66	27.3%	126	30	23.8%
鹿児島県	246	55	22.4%	98	34	34.7%
沖縄県	258	157	60.9%	129	28	21.7%
合計	11,724	6,882	58.7%	4,700	2,340	49.8%

注)②は、公営住宅法に基づく公営住宅の施設数を、公の施設数(A)、導入数(B)から除いたもの。

本表は、都道府県分についてのみの数値である(指定都市及び市区町村については対象外。)

表2 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社(A) (A/H%)	2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人(B) (B/H%)	3 公共団体(C) (C/H%)	4 公共的団体(D)		5 特定非営利活動法人(F) (F/H%)	6 1~5以外の団体(G) (G/H%)	合計	
				(D/H%)	うち地縁による団体(E) (E/H%)			導入数(H) <H/1%>	公の施設数 (I)
1 レクリエーション・スポーツ施設	98 (19.4%)	181 (35.9%)	92 (18.3%)	43 (8.5%)	6 (1.2%)	13 (2.6%)	77 (15.3%)	504 < 89.8% >	561
2 産業振興施設	34 (19.8%)	98 (57.0%)	7 (4.1%)	10 (5.8%)	1 (0.6%)	7 (4.1%)	16 (9.3%)	172 < 40.8% >	422
3 基盤施設	575 (10.8%)	2,291 (43.1%)	169 (3.2%)	1,722 (32.4%)	0 (0.0%)	99 (1.9%)	465 (8.7%)	5,321 < 59.6% >	8,926
4 文教施設	52 (10.6%)	287 (58.3%)	34 (6.9%)	18 (3.7%)	8 (1.6%)	26 (5.3%)	75 (15.2%)	492 < 50.9% >	966
5 社会福祉施設	12 (3.1%)	58 (14.8%)	8 (2.0%)	293 (74.6%)	0 (0.0%)	9 (2.3%)	13 (3.3%)	393 < 46.3% >	849
合計	771 (11.2%)	2,915 (42.4%)	310 (4.5%)	2,086 (30.3%)	15 (0.2%)	154 (2.2%)	646 (9.4%)	6,882 < 58.7% >	11,724

3

2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人	3 公共団体	4 公共的団体		5 特定非営利活動法人	6 1~5以外の団体	合計
				(D/H%)	うち地縁による団体			
1 レクリエーション・スポーツ施設	163 (18.4%)	449 (50.7%)	2 (0.2%)	68 (7.7%)	49 (5.5%)	27 (3.0%)	177 (20.0%)	886 (100.0%)
2 産業振興施設	21 (16.4%)	61 (47.7%)	0 (0.0%)	23 (18.0%)	16 (12.5%)	2 (1.6%)	21 (16.4%)	128 (100.0%)
3 基盤施設	705 (28.9%)	1,235 (50.6%)	0 (0.0%)	422 (17.3%)	234 (9.6%)	8 (0.3%)	69 (2.8%)	2,439 (100.0%)
4 文教施設	76 (8.7%)	480 (55.0%)	0 (0.0%)	142 (16.3%)	98 (11.2%)	48 (5.5%)	127 (14.5%)	873 (100.0%)
5 社会福祉施設	24 (1.2%)	430 (21.5%)	0 (0.0%)	1,451 (72.5%)	297 (14.8%)	31 (1.5%)	65 (3.2%)	2,001 (100.0%)
合計	989 (15.6%)	2,655 (42.0%)	0 (0.0%)	2,106 (33.3%)	694 (11.0%)	116 (1.8%)	459 (7.3%)	6,327 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・ 財団法人、公益社団・財団法 人	3 公共団体	4 公共的団体	4 公共的団体		5 特定非営利活動法人	6 1～5以外の団体	合計
					うち地縁による団体				
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,664 (29.7%)	4,326 (35.0%)	16 (0.1%)	1,925 (15.6%)	1,114 (9.0%)		854 (6.9%)	1,567 (12.7%)	12,352 (100.0%)
2 産業振興施設	1,559 (22.8%)	878 (12.8%)	22 (0.3%)	3,164 (46.3%)	1,559 (22.8%)		176 (2.6%)	1,039 (15.2%)	6,838 (100.0%)
3 基盤施設	2,160 (15.1%)	5,822 (40.6%)	8 (0.1%)	3,530 (24.6%)	2,627 (18.3%)		103 (0.7%)	2,718 (19.0%)	14,341 (100.0%)
4 文教施設	875 (7.1%)	1,610 (13.0%)	6 (0.0%)	8,623 (69.8%)	7,831 (63.4%)		458 (3.7%)	780 (6.3%)	12,352 (100.0%)
5 社会福祉施設	357 (3.3%)	1,069 (9.8%)	70 (0.6%)	8,390 (76.8%)	2,011 (18.4%)		450 (4.1%)	594 (5.4%)	10,930 (100.0%)
合計	8,615 (15.2%)	13,705 (24.1%)	122 (0.2%)	25,632 (45.1%)	15,142 (26.7%)		2,041 (3.6%)	6,698 (11.8%)	56,813 (100.0%)

4

4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・ 財団法人、公益社団・財団法 人	3 公共団体	4 公共的団体	4 公共的団体		5 特定非営利活動法人	6 1～5以外の団体	合計
					うち地縁による団体				
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,925 (28.6%)	4,956 (36.1%)	110 (0.8%)	2,036 (14.8%)	1,169 (8.5%)		894 (6.5%)	1,821 (13.3%)	13,742 (100.0%)
2 産業振興施設	1,614 (22.6%)	1,037 (14.5%)	29 (0.4%)	3,197 (44.8%)	1,576 (22.1%)		185 (2.6%)	1,076 (15.1%)	7,138 (100.0%)
3 基盤施設	3,440 (15.6%)	9,348 (42.3%)	177 (0.8%)	5,674 (25.7%)	2,861 (12.9%)		210 (1.0%)	3,252 (14.7%)	22,101 (100.0%)
4 文教施設	1,003 (7.3%)	2,377 (17.3%)	40 (0.3%)	8,783 (64.0%)	7,937 (57.9%)		532 (3.9%)	982 (7.2%)	13,717 (100.0%)
5 社会福祉施設	393 (2.9%)	1,557 (11.7%)	78 (0.6%)	10,134 (76.1%)	2,308 (17.3%)		490 (3.7%)	672 (5.0%)	13,324 (100.0%)
合計	10,375 (14.8%)	19,275 (27.5%)	434 (0.6%)	29,824 (42.6%)	15,851 (22.6%)		2,311 (3.3%)	7,803 (11.1%)	70,022 (100.0%)

表3 指定管理者の選定手続別状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	243	89	28	360 (71.4%)	118	26	504 (100.0%)
2 産業振興施設	96	10	9	115 (66.9%)	53	4	172 (100.0%)
3 基盤施設	2,313	207	422	2,942 (55.3%)	2,335	44	5,321 (100.0%)
4 文教施設	276	48	22	346 (70.3%)	126	20	492 (100.0%)
5 社会福祉施設	129	50	40	219 (55.7%)	169	5	393 (100.0%)
合計	3,057	404	521	3,982 (57.9%)	2,801	99	6,882 (100.0%)

5

2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	479	211	75	765 (86.3%)	88	33	886 (100.0%)
2 産業振興施設	54	21	4	79 (61.7%)	39	10	128 (100.0%)
3 基盤施設	817	399	34	1,250 (51.3%)	1,012	177	2,439 (100.0%)
4 文教施設	367	170	12	549 (62.9%)	296	28	873 (100.0%)
5 社会福祉施設	551	301	37	889 (44.4%)	813	299	2,001 (100.0%)
合計	2,268	1,102	162	3,532 (55.8%)	2,248	547	6,327 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	1,994	3,504	636	6,134 (49.7%)	5,121	1,097	12,352 (100.0%)
2 産業振興施設	504	997	173	1,674 (24.5%)	4,535	629	6,838 (100.0%)
3 基盤施設	2,716	3,941	701	7,358 (51.3%)	5,775	1,208	14,341 (100.0%)
4 文教施設	793	1,205	319	2,317 (18.8%)	9,056	979	12,352 (100.0%)
5 社会福祉施設	1,134	1,568	293	2,995 (27.4%)	7,048	887	10,930 (100.0%)
合計	7,141	11,215	2,122	20,478 (36.0%)	31,535	4,800	56,813 (100.0%)

9

4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,716	3,804	739	7,259 (52.8%)	5,327	1,156	13,742 (100.0%)
2 産業振興施設	654	1,028	186	1,868 (26.2%)	4,627	643	7,138 (100.0%)
3 基盤施設	5,846	4,547	1,157	11,550 (52.3%)	9,122	1,429	22,101 (100.0%)
4 文教施設	1,436	1,423	353	3,212 (23.4%)	9,478	1,027	13,717 (100.0%)
5 社会福祉施設	1,814	1,919	370	4,103 (30.8%)	8,030	1,191	13,324 (100.0%)
合計	12,466	12,721	2,805	27,992 (40.0%)	36,584	5,446	70,022 (100.0%)

表4 指定管理者導入施設の従前の管理状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 指定管理者	3,531 (51.3%)	2,584 (40.8%)	25,366 (44.6%)	31,481 (45.0%)
2 旧管理委託制度による管理	2,937 (42.7%)	3,122 (49.3%)	20,098 (35.4%)	26,157 (37.4%)
3 直営	338 (4.9%)	431 (6.8%)	9,693 (17.1%)	10,462 (14.9%)
4 施設の新設	76 (1.1%)	190 (3.0%)	1,656 (2.9%)	1,922 (2.7%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表5 指定管理者制度導入施設の指定の回数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 1回	3,391 (49.3%)	3,786 (59.8%)	30,879 (54.4%)	38,056 (54.3%)
2 2回	3,474 (50.5%)	2,288 (36.2%)	25,107 (44.2%)	30,869 (44.1%)
3 3回	13 (0.2%)	116 (1.8%)	548 (1.0%)	677 (1.0%)
4 4回	4 (0.1%)	133 (2.1%)	250 (0.4%)	387 (0.6%)
5 5回以上	0 (0.0%)	4 (0.1%)	29 (0.1%)	33 (0.0%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表6 従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数(A) (A/C%)	5,515 (80.1%)	4,690 (74.1%)	40,485 (71.3%)	50,690 (72.4%)
うち従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定(B) (B/C%)	2,769 (40.2%)	2,134 (33.7%)	28,172 (49.6%)	33,075 (47.2%)
指定管理者制度導入施設数(C)	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表7 施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	4,613 (67.0%)	4,795 (75.8%)	25,193 (44.3%)	34,601 (49.4%)
2 事前公表していない	2,269 (33.0%)	1,532 (24.2%)	31,620 (55.7%)	35,421 (50.6%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表8 施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	4,659 (67.7%)	4,697 (74.2%)	26,690 (47.0%)	36,046 (51.5%)
2 事前公表していない	2,223 (32.3%)	1,630 (25.8%)	30,123 (53.0%)	33,976 (48.5%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表9 指定管理者の選定理由の公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 公表している	6,292 (91.4%)	4,774 (75.5%)	26,860 (47.3%)	37,926 (54.2%)
2 公表していない	590 (8.6%)	1,553 (24.5%)	29,953 (52.7%)	32,096 (45.8%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表10 指定管理者の評価の実施状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
評価を実施している施設数	6,707 (97.5%)	5,322 (84.1%)	30,989 (54.5%)	43,018 (61.4%)
うち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入	2,783 (40.4%)	2,491 (39.4%)	6,135 (10.8%)	11,409 (16.3%)
指定管理者制度導入施設数	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表11 施設の種別に応じた必要な体制の整備に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 協定等に記載している	6,567 (95.4%)	5,705 (90.2%)	41,069 (72.3%)	53,341 (76.2%)
2 協定等に記載していない	315 (4.6%)	622 (9.8%)	15,744 (27.7%)	16,681 (23.8%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表12 損害賠償責任の履行の確保に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 協定等に記載している	3,973 (57.7%)	5,089 (80.4%)	48,484 (85.3%)	57,546 (82.2%)
2 協定等に記載していない	2,909 (42.3%)	1,238 (19.6%)	8,329 (14.7%)	12,476 (17.8%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表13 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1年	70 (1.0%)	84 (1.3%)	777 (1.4%)	931 (1.3%)
2年	44 (0.6%)	135 (2.1%)	968 (1.7%)	1,147 (1.6%)
3年	3,931 (57.1%)	871 (13.8%)	18,042 (31.8%)	22,844 (32.6%)
4年	310 (4.5%)	2,684 (42.4%)	4,311 (7.6%)	7,305 (10.4%)
5年	2,457 (35.7%)	2,399 (37.9%)	28,285 (49.8%)	33,141 (47.3%)
6年	4 (0.1%)	14 (0.2%)	300 (0.5%)	318 (0.5%)
7年	9 (0.1%)	1 (0.0%)	89 (0.2%)	99 (0.1%)
8年	9 (0.1%)	7 (0.1%)	79 (0.1%)	95 (0.1%)
9年	1 (0.0%)	17 (0.3%)	179 (0.3%)	197 (0.3%)
10年以上	47 (0.7%)	115 (1.8%)	3,783 (6.7%)	3,945 (5.6%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表14 指定管理者における利用料金制の採用状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
利用料金制を採用 (一部利用料金制も含む。)	3,210 (46.6%)	1,998 (31.6%)	28,027 (49.3%)	33,235 (47.5%)
指定管理者導入施設数	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表15 指定管理者における管理の範囲の状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 当該施設を包括的に管理している	6,797 (98.8%)	6,185 (97.8%)	55,008 (96.8%)	67,990 (97.1%)
2 当該施設の一部を管理している	85 (1.2%)	142 (2.2%)	1,805 (3.2%)	2,032 (2.9%)
合計	6,882 (100.0%)	6,327 (100.0%)	56,813 (100.0%)	70,022 (100.0%)

表16 指定管理者の指定を取り消した事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計									
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	2	20.0%	0	0.0%	78	12.5%	80	11.9%								
	指定管理者の経営困難等	3	30.0%	27	67.5%	223	35.9%	253	37.6%								
	指定管理者の業務不履行	0	0.0%	0	0.0%	7	1.1%	7	1.0%								
	指定管理者の不正事件	0	0.0%	4	10.0%	4	0.6%	8	1.2%								
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	2	20.0%	2	5.0%	2	5.0%	145	23.3%	145	23.3%	149	22.2%	149	22.2%		
施設の見直し	施設の休止・廃止等	1	10.0%	7	17.5%	59	9.5%	67	10.0%								
	施設の再編・統合	0	0.0%	0	0.0%	22	3.5%	22	3.3%								
	施設の民間譲渡等	2	20.0%	0	0.0%	81	13.0%	83	12.4%								
	施設の管理方針の見直し	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%								
手続き上の理由	公募要件不備・不選定等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%	2	0.3%				
	協定締結のための協議不調	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%	1	0.1%				
合計		10	100.0%	10	100.0%	40	100.0%	40	100.0%	622	100.0%	622	100.0%	672	100.0%	672	100.0%

表17 期間を定めて管理の業務の停止を行った事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計							
運用上の理由	指定管理者の業務不履行	0	—	0	—	3	0.5%	3	37.5%						
	指定管理者の不正事件	0	—	0	—	2	0.3%	2	25.0%						
	不正事件の有無の調査	0	—	0	—	1	0.2%	1	12.5%						
施設の見直し	施設の休止・廃止等	0	—	0	—	2	0.3%	2	25.0%	2	25.0%	2	25.0%		
合計		0	—	0	—	0	—	8	1.3%	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%

表18 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計									
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	2	0.6%	0	0.0%	281	38.3%	283	19.9%								
	指定管理者の経営困難等	0	0.0%	0	0.0%	34	4.6%	34	2.4%								
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	4	1.3%	4	1.3%	4	0.5%	4	0.5%	8	0.6%	8	0.6%				
施設の見直し	施設の休止・廃止等	23	7.4%	33	8.7%	141	19.2%	197	13.9%								
	施設の再編・統合	1	0.3%	0	0.0%	13	1.8%	14	1.0%								
	施設の民間譲渡等	31	10.0%	1	0.3%	162	22.1%	194	13.7%								
	施設の管理方針の見直し	3	1.0%	0	0.0%	54	7.4%	57	4.0%								
	管理代行制度への移行	244	79.0%	344	91.0%	0	0.0%	588	41.4%								
手続き上の理由	公募への応募なし	0	0.0%	0	0.0%	19	2.6%	19	1.3%								
	公募要件不備・不選定等	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	2	0.1%								
	議会の不同意	1	0.3%	0	0.0%	22	3.0%	23	1.6%								
	協定締結のための協議不調	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%								
合計		309	100.0%	309	100.0%	378	100.0%	378	100.0%	733	100.0%	733	100.0%	1,420	100.0%	1,420	100.0%

表19 取消し後・業務停止後・指定期間満了後の管理

(単位:施設、%)

指定管理者の指定を 取り消した後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	6	60.0%	5	12.5%	132	21.2%	143	21.3%
業務委託	0	0.0%	0	0.0%	12	1.9%	12	1.8%
休止・廃止	1	10.0%	6	15.0%	117	18.8%	124	18.5%
再指定	1	10.0%	28	70.0%	284	45.7%	313	46.6%
直営ののち再指定	0	0.0%	0	0.0%	9	1.4%	9	1.3%
民間等へ譲渡	2	20.0%	0	0.0%	65	10.5%	67	10.0%
民間等へ貸与	0	0.0%	1	2.5%	2	0.3%	3	0.4%
他施設との統合	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
	10	100.0%	40	100.0%	622	100.0%	672	100.0%

期間を定めて 管理の業務の停止を 行った後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	0	-	0	-	2	25.0%	2	25.0%
休止・廃止	0	-	0	-	6	75.0%	6	75.0%
	0	-	0	-	8	100.0%	8	100.0%

指定期間の満了をもって 指定管理者制度による 管理を取り止めた後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	9	2.9%	0	0.0%	297	40.5%	306	21.5%
業務委託	1	0.3%	0	0.0%	108	14.7%	109	7.7%
休止・廃止	48	15.5%	33	8.7%	232	31.7%	313	22.0%
管理代行制度による管理	244	79.0%	344	91.0%	0	0.0%	588	41.4%
民間等へ譲渡	2	0.6%	1	0.3%	61	8.3%	64	4.5%
民間等へ貸与	0	0.0%	0	0.0%	22	3.0%	22	1.5%
地元団体等で維持管理	5	1.6%	0	0.0%	10	1.4%	15	1.1%
他施設との統合	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.2%
	309	100.0%	378	100.0%	733	100.0%	1,420	100.0%

表20 不服申立ての事例

(単位:施設、%)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
不服申立てが認容された事例	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%
不服申立てが棄却された事例	1	100.0%	0	-	5	100.0%	6	100.0%
合計	1	100.0%	0	-	5	100.0%	6	100.0%

不服申立て：地方自治法第244条の4第3項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してする、公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立て

課
員

政策推進係長

広報広聴係長

市民協働係長

経営政策課長



延 経 第 64号
平成24年6月12日

指定管理者制度の導入状況等
ついて、別添のとおり
県市町村課へ回答は可。
H.24.4.1現在
導入済施設 104施設
指定の取消し 1施設(若草荘)

宮崎県総務部市町村課長 様

6/12 済

延岡市企画部経営政策課長

公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査について (回答)

平成24年5月15日付で照会のありました標記調査につきまして、下記のとおり調査票を送付いたします。よろしくご査収ください。

記

○送付文書

02【別添2】調査票(延岡市) 別添 Excel ファイル

調査票①：導入状況	該当施設 104
調査票②：指定の取消しの事例	該当施設 1
調査票③：不服申立ての事例	該当施設無し

Accoの37b-715
10/17で確認して頂戴。

延岡市企画部経営政策課

担当：甲斐 正紀

Tel：(0982) 22-7074

FAX：(0982) 22-7090

E-mail：keiei@city.nobeoka.miyazaki.jp

指定管理者制度導入施設の状況

施設名	施設の内容 1 レクリエーション・スポーツ施設 2 産業振興施設 3 基盤施設 4 文教施設 5 社会福祉施設	指定管理者名	種別 1 株式会社 2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社 3 地方公共団体 4 公共的団体 5 地縁による団体 6 特定非営利活動法人 7 1～6以外の団体	選定手続 1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定 2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定 3 公募により候補者を募集(1・2以外) 4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定 5 1～4以外の方法により選定	指定日	管理開始日	指定期間 1 1年 2 2年 3 3年 4 4年 5 5年 6 6年 7 7年 8 8年 9 9年 10 10年以上	指定期間の変更 1 前回の指定期間よりも短い 2 前回の指定期間と同じ 3 前回の指定期間よりも長い 4 今回が1回目の指定	
									g

セルの挿入は、合計欄の1行上の行と2行上の行の間で実施してください。セルの挿入は、合計欄の1行上の行と2行上の行の間で実施してください。セルの挿入は、合計欄の1行上の行と2行上の行の間で実施してください。セルの挿入は、合計欄の1行上の行と2行上の行の間で実施してください。

延岡市夜間急病センター	○	一般社団法人 延岡市医師会	○	○	H 16 6 29	H 16 7 1		○	○
余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	○	株式会社ヘルストピア延岡	○	○	H 17 9 28	H 18 4 1		○	○
延岡市立島浦診療所	○	島浦町区	○	○	H 17 9 28	H 18 4 1		○	○
延岡市東海コミュニティセンター	○	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	○	○	H 20 12 25	H 21 4 1		○	○
延岡市恒高地区高齢者コミュニティセンター	○	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	○	○	H 20 12 26	H 21 4 1		○	○
延岡市南方東コミュニティセンター	○	延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会	○	○	H 21 3 18	H 21 4 1		○	○
延岡市岡富コミュニティセンター	○	延岡市岡富コミュニティセンター管理運営委員会	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(桜ヶ丘第1)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(桜ヶ丘第2)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(桜ヶ丘第3)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(桜ヶ丘第4)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(大門)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(松馬場)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(大武)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(昭和町第1)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(昭和町第2)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(天神小路)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(野地)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(西階はぎ)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(西階つつじ)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(西階かえで)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(西階すみれ)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(浜の山)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(旭ヶ丘北)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(旭ヶ丘南)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(一ヶ岡A)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(一ヶ岡B)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(一ヶ岡C)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(一ヶ岡D)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(一ヶ岡E)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(島浦第1)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(島浦第2)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(愛宕荘)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
特定公共賃貸住宅(西階すみれ)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(城)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(川水流)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(東原)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(久保山)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(あけぼの)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(曾木)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○
市営住宅(檜峰)	○	延岡宅地建物取引業協同組合	○	○	H 21 12 21	H 22 4 1		○	○

指定管理者制度導入施設の状態

施設名	施設の内容 1 レクリエーション・スポーツ施設 2 産業振興施設 3 基盤施設 4 文教施設 5 社会福祉施設	指定管理者名	種別 1 株式会社 2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社 3 地方公共団体 4 公共的団体 5 地縁による団体 6 特定非営利活動法人 7 1~6以外の団体	選定手続 1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定 2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定 3 公募により候補者を募集(1・2以外) 4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定 5 1~4以外の方法により選定	指定日	管理開始日	指定期間 1 1年 2 2年 3 3年 4 4年 5 5年 6 6年 7 7年 8 8年 9 9年 10 10年以上	指定期間の変更 1 前回の指定期間よりも短い 2 前回の指定期間と同じ 3 前回の指定期間よりも長い 4 今回が1回目の指定
	1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4
市営住宅(下鹿川)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(上鹿川)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
ニュータウン北方住宅	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
若者定住促進住宅(ユートピア北方)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(宮野浦)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(古江)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(阿蘇)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(市振)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(梅木)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(宇和路)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(直海)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(永代)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(曾立)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(白石中央)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(野峰)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 21 12 21	H 22 4 1	○	○
市営住宅(市棚)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 22 3 29	H 22 4 1	○	○
特定公共賃貸住宅(曾立北)	○	延岡宅地建物取引業協同組合		○	H 22 3 29	H 22 4 1	○	○
延岡市黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	○	黒仁田生産組合		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
ファミリーハウス	○	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
緑ヶ丘児童館	○	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
旭児童館	○	学校法人 純心学園		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡ライトハウス点字図書館	○	一般財団法人延岡愛育協会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡ライトハウス盲人ホーム	○	一般財団法人延岡愛育協会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市家畜排せつ物処理センター	○	(株)延岡地区有機肥料センター		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
田園都市中核施設延岡総合文化センター	○	公益財団法人 延岡総合文化センター		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市公会堂「野口記念館」	○	公益財団法人 延岡総合文化センター		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市共同作業場	○	延岡市共同作業場使用者団体		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市浜木綿村	○	北浦総合産業株式会社		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市末越レジャーパーク	○	北浦総合産業株式会社		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市北浦デイサービスセンター	○	社会福祉法人 千寿会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
北老人福祉センター	○	財団法人 延岡市高齢者福祉協会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市岡富デイサービスセンター	○	財団法人 延岡市高齢者福祉協会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市北川老人福祉館	○	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市島浦デイサービスセンター	○	社会福祉法人 千寿会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市曾木デイサービスセンター	○	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市東海デイサービスセンター	○	社会福祉法人 三ツ葉会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市北方デイサービスセンター	○	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市北方健康福祉センター	○	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
南老人福祉センター	○	財団法人 延岡市高齢者福祉協会		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
延岡市民協働まちづくりセンター	○	NPO法人のべおか市民力市場		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
下鹿川林業者健康増進建物	○	下鹿川区		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○
農林産物集出荷貯蔵施設	○	延岡農業協同組合		○	H 22 12 27	H 23 4 1	○	○

施設名	公表状況															評価			
	利用料金制の採用状況		管理の範囲		選定基準の事前公表		選定基準の内容					選定手続の事前公表		選定理由の公表状況		評価の実施状況		※「w欄 評価の実施状況」で「1 実施している」を選択した場合に記入 評価への外部有識者等の視点の導入状況	
	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	1	2	1	2
市営住宅(下鹿川)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(上鹿川)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニュータウン北方住宅		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
若者定住促進住宅(ユートピア北方)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(宮野浦)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(古江)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(阿蘇)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(市振)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(梅木)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(宇和路)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(直海)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(永代)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(曾立)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(白石中央)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(野峰)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市営住宅(市棚)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定公共賃貸住宅(曾立北)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
延岡市黒仁田地区営農飲雑用水供給施設		○	○		○									○	○	○	○	○	○
ファミリーハイツ		○	○		○									○	○	○	○	○	○
緑ヶ丘児童館		○	○		○									○	○	○	○	○	○
旭児童館		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡ライトハウス点字図書館		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡ライトハウス盲人ホーム		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市家畜排せつ物処理センター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
田園都市中核施設延岡総合文化センター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市公会堂「野口記念館」	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市共同作業場		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市浜木綿村	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市末越レジャーパーク	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市北浦デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
北老人福祉センター		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市岡富デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市北川老人福祉館	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市島浦デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市曾木デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市東海デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市北方デイサービスセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市北方健康福祉センター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
南老人福祉センター		○	○		○									○	○	○	○	○	○
延岡市民協働まちづくりセンター	○		○		○									○	○	○	○	○	○
下鹿川林業者健康増進用建物	○		○		○									○	○	○	○	○	○
農林産物集出荷貯蔵施設	○		○		○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○

施設名	公表状況															評価				
	利用料金制の採用状況		管理の範囲		選定基準の事前公表		選定基準の内容					選定理由の公表状況		評価の実施状況		※「w欄 評価の実施状況」で「1 実施している」を選択した場合に記入				
	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	1	2			
農産物直売・食材供給施設	○		○		○		○	○	○	○				○		○		○		
高齢者活動促進施設	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市農産加工研修センター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市道の駅北川はゆま	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市ホテルの里休暇村	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市祝子川温泉美人の湯	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市祝子川森林レクリエーション施設	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市北方中部地区集落センター	○		○			○							○	○		○			○	
三椏生活改善センター	○		○			○							○	○		○			○	
楨峰生活改善センター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市ETOランド速日の峰	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市北方南部地区体育館	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市北川鏡山牧場		○	○			○							○	○		○			○	
延岡市島野浦島開発総合センター	○		○			○							○	○		○			○	
まちなかキッズホーム	○		○		○		○	○	○	○	○	市長が必要と認める業務	○		○		○			○
延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市川中コミュニティセンター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市舞野地区多目的研修センター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市長井健康増進センター	○		○			○							○	○		○			○	
延岡市須英江家族旅行村	○		○		○		○	○	○	○	○	環境保護、福祉政策に関すること	○		○		○			○
の直上で実施してください。セルの直上で実施してください。セルの挿入は、このセルの直上で実施してください。セルの挿入は、このセルの直上で実施してください。セルの挿入は、このセルの直上で実施してください。セルの挿入は、このセルの直上で実施してください。																				
104	41	63	104	0	60	44	60	58	60	60	57		60	44	104	0	104	0	0	104

施設名	従前の管理状況										
	従前の管理状況				指定の回数					※「ae欄 従前の管理状況」で「1 指定管理者」を選択した場合に記入	※「ae欄 従前の管理状況」で「2 旧管理委託制度による管理」を選択した場合に記入
	1 指定管理者	2 旧管理委託制度による管理	3 直営	4 施設の新設	1 1回	2 2回	3 3回	4 4回	5 5回以上	従前の指定管理者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入	従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入
g	ae			af					ag	ah	
	1	2	3	4	1	2	3	4	5		
市営住宅(下鹿川)		○			○						
市営住宅(上鹿川)		○			○						
ニュータウン北方住宅			○		○						
若者定住促進住宅(ユートピア北方)			○		○						
市営住宅(宮野浦)			○		○						
市営住宅(古江)			○		○						
市営住宅(阿蘇)			○		○						
市営住宅(市振)			○		○						
市営住宅(梅木)			○		○						
市営住宅(宇和路)			○		○						
市営住宅(直海)			○		○						
市営住宅(永代)			○		○						
市営住宅(曾立)			○		○						
市営住宅(白石中央)			○		○						
市営住宅(野峰)			○		○						
市営住宅(市棚)			○		○						
特定公共賃貸住宅(曾立北)			○		○						
延岡市黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	○					○				○	
ファミリーハイツ	○					○				○	
緑ヶ丘児童館	○					○				○	
旭児童館	○					○				○	
延岡ライトハウス点字図書館	○					○					○
延岡ライトハウス盲人ホーム	○					○					○
延岡市家畜排せつ物処理センター	○					○				○	
田園都市中核施設延岡総合文化センター	○					○				○	
延岡市公会堂「野口記念館」	○					○				○	
延岡市共同作業場	○					○				○	
延岡市浜木綿村	○					○				○	
延岡市末越レジャーパーク	○					○				○	
延岡市北浦サービスセンター	○					○				○	
北老人福祉センター	○					○				○	
延岡市岡富サービスセンター	○					○				○	
延岡市北川老人福祉館	○					○				○	
延岡市島浦サービスセンター	○					○				○	
延岡市曾木サービスセンター	○					○				○	
延岡市東海サービスセンター	○					○				○	
延岡市北方サービスセンター	○					○				○	
延岡市北方健康福祉センター	○					○				○	
南老人福祉センター	○					○				○	
延岡市民協働まちづくりセンター	○					○				○	
下鹿川林業者健康増進用建物	○					○				○	
農林産物集出荷貯蔵施設	○					○				○	

施設名	従前の管理状況										※「ae欄 従前の管理状況」で「1 指定管理者」を選択した場合に記入	※「ae欄 従前の管理状況」で「2 旧管理委託制度による管理」を選択した場合に記入	
	従前の管理状況				指定の回数					従前の指定管理者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入			従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった場合に「○」を記入
	1 指定管理者	2 旧管理委託制度による管理	3 直営	4 施設の新設	1 1回	2 2回	3 3回	4 4回	5 5回以上				
g	1	2	3	ae	4	1	2	3	4	af	5	ag	ah
農産物直売・食材供給施設	○					○						○	
高齢者活動促進施設	○					○						○	
延岡市農産加工研修センター	○					○						○	
延岡市道の駅北川はゆま	○					○						○	
延岡市ホテルの里休暇村	○					○						○	
延岡市祝子川温泉美人の湯	○					○						○	
延岡市祝子川森林レクリエーション施設	○					○						○	
延岡市北方中部地区集落センター	○					○						○	
三棧生活改善センター	○					○						○	
横峰生活改善センター	○					○						○	
延岡市ETOランド速日の峰	○					○						○	
延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	○					○						○	
延岡市北方南部地区体育館	○					○						○	
延岡市北川鏡山牧場	○					○						○	
延岡市島野浦島開発総合センター	○					○						○	
まちなかキッズホーム	○					○						○	
延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	○							○				○	
延岡市川中コミュニティセンター	○							○				○	
延岡市舞野地区多目的研修センター	○							○				○	
延岡市長井健康増進センター	○					○						○	
延岡市須美江家族旅行村	○							○				○	
の直上で実施してください。セルの初挿入は、このセルの直上で実施してください。セルの挿入は、このセルの直上で実	104	49	2	52	1	55	45	4	0	0		44	4

施設名	って指定管理者制度による管	取消後・業務停止後・指定期間満了後の管理 1 直営(業務委託を含む) 2 休止 3 統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む) 4 再指定(直営のうち再指定を含む) 5 公営住宅法に基づく管理代行制度による管理 6 その他	※「k欄 取消し・業務停止後・指定期間満了後の管理」で「6 その他」を選択した場合に記入 「6 その他」の内容を簡潔に記入
	※「jの3-1欄 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由」で「13 その他」を選択した場合に記入 「13 その他」の内容を簡潔に記入		
	c	jの3-2	k
			1 2 3 4 5 6

1行上の行と2行上の行の間で実施し1行上の行と2行上の行の間で実施してください。セルの挿入は合計欄の1行上の行と2行

延岡市養護老人ホーム 若葉荘			○				
1		0	0	1	0	0	0

の直柱で実施してください。セルの挿入は合計欄の1行上の行と2行

延岡市 経営政策課

差出人: 延岡市企画部企画課 [kikaku@city.nobeoka.miyazaki.jp]
送信日時: 2012年11月7日水曜日 9:24
宛先: 延岡市経営政策課
件名: Fw: 【送付】指定管理者制度の導入状況調査の結果について(総務省)
添付ファイル: 01調査結果(概要).pdf; 02調査結果(本体).pdf

01調査結果(概要).pdf (91 KB)
02調査結果(本体).pdf (397 KB)
経営政策課 松田様

延岡市 総務部長
延岡市 企画部長
延岡市 市長
延岡市 市長
延岡市 市長
延岡市 市長
延岡市 市長

お疲れさまです。
先ほどお伝えした件について、転送いたします。

企画課 鈴木(内線2126)

指定管理者制度の導入状況調査について
総務省より調査結果が届きましたので
回覧します。(前回調査は平成21年度)

----- Original Message -----
From: "佐藤 祥吾" <sato-shogo@pref.miyazaki.lg.jp>
To: "佐藤 祥吾" <sato-shogo@pref.miyazaki.lg.jp>
Sent: Monday, November 05, 2012 10:21 PM
Subject: FW: 【送付】指定管理者制度の導入状況調査の結果について(総務省)

各市町村 行革担当者 御中

お世話になります。
標記について、以下のとおり総務省より公表資料が送付されましたので転送します。

なお、11月6日の14:30に公表予定とのことですので、総務省の公表までは取扱いに御留意ください。

宮崎県 総務部 市町村課
行政担当
主事 佐藤 祥吾
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1
TEL 0985-26-7116(直通) FAX 0985-27-7919

-----Original Message-----
From: 自治行政局市町村体制整備課行政経営支援室 [mailto:gyoukaku@soumu.go.jp]
Sent: Monday, November 05, 2012 8:05 PM
To: gyoukaku@soumu.go.jp
Subject: 【送付】指定管理者制度の導入状況調査の結果について(総務省)

各都道府県行政改革担当課 御中
各都道府県市区町村担当課 御中
各政令指定都市行政改革担当課 御中

大変お世話になっております。
総務省自治行政局行政経営支援室です。

標記調査につきまして、皆様の多大な御協力により、取りまとめが終了いたしました。
別添ファイルのとおり調査結果をお送りしますので御査収ください。

なお、調査結果につきましては、11月6日(火)に報道発表し(14:30～)、
後日当省のホームページで個票を含め公開いたします。
(報道発表前の取扱いには、十分ご留意くださるようお願いいたします。)

どうぞよろしく願いいたします。

-

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省 自治行政局 行政経営支援室

Tel:03-5253-5519(直通)
Fax:03-5253-5592
E-mail:gyoukaku@soumu.go.jp

-

『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要

公の施設の指定管理者制度については、平成15年の地方自治法改正で導入されて以来、まもなく10年を迎えます。この間、導入施設数が増加する一方、留意すべき点も明らかになってきたため、平成22年12月28日に運用に関する通知を発出したところです。

本調査は、この通知の項目も含めて、平成24年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等を調査したものです。

1 調査時点

平成24年4月1日現在（前回調査は平成21年4月1日現在）

2 調査対象団体

都道府県、政令指定都市、市区町村

3 調査結果のポイント

①指定管理者制度が導入されている施設数は73,476施設

都道府県	7,123施設
指定都市	7,641施設
市区町村	58,712施設
合計	73,476施設

・前回調査（70,022施設）から、3,454施設の増

②約3割の施設で民間企業等（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）が指定管理者に

都道府県	2,304施設（32.3%）
指定都市	3,077施設（40.3%）
市区町村	19,003施設（32.4%）
合計	24,384施設（33.2%）

・（ ）内は、各区分の導入施設に占める割合

・前回調査（29.3%）から、3.9ポイントの増

③指定期間は長期化の傾向、「前回の指定期間よりも長い」施設が約3割

3年	22.3%
4年	10.1%
5年	56.0%
合計	88.4%

・「5年」の割合が、前回調査（47.3%）から8.7ポイントの増

※「前回の指定期間よりも長い」（指定期間の変更状況）は新規調査項目

④公募は、都道府県、指定都市の約6割、市区町村の約4割で実施

都道府県	63.8%
指定都市	63.3%
市区町村	38.9%
合計	43.8%

・前回調査（都道府県57.9%、指定都市55.8%、市区町村36.0%、全体40.0%）とほぼ同じ

⑤選定基準は「サービス向上」が最多、次いで「業務遂行能力」「管理経費の節減」

施設のサービス向上に関する事	95.3%
団体の業務遂行能力に関する事	94.0%
施設の管理経費の節減に関する事	92.4%
施設の平等な利用の確保に関する事	89.8%

・新規調査項目（複数回答）

・選定基準を事前公表している施設について調査

⑥指定管理者の評価は、約7割の施設で実施

都道府県	99.9%
指定都市	96.7%
市区町村	66.1%
合計	72.5%

・前回調査（61.4%）から11.1ポイントの増

⑦リスク分担に関する各事項について、約8～9割の施設で選定時や協定等に提示

	必要な体制の整備	地方公共団体への損害賠償	利用者への損害賠償	修繕関連	備品関連	緊急時の対応
都道府県	98.8%	77.2%	77.3%	77.6%	75.8%	73.8%
指定都市	96.6%	98.5%	95.5%	99.7%	96.0%	98.2%
市区町村	81.7%	91.3%	92.4%	96.3%	89.3%	87.2%
合計	84.9%	90.7%	91.2%	94.9%	88.7%	87.1%

・新規調査項目

※前回調査では、「必要な体制の整備」「損害賠償責任」として、協定等への記載の有無を調査。

→ 「必要な体制の整備」：76.2%、「損害賠償責任」：82.2%

⑧労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、約6割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	84.9%
指定都市	84.3%
市区町村	55.4%
合計	61.2%

・新規調査項目

⑨個人情報保護への配慮規定について、約9割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	100.0%
指定都市	100.0%
市区町村	94.2%
合計	95.4%

・新規調査項目

⑩指定管理者の指定の取消し等は、2,415施設

	指定の取消	業務の停止	指定管理の取りやめ	合計
都道府県	153施設	7施設	447施設	607施設
指定都市	43施設	0施設	41施設	84施設
市区町村	635施設	44施設	1,045施設	1,724施設
合計	831施設	51施設	1,533施設	2,415施設

・期間：平成21年4月2日～平成24年4月1日

・前回調査（2,100施設）から315施設の増

公の施設の指定管理者制度の 導入状況等に関する調査結果

平成 2 4 年 1 1 月
総務省自治行政局行政経営支援室

はじめに

地方自治法第244条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、平成15年に指定管理者制度が導入されました。この間、導入施設数が増加する一方、留意すべき点も明らかになってきたため、平成22年12月28日に運用に関する通知（「指定管理者制度の運用について」平成22年12月28日付け総行経第38号総務省自治行政局長通知）を発出しました。

今般、この通知の項目も含めて、平成24年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等を調査し、その結果を取りまとめました。

各地方公共団体におかれては、指定管理者制度が導入されて以来、その積極的な活用が図られているところですが、今回の調査結果が、今後の指定管理者制度の導入や、より効果的・効率的な運用を検討していく際の参考となれば幸いです。

最後に、本調査の実施に当たっては、各都道府県、各指定都市及び各市区町村に調査を依頼し、関係各位のひとかたならぬ御協力をいただいたところであり、感謝を申し上げる次第です。

平成24年11月

総務省自治行政局行政経営支援室

目次

① 導入状況等

表1-1	都道府県別の指定管理者制度導入施設数	…	1
表1-2	指定管理者制度導入施設の状況	…	3
表1-3	指定管理者制度導入施設の指定の回数	…	5
表1-4	指定管理者制度導入施設の従前の管理状況	…	5
表1-5	従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数	…	5
表1-6	指定管理者における管理の範囲の状況	…	5
表1-7	指定管理者における利用料金制の採用状況	…	5
表1-8	債務負担行為の設定状況	…	5

② 指定期間

表2-1	指定管理者制度導入施設の指定期間別状況	…	6
表2-2	指定期間の変更状況	…	6

③ 選定手続

表3-1	指定管理者の選定手続別状況	…	7
表3-2	施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況	…	9
表3-3	施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況	…	9
表3-4	選定基準の内容	…	9
表3-5	指定管理者の選定理由の公表状況	…	9

④ 評価

表4	指定管理者の評価の実施状況	…	10
----	---------------	---	----

⑤ リスク分担

表5-1	施設の種別に応じた必要な体制に関する事項の協定等への記載状況	…	10
表5-2	地方公共団体への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況	…	10
表5-3	利用者への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況	…	10
表5-4	施設の修繕に関する事項の協定等への記載状況	…	11
表5-5	備品に関する事項の協定等への記載状況	…	11
表5-6	緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況	…	11

⑥ 労働条件

表 6 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況	… 1 2
-------------------------------------	-------

⑦ 個人情報保護

表 7 個人情報の保護への配慮規定の協定等への記載状況	… 1 2
-----------------------------	-------

⑧ 指定の取消し等（期間：平成 2 1 年 4 月 2 日～平成 2 4 年 4 月 1 日）

表 8 - 1 指定管理者の指定取消等の事例	… 1 3
------------------------	-------

表 8 - 2 指定管理者の指定を取り消した理由	… 1 3
--------------------------	-------

表 8 - 3 指定管理者の指定を取り消した後の管理	… 1 3
----------------------------	-------

表 8 - 4 期間を定めて管理の業務の停止を行った理由	… 1 4
------------------------------	-------

表 8 - 5 期間を定めて管理の業務を停止している間の管理	… 1 4
--------------------------------	-------

表 8 - 6 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由	… 1 4
---	-------

表 8 - 7 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた後の管理	… 1 4
---	-------

⑨ 不服申立て等

表 9 不服申立て等の事例とその具体的な内容	… 1 5
------------------------	-------

○本調査は、平成24年4月1日現在での指定管理者制度の導入状況について調査を行ったものである。

○本調査では、地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設（学校・河川・道路を除く）を調査対象としている。

○公営住宅の施設数は、原則として1団地1施設として計上している。

○指定管理者となった団体の種別の例は、以下のとおり。（表1-2に対応）

- 1 株式会社（特例有限会社を含む。）
- 2 特例民法法人（従来の公益法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）
- 3 地方公共団体（一部事務組合等を含む。）
- 4 公共的団体（例：農業共同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等）
- 5 地縁による団体（例：自治会、町内会等）
※地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない。
- 6 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 7 1～6以外の団体（例：学校法人、医療法人、共同企業体等）

○公の施設の内容の例は、以下のとおり。（表1-2、表3-1に対応）

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
- 2 産業振興施設
産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
- 3 基盤施設
駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
- 4 文教施設
県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
- 5 社会福祉施設
病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

○本調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

①導入状況等

表1-1 都道府県別の指定管理者制度導入施設数

(単位:施設)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
北海道	263	416	5,067	5,746
青森県	62		1,847	1,909
岩手県	92		1,532	1,624
宮城県	60	328	1,158	1,546
秋田県	86		1,085	1,171
山形県	141		822	963
福島県	123		1,323	1,446
茨城県	224		1,000	1,224
栃木県	53		854	907
群馬県	47		748	795
埼玉県	69	242	1,211	1,522
千葉県	64	118	1,939	2,121
東京都	1,804		3,793	5,597
神奈川県	326	1,265	926	2,517
新潟県	36	390	1,473	1,899
富山県	85		754	839
石川県	125		1,388	1,513
福井県	47		713	760
山梨県	76		526	602
長野県	37		2,160	2,197
岐阜県	41		1,618	1,659
静岡県	43	496	980	1,519
愛知県	74	438	2,064	2,576
三重県	98		973	1,071
滋賀県	91		824	915
京都府	46	386	693	1,125
大阪府	438	575	1,021	2,034
兵庫県	585	994	2,222	3,801
奈良県	30		885	915
和歌山県	39		392	431
鳥取県	36		638	674
島根県	26		1,290	1,316
岡山県	69	254	1,245	1,568
広島県	152	606	2,086	2,844
山口県	171		943	1,114
徳島県	42		671	713
香川県	77		450	527
愛媛県	50		702	752
高知県	34		858	892
福岡県	259	734	1,062	2,055
佐賀県	100		374	474
長崎県	132		874	1,006
熊本県	77	399	558	1,034
大分県	129		1,047	1,176
宮崎県	133		861	994
鹿児島県	168		1,853	2,021
沖縄県	163		1,209	1,372
合計	7,123	7,641	58,712	73,476

(単位:施設、%)

区分	都道府県別の指定管理者制度導入施設数(①)			公営住宅を除いた場合(②)		
	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率 (B/A%)	公の施設数(A')	導入数(B')	導入率 (B'/A'%)
北海道	326	263	80.7%	88	45	51.1%
青森県	84	62	73.8%	51	29	56.9%
岩手県	156	92	59.0%	104	43	41.3%
宮城県	201	60	29.9%	103	50	48.5%
秋田県	118	86	72.9%	91	69	75.8%
山形県	177	141	79.7%	99	63	63.6%
福島県	233	123	52.8%	139	40	28.8%
茨城県	273	224	82.1%	108	59	54.6%
栃木県	146	53	36.3%	75	41	54.7%
群馬県	204	47	23.0%	98	47	48.0%
埼玉県	426	69	16.2%	121	69	57.0%
千葉県	253	64	25.3%	109	64	58.7%
東京都	1,931	1,804	93.4%	333	207	62.2%
神奈川県	364	326	89.6%	143	105	73.4%
新潟県	195	36	18.5%	103	36	35.0%
富山県	146	85	58.2%	121	60	49.6%
石川県	209	125	59.8%	154	70	45.5%
福井県	85	47	55.3%	67	36	53.7%
山梨県	194	76	39.2%	100	76	76.0%
長野県	223	37	16.6%	68	37	54.4%
岐阜県	81	41	50.6%	68	41	60.3%
静岡県	231	43	18.6%	104	43	41.3%
愛知県	388	74	19.1%	92	74	80.4%
三重県	141	98	69.5%	79	36	45.6%
滋賀県	116	91	78.4%	71	46	64.8%
京都府	211	46	21.8%	75	46	61.3%
大阪府	452	438	96.9%	72	58	80.6%
兵庫県	660	585	88.6%	157	89	56.7%
奈良県	99	30	30.3%	55	13	23.6%
和歌山県	151	39	25.8%	80	39	48.8%
鳥取県	170	36	21.2%	60	36	60.0%
島根県	198	26	13.1%	102	26	25.5%
岡山県	93	69	74.2%	60	36	60.0%
広島県	230	152	66.1%	115	37	32.2%
山口県	206	171	83.0%	85	52	61.2%
徳島県	116	42	36.2%	72	42	58.3%
香川県	106	77	72.6%	75	46	61.3%
愛媛県	129	50	38.8%	80	30	37.5%
高知県	166	34	20.5%	103	34	33.0%
福岡県	314	259	82.5%	92	37	40.2%
佐賀県	143	100	69.9%	74	31	41.9%
長崎県	284	132	46.5%	200	48	24.0%
熊本県	89	77	86.5%	47	35	74.5%
大分県	160	129	80.6%	55	24	43.6%
宮崎県	241	133	55.2%	125	31	24.8%
鹿児島県	243	168	69.1%	95	44	46.3%
沖縄県	262	163	62.2%	131	32	24.4%
合計	11,624	7,123	61.3%	4,699	2,352	50.1%

注)②は、公営住宅法に基づく公営住宅の施設数を、公の施設数(A)、導入数(B)から除いたもの。

本表は、都道府県分についてのみの数値である。(指定都市及び市区町村については対象外)

表1-2 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社 (A) (A/H%)	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等 (B) (B/H%)	3 地方公共団体 (C) (C/H%)	4 公共的団体 (D) (D/H%)	5 地縁による団体 (E) (E/H%)	6 特定非営利活動法人 (F) (F/H%)	7 1~6以外の団体 (G) (G/H%)	合計	
								導入数(H) (H/I%)	公の施設数 (I)
1 レクリエーション・ スポーツ施設	108 (21.1%)	166 (32.4%)	77 (15.0%)	41 (8.0%)	7 (1.4%)	15 (2.9%)	98 (19.1%)	512 (87.5%)	585
2 産業振興施設	45 (25.3%)	91 (51.1%)	4 (2.2%)	11 (6.2%)	0 (0.0%)	9 (5.1%)	18 (10.1%)	178 (40.4%)	441
3 基盤施設	998 (17.7%)	3,584 (63.5%)	134 (2.4%)	137 (2.4%)	0 (0.0%)	84 (1.5%)	710 (12.6%)	5,647 (64.0%)	8,828
4 文教施設	64 (13.3%)	243 (50.6%)	36 (7.5%)	8 (1.7%)	4 (0.8%)	32 (6.7%)	93 (19.4%)	480 (46.6%)	1,030
5 社会福祉施設	11 (3.6%)	59 (19.3%)	2 (0.7%)	215 (70.3%)	0 (0.0%)	9 (2.9%)	10 (3.3%)	306 (41.4%)	740
合計	1,226 (17.2%)	4,143 (58.2%)	253 (3.6%)	412 (5.8%)	11 (0.2%)	149 (2.1%)	929 (13.0%)	7,123 (61.3%)	11,624

2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1~6以外の団体	合計
1 レクリエーション・ スポーツ施設	201 (21.2%)	336 (35.5%)	1 (0.1%)	12 (1.3%)	53 (5.6%)	25 (2.6%)	319 (33.7%)	947 (100.0%)
2 産業振興施設	30 (17.2%)	82 (47.1%)	0 (0.0%)	10 (5.7%)	13 (7.5%)	5 (2.9%)	34 (19.5%)	174 (100.0%)
3 基盤施設	1,248 (41.2%)	1,007 (33.3%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	44 (1.5%)	10 (0.3%)	712 (23.5%)	3,026 (100.0%)
4 文教施設	109 (8.8%)	485 (39.2%)	0 (0.0%)	248 (20.0%)	165 (13.3%)	81 (6.5%)	150 (12.1%)	1,238 (100.0%)
5 社会福祉施設	35 (1.6%)	358 (15.9%)	0 (0.0%)	1,318 (58.4%)	427 (18.9%)	59 (2.6%)	59 (2.6%)	2,256 (100.0%)
合計	1,623 (21.2%)	2,268 (29.7%)	1 (0.0%)	1,593 (20.8%)	702 (9.2%)	180 (2.4%)	1,274 (16.7%)	7,641 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1～6以外の団体	合計
1 レクリエーション・ スポーツ施設	3,882 (29.5%)	4,190 (31.9%)	10 (0.1%)	944 (7.2%)	1,248 (9.5%)	1,095 (8.3%)	1,774 (13.5%)	13,143 (100.0%)
2 産業振興施設	1,669 (24.5%)	743 (10.9%)	3 (0.0%)	1,752 (25.7%)	1,441 (21.1%)	210 (3.1%)	999 (14.7%)	6,817 (100.0%)
3 基盤施設	2,945 (20.5%)	5,646 (39.3%)	1 (0.0%)	786 (5.5%)	2,372 (16.5%)	116 (0.8%)	2,507 (17.4%)	14,373 (100.0%)
4 文教施設	985 (7.4%)	1,618 (12.1%)	1 (0.0%)	749 (5.6%)	8,814 (65.9%)	499 (3.7%)	718 (5.4%)	13,384 (100.0%)
5 社会福祉施設	469 (4.3%)	777 (7.1%)	6 (0.1%)	6,762 (61.5%)	1,846 (16.8%)	587 (5.3%)	548 (5.0%)	10,995 (100.0%)
合計	9,950 (16.9%)	12,974 (22.1%)	21 (0.0%)	10,993 (18.7%)	15,721 (26.8%)	2,507 (4.3%)	6,546 (11.1%)	58,712 (100.0%)

4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1～6以外の団体	合計
1 レクリエーション・ スポーツ施設	4,191 (28.7%)	4,692 (32.1%)	88 (0.6%)	997 (6.8%)	1,308 (9.0%)	1,135 (7.8%)	2,191 (15.0%)	14,602 (100.0%)
2 産業振興施設	1,744 (24.3%)	916 (12.8%)	7 (0.1%)	1,773 (24.7%)	1,454 (20.3%)	224 (3.1%)	1,051 (14.7%)	7,169 (100.0%)
3 基盤施設	5,191 (22.5%)	10,237 (44.4%)	135 (0.6%)	928 (4.0%)	2,416 (10.5%)	210 (0.9%)	3,929 (17.0%)	23,046 (100.0%)
4 文教施設	1,158 (7.7%)	2,346 (15.5%)	37 (0.2%)	1,005 (6.7%)	8,983 (59.5%)	612 (4.1%)	961 (6.4%)	15,102 (100.0%)
5 社会福祉施設	515 (3.8%)	1,194 (8.8%)	8 (0.1%)	8,295 (61.2%)	2,273 (16.8%)	655 (4.8%)	617 (4.6%)	13,557 (100.0%)
合計	12,799 (17.4%)	19,385 (26.4%)	275 (0.4%)	12,998 (17.7%)	16,434 (22.4%)	2,836 (3.9%)	8,749 (11.9%)	73,476 (100.0%)

表1-3 指定管理者制度導入施設の指定の回数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 1回	905 (12.7%)	941 (12.3%)	11,815 (20.1%)	13,661 (18.6%)
2 2回	2,788 (39.1%)	5,306 (69.4%)	33,371 (56.8%)	41,465 (56.4%)
3 3回	3,399 (47.7%)	1,148 (15.0%)	12,381 (21.1%)	16,928 (23.0%)
4 4回	27 (0.4%)	119 (1.6%)	781 (1.3%)	927 (1.3%)
5 5回以上	4 (0.1%)	127 (1.7%)	364 (0.6%)	495 (0.7%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表1-4 指定管理者導入施設の従前の管理状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 指定管理者	6,214 (87.2%)	6,696 (87.6%)	47,107 (80.2%)	60,017 (81.7%)
2 旧管理委託制度による管理	489 (6.9%)	22 (0.3%)	4,631 (7.9%)	5,142 (7.0%)
3 直営	376 (5.3%)	666 (8.7%)	5,273 (9.0%)	6,315 (8.6%)
4 施設の新設	44 (0.6%)	257 (3.4%)	1,701 (2.9%)	2,002 (2.7%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表1-5 従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数(A) (A/C%)	5,635 (79.1%)	5,080 (66.5%)	47,183 (80.4%)	57,898 (78.8%)
うち従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定(B) (B/C%)	2,328 (32.7%)	2,093 (27.4%)	31,397 (53.5%)	35,818 (48.7%)
指定管理者制度導入施設数(C)	7,123 (-)	7,641 (-)	58,712 (-)	73,476 (-)

表1-6 指定管理者における管理の範囲の状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 当該施設を包括的に管理している	7,021 (98.6%)	7,452 (97.5%)	56,531 (96.3%)	71,004 (96.6%)
2 当該施設の一部を管理している	102 (1.4%)	189 (2.5%)	2,181 (3.7%)	2,472 (3.4%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表1-7 指定管理者における利用料金制の採用状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
利用料金制を採用 (一部利用料金制も含む。)	3,460 (48.6%)	2,569 (33.6%)	30,592 (52.1%)	36,621 (49.8%)
指定管理者導入施設数	7,123 (-)	7,641 (-)	58,712 (-)	73,476 (-)

表1-8 債務負担行為の設定状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 設定している	4,044 (56.8%)	6,250 (81.8%)	25,956 (44.2%)	36,250 (49.3%)
2 設定していない	3,079 (43.2%)	1,391 (18.2%)	32,756 (55.8%)	37,226 (50.7%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

②指定期間

表2-1 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1年	31 (0.4%)	109 (1.4%)	559 (1.0%)	699 (1.0%)
2年	1,459 (20.5%)	118 (1.5%)	1,080 (1.8%)	2,657 (3.6%)
3年	1,607 (22.6%)	1,013 (13.3%)	13,769 (23.5%)	16,389 (22.3%)
4年	547 (7.7%)	2,798 (36.6%)	4,097 (7.0%)	7,442 (10.1%)
5年	3,406 (47.8%)	3,302 (43.2%)	34,424 (58.6%)	41,132 (56.0%)
6年	5 (0.1%)	132 (1.7%)	243 (0.4%)	380 (0.5%)
7年	10 (0.1%)	4 (0.1%)	143 (0.2%)	157 (0.2%)
8年	9 (0.1%)	6 (0.1%)	107 (0.2%)	122 (0.2%)
9年	1 (0.0%)	17 (0.2%)	220 (0.4%)	238 (0.3%)
10年以上	48 (0.7%)	142 (1.9%)	4,070 (6.9%)	4,260 (5.8%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表2-2 指定期間の変更状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 前回の指定期間よりも短い	1,641 (23.0%)	199 (2.6%)	2,372 (4.0%)	4,212 (5.7%)
2 前回の指定期間と同じ	2,554 (35.9%)	4,857 (63.6%)	26,358 (44.9%)	33,769 (46.0%)
3 前回の指定期間よりも長い	2,094 (29.4%)	1,649 (21.6%)	18,133 (30.9%)	21,876 (29.8%)
4 今回が1回目の指定	834 (11.7%)	936 (12.2%)	11,849 (20.2%)	13,619 (18.5%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

③選定手続

表3-1 指定管理者の選定手続別状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	308	54	25	387 (75.6%)	116 (22.7%)	9 (1.8%)	512 (100.0%)
2 産業振興施設	105	15	7	127 (71.3%)	48 (27.0%)	3 (1.7%)	178 (100.0%)
3 基盤施設	2,807	273	420	3,500 (62.0%)	1,925 (34.1%)	222 (3.9%)	5,647 (100.0%)
4 文教施設	306	28	16	350 (72.9%)	115 (24.0%)	15 (3.1%)	480 (100.0%)
5 社会福祉施設	141	23	16	180 (58.8%)	124 (40.5%)	2 (0.7%)	306 (100.0%)
合計	3,667	393	484	4,544 (63.8%)	2,328 (32.7%)	251 (3.5%)	7,123 (100.0%)

2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	601	128	98	827 (87.3%)	90 (9.5%)	30 (3.2%)	947 (100.0%)
2 産業振興施設	85	28	5	118 (67.8%)	39 (22.4%)	17 (9.8%)	174 (100.0%)
3 基盤施設	1,574	559	66	2,199 (72.7%)	757 (25.0%)	70 (2.3%)	3,026 (100.0%)
4 文教施設	481	102	18	601 (48.5%)	426 (34.4%)	211 (17.0%)	1,238 (100.0%)
5 社会福祉施設	819	210	59	1,088 (48.2%)	781 (34.6%)	387 (17.2%)	2,256 (100.0%)
合計	3,560	1,027	246	4,833 (63.3%)	2,093 (27.4%)	715 (9.4%)	7,641 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,672	3,488	772	6,932 (52.7%)	5,305 (40.4%)	906 (6.9%)	13,143 (100.0%)
2 産業振興施設	629	966	128	1,723 (25.3%)	4,448 (65.2%)	646 (9.5%)	6,817 (100.0%)
3 基盤施設	3,791	3,889	481	8,161 (56.8%)	5,536 (38.5%)	676 (4.7%)	14,373 (100.0%)
4 文教施設	1,136	1,140	270	2,546 (19.0%)	9,506 (71.0%)	1,332 (10.0%)	13,384 (100.0%)
5 社会福祉施設	1,475	1,757	243	3,475 (31.6%)	6,602 (60.0%)	918 (8.3%)	10,995 (100.0%)
合計	9,703	11,240	1,894	22,837 (38.9%)	31,397 (53.5%)	4,478 (7.6%)	58,712 (100.0%)

8

4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,581	3,670	895	8,146 (55.8%)	5,511 (37.7%)	945 (6.5%)	14,602 (100.0%)
2 産業振興施設	819	1,009	140	1,968 (27.5%)	4,535 (63.3%)	666 (9.3%)	7,169 (100.0%)
3 基盤施設	8,172	4,721	967	13,860 (60.1%)	8,218 (35.7%)	968 (4.2%)	23,046 (100.0%)
4 文教施設	1,923	1,270	304	3,497 (23.2%)	10,047 (66.5%)	1,558 (10.3%)	15,102 (100.0%)
5 社会福祉施設	2,435	1,990	318	4,743 (35.0%)	7,507 (55.4%)	1,307 (9.6%)	13,557 (100.0%)
合計	16,930	12,660	2,624	32,214 (43.8%)	35,818 (48.7%)	5,444 (7.4%)	73,476 (100.0%)

表3-2 施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	4,886 (68.6%)	6,608 (86.5%)	26,684 (45.4%)	38,178 (52.0%)
2 事前公表していない	2,237 (31.4%)	1,033 (13.5%)	32,028 (54.6%)	35,298 (48.0%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表3-3 施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している(A) (A/G%)	4,888 (68.6%)	6,250 (81.8%)	25,956 (44.2%)	37,094 (50.5%)
うち、公募(B) (B/A%)	4,541 (92.9%)	4,728 (75.6%)	18,324 (70.6%)	27,593 (74.4%)
うち、非公募(C) (C/A%)	347 (7.1%)	1,522 (24.4%)	7,632 (29.4%)	9,501 (25.6%)
2 事前公表していない(D) (D/G%)	2,235 (31.4%)	1,391 (18.2%)	32,756 (55.8%)	36,382 (49.5%)
うち、公募(E) (E/D%)	3 (0.1%)	105 (7.5%)	4,513 (13.8%)	4,621 (12.7%)
うち、非公募(F) (F/D%)	2,232 (99.9%)	1,286 (92.5%)	28,243 (86.2%)	31,761 (87.3%)
合計(G)	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表3-4 選定基準の内容

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 施設の平等な利用の確保に関すること (A) (A/F%)	3,801 (77.8%)	5,839 (93.4%)	23,655 (91.1%)	33,295 (89.8%)
2 施設のサービス向上に関すること (B) (B/F%)	4,646 (95.0%)	6,147 (98.4%)	24,549 (94.6%)	35,342 (95.3%)
3 施設の管理経費の節減に関すること (C) (C/F%)	4,449 (91.0%)	5,806 (92.9%)	24,034 (92.6%)	34,289 (92.4%)
4 団体の業務遂行能力に関すること (D) (D/F%)	4,863 (99.5%)	6,161 (98.6%)	23,848 (91.9%)	34,872 (94.0%)
5 その他(E) (E/F%)	1,192 (24.4%)	1,018 (16.3%)	6,940 (26.7%)	9,150 (24.7%)
選定基準を事前公表している施設数(F)	4,888 (-)	6,250 (-)	25,956 (-)	37,094 (-)

※選定基準を事前公表している施設について調査、複数回答

【その他の内容】

情報公開・個人情報保護に関すること
地域貢献に関すること(地元へ本社・事業所を有していること、地元住民の雇用に関すること など)
危機管理に関すること(緊急時の体制、安全管理、防犯に関すること など)
福祉政策に関すること(高齢者・障害者の雇用に関すること、男女共同参画に関すること など)
環境保全に関すること
地域との協働・連携に関すること
継続雇用に関すること
労働福祉に関すること(労災保険・雇用保険に関すること など)
自主事業に関すること
指定管理料に関すること
PFI事業に関すること

表3-5 指定管理者の選定理由の公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 公表している	7,009 (98.4%)	6,923 (90.6%)	28,692 (48.9%)	42,624 (58.0%)
2 公表していない	114 (1.6%)	718 (9.4%)	30,020 (51.1%)	30,852 (42.0%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

④評価

表4 指定管理者の評価の実施状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
評価を実施している施設数(A)(A/C%)	7,117 (99.9%)	7,392 (96.7%)	38,787 (66.1%)	53,296 (72.5%)
うち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入(B)(B/C%)	3,339 (46.9%)	4,836 (63.3%)	9,044 (15.4%)	17,219 (23.4%)
指定管理者制度導入施設数(C)	7,123 (-)	7,641 (-)	58,712 (-)	73,476 (-)

⑤リスク分担

表5-1 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	5,060 (71.0%)	7,136 (93.4%)	34,530 (58.8%)	46,726 (63.6%)
2 選定時にのみ示している	262 (3.7%)	138 (1.8%)	6,729 (11.5%)	7,129 (9.7%)
3 協定等にのみ示している	1,714 (24.1%)	104 (1.4%)	6,690 (11.4%)	8,508 (11.6%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	87 (1.2%)	263 (3.4%)	10,763 (18.3%)	11,113 (15.1%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表5-2 地方公共団体への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	4,943 (69.4%)	6,566 (85.9%)	35,917 (61.2%)	47,426 (64.5%)
2 選定時にのみ示している	7 (0.1%)	24 (0.3%)	1,146 (2.0%)	1,177 (1.6%)
3 協定等にのみ示している	547 (7.7%)	935 (12.2%)	16,569 (28.2%)	18,051 (24.6%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,626 (22.8%)	116 (1.5%)	5,080 (8.7%)	6,822 (9.3%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表5-3 利用者への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	5,053 (70.9%)	6,723 (88.0%)	38,019 (64.8%)	49,795 (67.8%)
2 選定時にのみ示している	2 (0.0%)	34 (0.4%)	842 (1.4%)	878 (1.2%)
3 協定等にのみ示している	450 (6.3%)	542 (7.1%)	15,367 (26.2%)	16,359 (22.3%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,618 (22.7%)	342 (4.5%)	4,484 (7.6%)	6,444 (8.8%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表5-4 施設の修繕に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	5,397 (75.8%)	7,304 (95.6%)	40,882 (69.6%)	53,583 (72.9%)
2 選定時にのみ示している	46 (0.6%)	12 (0.2%)	1,235 (2.1%)	1,293 (1.8%)
3 協定等にのみ示している	83 (1.2%)	304 (4.0%)	14,449 (24.6%)	14,836 (20.2%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,597 (22.4%)	21 (0.3%)	2,146 (3.7%)	3,764 (5.1%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表5-5 備品に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	4,347 (61.0%)	6,456 (84.5%)	38,487 (65.6%)	49,290 (67.1%)
2 選定時にのみ示している	1 (0.0%)	115 (1.5%)	1,237 (2.1%)	1,353 (1.8%)
3 協定等にのみ示している	1,049 (14.7%)	766 (10.0%)	12,724 (21.7%)	14,539 (19.8%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,726 (24.2%)	304 (4.0%)	6,264 (10.7%)	8,294 (11.3%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

表5-6 緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	4,871 (68.4%)	6,009 (78.6%)	36,813 (62.7%)	47,693 (64.9%)
2 選定時にのみ示している	6 (0.1%)	108 (1.4%)	1,228 (2.1%)	1,342 (1.8%)
3 協定等にのみ示している	381 (5.3%)	1,390 (18.2%)	13,172 (22.4%)	14,943 (20.3%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,865 (26.2%)	134 (1.8%)	7,499 (12.8%)	9,498 (12.9%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

⑥労働条件

表6 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	5,606 (78.7%)	5,542 (72.5%)	21,697 (37.0%)	32,845 (44.7%)
2 選定時にのみ示している	221 (3.1%)	764 (10.0%)	6,602 (11.2%)	7,587 (10.3%)
3 協定等にのみ示している	219 (3.1%)	137 (1.8%)	4,211 (7.2%)	4,567 (6.2%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1,077 (15.1%)	1,198 (15.7%)	26,202 (44.6%)	28,477 (38.8%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

【具体的な雇用・労働条件の内容】

労働福祉に関すること(労災保険・雇用保険に関すること など)
地域雇用に関すること
障害者・高齢者雇用に関すること
人員配置、勤務体制、労働時間等に関すること
継続雇用に関すること
労働モニタリングに関すること

⑦個人情報保護

表7 個人情報の保護への配慮規定の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	5,433 (76.3%)	7,098 (92.9%)	43,406 (73.9%)	55,937 (76.1%)
2 選定時にのみ示している	3 (0.0%)	8 (0.1%)	646 (1.1%)	657 (0.9%)
3 協定等にのみ示している	1,686 (23.7%)	535 (7.0%)	11,251 (19.2%)	13,472 (18.3%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	1 (0.0%)	0 (0.0%)	3,409 (5.8%)	3,410 (4.6%)
合計	7,123 (100.0%)	7,641 (100.0%)	58,712 (100.0%)	73,476 (100.0%)

⑧指定の取消し等(期間:平成21年4月2日～平成24年4月1日)

表8-1 指定管理者の指定取消等の事例

(単位:施設、%)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
1 指定管理者の指定を取り消した事例	153	(25.2%)	43	(51.2%)	635	(36.8%)	831	(34.4%)
2 期間を定めて管理の業務の停止を行った事例	7	(1.2%)	0	(0.0%)	44	(2.6%)	51	(2.1%)
3 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例	447	(73.6%)	41	(48.8%)	1,045	(60.6%)	1,533	(63.5%)
合計	607	(100.0%)	84	(100.0%)	1,724	(100.0%)	2,415	(100.0%)

表8-2 指定管理者の指定を取り消した理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県				指定都市				市区町村				合計			
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	0	0.0%			0	0.0%			17	2.7%			17	2.0%		
	指定管理者の経営困難等による撤退(指定返上)	3	2.0%	7	4.6%	3	7.0%	4	9.3%	127	20.0%	176	27.7%	133	16.0%	187	22.5%
	指定管理者の業務不履行	0	0.0%			0	0.0%			9	1.4%			9	1.1%		
	指定管理者の不正事件	4	2.6%			1	2.3%			23	3.6%			28	3.4%		
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散	127	83.0%	127	83.0%	5	11.6%	5	11.6%	94	14.8%	94	14.8%	226	27.2%	226	27.2%
施設の見直し	施設の休止・廃止	12	7.8%			19	44.2%			161	25.4%			192	23.1%		
	施設の再編・統合	0	0.0%	18	11.8%	7	16.3%	34	79.1%	50	7.9%	330	52.0%	57	6.9%	382	46.0%
	施設の民間等への譲渡	6	3.9%			6	14.0%			109	17.2%			121	14.6%		
	施設の民間等への貸与	0	0.0%			2	4.7%			10	1.6%			12	1.4%		
手続き上の理由	応募要件不備・不選定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.1%	1	0.1%
その他	東日本大震災による影響のため	1	0.7%			0	0.0%			32	5.0%			33	4.0%		
	障害者自立支援法改正に伴うもの	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	34	5.4%	1	0.1%	35	4.2%
	指定管理者の法人格取得に伴うもの	0	0.0%			0	0.0%			1	0.2%			1	0.1%		
合計		153	100.0%	153	100.0%	43	100.0%	43	100.0%	635	100.0%	635	100.0%	831	100.0%	831	100.0%

表8-3 指定管理者の指定を取り消した後の管理

(単位:施設、%)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
直営(業務委託を含む)	4	2.6%	7	16.3%	111	17.5%	122	14.7%
休止・廃止	0	0.0%	2	4.7%	58	9.1%	60	7.2%
統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)	18	11.8%	26	60.5%	306	48.2%	350	42.1%
再指定(直営ののち再指定を含む)	131	85.6%	8	18.6%	160	25.2%	299	36.0%
合計	153	100.0%	43	100.0%	635	100.0%	831	100.0%

表8-4 期間を定めて管理の業務の停止を行った理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計	
運用上の理由	指定管理者の不正事件	0	(0.0%)	0	(-)	4	(9.1%)	4	(7.8%)
施設の見直し	施設の休止・廃止	0	(0.0%)	0	(-)	3	(6.8%)	3	(5.9%)
その他	東日本大震災による影響のため	7	(100.0%)	0	(-)	37	(84.1%)	44	(86.3%)
合計		7	(100.0%)	0	(-)	44	(100.0%)	51	(100.0%)

表8-5 期間を定めて管理の業務を停止している間の管理

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計	
直営(業務委託を含む)		0	(0.0%)	0	(-)	4	(9.1%)	4	(7.8%)
休止・廃止		7	(100.0%)	0	(-)	39	(88.6%)	46	(90.2%)
業務停止中については施設を休止し、業務停止終了後は直営で管理		0	(0.0%)	0	(-)	1	(2.3%)	1	(2.0%)
合計		7	(100.0%)	0	(-)	44	(100.0%)	51	(100.0%)

表8-6 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県				指定都市				市区町村				合計			
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	4	0.9%	4	0.9%	2	4.9%	2	4.9%	364	34.8%	386	36.9%	370	24.1%	392	25.6%
	指定管理者の経営困難等による撤退(指定返上)	0	0.0%			0	0.0%			22	2.1%			22	1.4%		
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	42	4.0%	42	4.0%	42	2.7%	42	2.7%
施設の見直し	施設の休止・廃止	53	11.9%	417	93.3%	18	43.9%	39	95.1%	243	23.3%	569	54.4%	314	20.5%	1,025	66.9%
	施設の再編・統合	6	1.3%			3	7.3%			57	5.5%			66	4.3%		
	施設の民間等への譲渡	57	12.8%			14	34.1%			234	22.4%			305	19.9%		
	施設の民間等への貸与	4	0.9%			0	0.0%			31	3.0%			35	2.3%		
	公営住宅法に基づく管理代行制度への移行	296	66.2%			0	0.0%			0	0.0%			296	19.3%		
	施設の改修等に伴うもの	0	0.0%			3	7.3%			0	0.0%			3	0.2%		
	施設のあり方等の検討に伴うもの	1	0.2%			1	2.4%			4	0.4%			6	0.4%		
手続き上の理由	公募への応募なし	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	14	1.3%	23	2.2%	14	0.9%	24	1.6%
	公募要件不備・不選定	0	0.0%			0	0.0%			3	0.3%			3	0.2%		
	議会の不同意	1	0.2%			0	0.0%			2	0.2%			3	0.2%		
	協定締結のための協議不調	0	0.0%			0	0.0%			4	0.4%			4	0.3%		
その他	東日本大震災による影響のため	25	5.6%	25	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	25	2.4%	25	2.4%	50	3.3%	50	3.3%
合計		447	100.0%	447	100.0%	41	100.0%	41	100.0%	1,045	100.0%	1,045	100.0%	1,533	100.0%	1,533	100.0%

表8-7 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた後の管理

(単位:施設、%)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
直営(業務委託を含む)	31	6.9%	9	22.0%	465	44.5%	505	32.9%
休止・廃止	3	0.7%	6	14.6%	73	7.0%	82	5.3%
統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)	116	26.0%	26	63.4%	470	45.0%	612	39.9%
再指定(直営のち再指定を含む)	1	0.2%	0	0.0%	37	3.5%	38	2.5%
公営住宅法に基づく管理代行制度による管理	296	66.2%	0	0.0%	0	0.0%	296	19.3%
合計	447	100.0%	41	100.0%	1,045	100.0%	1,533	100.0%

⑨不服申立て等

表9 不服申立て等の事例とその具体的な内容

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 不服申立て ^{※1}	0 (-)	0 (-)	2 (100.0%)	2 (100.0%)
2 取消訴訟 ^{※2}	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 不服申立てを経て取消訴訟	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	0 (-)	0 (-)	2 (100.0%)	2 (100.0%)

※1 不服申立て:地方自治法第244の4第3項の規定に基づく、公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て。

※2 取消訴訟:行政事件訴訟法第11条第1項の規定に基づく、公の施設を利用する権利に関する処分についての取消訴訟。

【具体的な内容】

利用決定の解除処分に対する不服申立て
施設使用の不承認処分に対する不服申立て